

社会コーポラティズムから政策協調へ？：
ネオ・コーポラティズム論における国家問題
(佐藤信一先生・田中克志先生退職記念号)

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文社会科学部 公開日: 2024-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 桐谷, 仁 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/0002000191

社会コーポラティズムから政策協調へ？

—ネオ・コーポラティズム論における国家問題—

桐谷 仁

序章——問題の所在——国家の自律性

第一章 社会中心の——アクター中心の観点と権力分有

第二章 国家中心の視座——公私セクター間対立

第三章 政策協調としてのコーポラティズム？

第一節 コーポラティズム論における政策形成過程の制度化の問題

第二節 政策形成過程の制度化の諸相

第三節 合意の制度化——政策協調・政策調整・社会協定

第四節 政策の定式化と執行の不均衡

第五節 政府の役割——政府戦略としてのコーポラティズム

第四章 コーポラティズムの総合的理解に向けて——国家—社会関係と政治アリーナの転位

第一節 コーポラティズムの衰退と再生をめぐる

第二節 コーポラティズムの変容とその総合的理解に向けて

第三節 国家—社会関係と政治アリーナの転位——代替的な構図

第四節 政治的安定性の問題

終章——今後の課題

序章——問題の所在——国家の自律性

(一) ネオ・リベラリズム・多元主義・国家

一九八〇年代以降、とくに九〇年代から今世紀に入り、イギリス等のアングロアメリカ諸国を中心に、いわゆるネオ・リベラリズムが台頭し一連の大きな政策変化を試みた。この変化は、需要サイドに力点を置き財政出動等に積極的であったケインズ主義的政策から、供給サイドを重視し緊縮財政に傾くマネタリスト政策への転換というかたちで、しばしば総括される^①。その政策内容そのものの妥当性はともかくとして、こと政治上の問題、とりわけ国家に係わる問題にかんじていえば、一連の新たな政策は、歳入・歳出を含めた緊縮財政による政府能力の低減、規制緩和等の政府介入領域の縮減、公務員等の人的資源の削減や公共部門の民営化やエージェンシー化などの政府の執行能力の縮小、そして私企業の経営者原理を取り入れて「市場のエートス」^②をもった新しい公共経営（NPM）の導入、政府

機構の分権化等々が、達成すべき目標として設定されていた。こうした政策変化は、「最小国家」や「小さな政府」を標榜し、市場原理に対抗する国家領域の縮小を想定していたけれども、そうしたネオ・リベラリズムの政策言説とは裏腹に、C・ヘイの言葉を借りれば、「国家の再政治化」と「政治の国家化」につながったともいえる³⁾。

たとえば、規制緩和にしても、規制 (regulation) を、政府による各種のルールの定式化や、そのルールに基づく調査・監督・審査や公的エージェンシーの設立等の狭い意味だけでなく、より広義に、市場や社会領域への国家介入の型として捉えるならば⁴⁾、ネオ・リベラル流の国家は、政府による租税政策や所得再分配政策などを考慮する「積極国家」から、市場における競争を促進・調整するルール設定が重視される「規制国家」へと転換させたのであり⁵⁾、それは、国家介入の質的变化を示唆しているといえる。規制緩和は、ある特定の政策領域における規制の撤廃や縮小が、別の領域における規制の設定や強化と同時に進行していくことにつながる。より自由な市場にはより多くの規制が要請され、市場の自由化の促進は、政府の規制の緩和には必ずしもつながらない⁶⁾。したがって規制国家では、政府介入は、介入領域の縮減と強度の低下というよりも、介入領域の再編とその強度の質的变化ということになる⁷⁾。それに加えて、民営化やエージェンシー化には、当該の社会の諸領域と政府とのあいだの公私間の調整——国家—社会関係の再規定——が要請され、ここに中央政府の政策調整・執行能力を含めた「政策容量 (policy capacity)」という観点⁸⁾がとくに重要視されることになった。

このように規制緩和や分権化や民営化の進展は、市場化と反国家という図式だけで捉えられるのではなく、むしろ、政府の主導的な役割が要請される。このことは、国家の諸制度における集権対分権や、議会 (政治家) 対行政府 (官僚) など広範な政治対行政という対立構図を抱えながら、中央政府に向けての求心化の力が働くことも示唆してい

た。

こうして政府介入やひいては国家の自律性の問題が再び俎上に載せられたのである。^⑨しかも、そうした中心化の傾向が、ヨーロッパ諸国において必ずしも一様ではなく、国家の社会からの自律性、官僚制の制度遺産とその径路依存性によって、「多様性」がみられることにも関心が集まった。たとえばM・ペインターらは、そうした国家の自律性を「国家性 (Stateness)」の伝統の所産として捉え、それを四つの類型に分けている。すなわち、(i) ナポレオン型 (フランスを典型例としてイタリアなどの地中海諸国)、(ii) ドイツ型 (ドイツははじめオーストリア、ベルギーなどの中欧諸国に該当)、(iii) アングロアメリカ型 (イギリスやアイルランド等)、(iv) 北欧型 (スウェーデンやデンマークなど) がそれである。^⑩この類型化の是非や、この分類がコーポラティズム論や「資本主義の多様性論」(以下「多様性論」)における類型化とどのような類似性があるかどうかを論じるのはまた別の機会に譲るとして、ここでは、市場における規制緩和と自由化において国家の自律性の問題が再び浮上していることだけを確認しておきたい。

他方、国家と対峙される社会領域における利益集団の問題に眼を転じると、八〇年代後半から九〇年代にかけては、労働組合の組織率の低下や労使間の団体交渉の分権化など、利益媒介システムの分散化や分権化を示す徴候が欧米の主要な国々にほぼ共通にみられた。^⑪ここから、コーポラティズムの「終焉」と「多元主義」への回帰、さらには新たなネオ・リベラル型の多元主義への「収斂化」を指摘する議論も展開された。^⑫この労使間の組織間関係の調整・交渉の分権化は、概して、政府による労使の包摂領域の縮小や政府介入の縮減など、「国家に對抗する市場化」の主張と相即的に論じられる場合が多かった。とりわけ交渉分権化の流れは、ネオ・リベラリズム路線をとったアングロアメリカ諸国において顕著であるとされた。しかし、たとえばイギリスの労使関係における多元主義や自発主義にかんし

てC・ハウエルは、国家の役割の重要性を強調する。すなわち、産業レベルでの交渉や、企業レベルでの職場代表にみられる労働者代表などの利益媒介の分権化は、すでに戦後の五〇年代から七〇年代までに、物価・賃金統制の委員会や「社会契約」等の所得政策路線などを通じて政府介入により、ある程度進行していたとされる¹³⁾。そして、このネオ・リベリズム路線によって労組は政策形成過程から退出させられることになったが、それは、サッチャー主義に典型的にみられたように非包摂型・選別型の強力な国家介入の存在を抜きにしては語ることはできない¹⁴⁾。

このようにネオ・リベリズムは、一面では、社会における多元化を促進したといえるが、他面では、その新たな多元主義は、古典的な多元主義論が想定しているのとは異なっていた。それは、かつてのN・プーランザスの言葉を援用すれば、政府介入を通じて利益集団の断片化を進行させる、あるいは利益集団の集中化を阻害させる、いわゆる国家の「孤立化作用」の所産でもあったともいえる¹⁵⁾。したがって、ネオ・リベリズム型の新たな多元主義は、市場の規制や自由化等々だけでなく、公私領域を分かち基軸の変化あるいは国家―社会関係の再編を示唆しており、とりわけ政府介入の視点についての再考を促している。

(二) 大陸ヨーロッパ諸国と社会協定ないしコーポラティズム

こうしたイギリス等の動向とは対照的に、主として大陸ヨーロッパ諸国では、八〇年代末から九〇年代にかけて、市場志向のネオ・リベリズムに対抗する「オールタナティヴ」(M・レジーニ)として、政労使の三者間の「協調体制」(concertation)による「社会協定」(social pact)が、オランダ、イタリア、ベルギーやアイランドなどで相次いで締結されていた¹⁶⁾。オランダ、イタリアでは賃金政策や雇用政策において政労使三者間の政策合意がなされたほか、大陸ヨーロッパ諸国では、公共部門の賃金上昇の凍結を含めた官民の両セクターでの賃金抑制、年金や早期退職や失

業給付等の見直し、また労働市場の柔軟化をめぐる積極的・労働市場政策など広範な政策領域をめぐる政府と労使代表とのあいだで協調行動がみられ、その多くにおいて「社会協定」が結ばれるなど、三者協議体制が再び活発化した。¹⁷

そうした趨勢を踏まえて、たとえばM・レジーニは、政府が市場の拡大の余地を創出することを目指して規制緩和を進め、種々の制度が課す拘束を除去し、そして労使間交渉等も分権化に向かうはずだとする「収斂論」に疑問を呈した。もちろん、社会協定そのものは、六〇年代の高成長期にも存在したが¹⁸、九〇年代には全国レベルでの社会協定が大陸ヨーロッパ諸国に浸透し、賃金・雇用の柔軟化や福祉政策の見直しをめぐって、政労使の三者協議制の復権や再生がみられることを強調した。¹⁹ この協調体制の復権は、政府と利益集団が協力したり、または政府が労使の両利益集団を結びつける役割を担ったりすることによって、統制と合意を織り交ぜた種々の規制を強化しようとする試みとみなされた。そこから、コーポラティズム型の三者協議体制は、衰退・消滅したのではなく、基本的には持続しており、また同体制は、かつてのコーポラティズム論の主導者P・C・シュミッターらを援用しつつ、「周期的」に顕在化している²⁰と主張した。また、O・モリーナは、オランダやイタリアの事例を踏まえたうえで、むしろ労使間の団体交渉の分権化が進んだことが、逆に、労働側、とくに全国レベルの中央組織に緊張感や危機感をもたらし、そのひとつの対応として、労組ナショナル・センターの代表が、政労使の三者協議制や社会協定への参加に積極的になったとみている。²¹

いずれにしても、こうした社会協定の政治は、従来は、コーポラティズム化の度合が低中位とされたアイルランドやイタリアでも積極的に展開されたことから、コーポラティズム体制の継起ないしは復権という問題を提起すること

になった。²²⁾ たしかに、社会協定の政治と古典的なコーポラティズムとのあいだには、政治的コンテクストの違いや、政策領域に応じて協調の程度の相違がみられる。しかし、一部の論者は、この政労使間の社会協定の政治こそ、コーポラティズムの「発展形態」であるとして、コーポラティズムとの連続性を強調したのである。²³⁾ 言い換えれば、この社会協定は、第二次大戦後の財政出動に比較的積極的であつたケインズ主義的福祉国家における古典的なコーポラティズム体制が、一九八〇年代以降のグローバル化と国際競争の拡大、そして特殊ヨーロッパ的なEU統合とくに通貨統合に伴う緊縮財政の時代において、政策転換を迫られ、従来の制度編成をいわば「転用」させ、社会変動への「適応」を図つたものとして理解することもできるかもしれない。こうした国際競争適応型の体制については、「競争的コーポラティズム」と命名されることもあるが、その名称の妥当性はともかくとして、ここで注視すべき点は、ここでのコーポラティズム概念には、政府の役割や政府の主導性など、国家の問題に大きな焦点が置かれていることである。この「競争的コーポラティズム」型の政策協調にかんして、たとえばN・シーゲルは、イタリアやオランダを例にあげて、労働市場政策や賃金問題では、葛藤や対立もあるものの、社会協定にむけての合意形成がされやすいが、それに比べて再分配の問題や政府支出の問題を伴う福祉国家の再編においては紛争が生じやすいこと、また、イタリアでは、政府—労組間の二者協調が多いこと、しかし、いずれのケースでも政府の主導性が重要である点を指摘している。²⁴⁾

(三) 政治体制の分極化と多様性

このように西欧諸国の政治体制の変動の方向性をめぐる議論は大きく二つに分かれている。すなわち、一方では、ネオ・リベラル流の多元主義が再生・復権すると同時に、規制国家という新たな政府介入の問題が生起しているとする見方が提示され、また他方において、イタリアやアイルランドを含めて、政府主導による三者協議を通じての「社

会協定」が展開され、それがコーポラティズム体制を衰退させるのではなく、むしろコーポラティズムの復権や再生をもたらしていると見る見解が提起されてきたのである。これは、旧来の「多元主義対コーポラティズム」という二項対立の図式が、「規制緩和対三者協調体制」(M・レジーニ)、さらには、「ネオ・リベラリズム型多元主義化と社会協定型再コーポラティズム化」のかたちで再現したとみることもできるかもしれない。

しかし重要なのは、いずれの議論においても、政府の主導性という意味での「国家の自律性」が主要な焦点になったこと、それに関連して、賃金抑制をめぐる所得政策や、とくに労働市場や製品市場への規制に係わる政府介入のあり方、さらには社会保障政策をめぐる政府歳出という政府能力の問題が問われたことなどが、共通項として浮上っていた点である。とくに国家の自律性の問題は、一方のネオ・リベラリズムでは、社会集団との関係を切断・排除しつつ、政府主導の「規制国家」となり、また他方のネオ・コーポラティズムでは、社会協定や政策協調のかたちをとる。政府主導で各種の労使団体を包摂するかたちをとる。ここにネオ・リベラル流の新たな多元主義と社会協定型のコーポラティズムという新たな構図ができあがるが、いずれにせよ、政策過程における政府介入の問題が、その中心に据えられていたといえる。

(四) 本稿の課題

本稿では、そうした「多元主義対コーポラティズム」あるいは「規制緩和対三者協調体制」、さらには、「ネオ・リベラリズム型多元主義化と社会協定型再コーポラティズム化」という二項対立図式のうち、後者のコーポラティズムの問題に議論を限定する。前者の「ネオ・リベラリズム」を独自のパラダイムとして取り上げ、規制国家論などについて討究することは、別のかたちで論じることとする予定である。また、新たな類型作りよりも、従来の議論を整

理することで、旧来の議論との異同や、さらに体系的理解のための見取り図を示すつもりである。

そこで本稿では、主として欧米のリベラル・デモクラシー諸国についての新たな政治的展開を理解する前梯作業として、これまでの国家をめぐる問題設定が、旧来のコーポラティズム論の展開のなかでどのように展開されてきたのかについて先行研究を整理し、今世紀に入って復権論の契機ともなった政策協調や社会協定の問題をコーポラティズム論の系譜のなかに位置づける。このことは国家の観点を意識的にコーポラティズム概念に取り入れて、政策協調としてのコーポラティズム概念を再検討するという側面をもっている。そのなかでコーポラティズムにおける国家の観点の重要性を指摘し、そしてコーポラティズム論の終焉か再生かをめぐる論争の的となった諸点を浮き彫りにすることによって、課題を提示していくかたちをとる。このように課題を限定した作業は、たしかに迂回的ではあるが、しかし国家—社会関係なかでも国家の自律性をめぐる種々の試みを比較することを抜きにしては、そうしたリベラル・デモクラシー諸国の政治体制の変動を十分に理解しえないと考えるからである。

この学説史的な整序では、①接近方法においてどのような視点と手続きを重視しているのか、②比較分析のための準拠枠組ないし解釈図式としての特徴は何か、③実際の政治現象への適用可能性に係わる「類型」として、どの程度の妥当性をもっているのか、という三つの次元からなる課題の枠組を「パラダイム」と呼び、それが、どのような発展を遂げてきたのか、あるいは遂げつつあるのか、といった問題に焦点をあてる。^④①にかんしては、アクター対制度・構造のいずれに力点を置くのか、また②については、全体として国家—社会関係の構図をどのように解釈しているのか、そして③の適用可能性については、典型例だけでなく例外性の問題にも着目して議論するつもりである。もちろん、この三つの次元が必ずしも截然として区別できるわけではない。各パラダイムによって、またひとつのパラダイ

ム内部においても、その三者は、相互に依存しているだけでなく、その力点の置き方もそれぞれ異なっているからである。また、ある次元によっては、パラダイムの「競合」や「共存」や「類似」もみられる。したがって、本稿の叙述も、この三つの次元が重なりあつたかたちでなされる。

こうして本稿では、第一に、国家問題をめぐる所説を中心に据えてコーポラティズム体制について議論を進めるので、その政治体制の総体については言及するけれども、主たる焦点は、国家―社会関係の位相のなかでの「国家の自律性」に置かれており、より具体的には、国家レベルで展開される、政府介入の一環としての政策協調の問題に力点が置かれる。したがって、政府能力や統治制度については、歳入(租税)・歳出にかかわる抽出・転換能力や、人的資源にかかわる官僚層や官僚制の問題²⁸⁾にかんしては折りに触れて言及することはあるが、しかし、それらが中心的な議題にはなっていない。むしろ、メゾ・コーポラティズムの問題に関連して、公共部門の労組の存在や、国家機構内部の部門間対立や調整メカニズム等々の問題²⁹⁾について考察することになる。

第二に、パラダイムの共存等にかんじていえば、本稿では、たとえば近年の「社会協定」とコーポラティズム概念との関係をめぐる論争を主題的に論究することをほししないで、その種々の社会協定にかんする議論は、より緩やかな意味で使われるコーポラティズムの「パラダイム」の枠内で対処している。たしかに、多元主義の場合でも、古典的な多元主義と区別して、ネオ・リベラル型という新たな下位類型を独自に設定したり、あるいは、社会協定をめぐる三者協調体制をコーポラティズムとは別のパラダイムとして想定したりすることも可能であろうし、また、そのほうが、時期区分や段階論や理念型という観点からみて、より理解が深まる場合もあるかもしれない³¹⁾。また、そうした個別の区別をすることで、今まで取り入れられてこなかった新たな諸要素を類型の内部に組み込むこともできることも可

能であろう。しかし、本稿では、そうした別個のパラダイムの設定の必要性については、それはそれとして興味深い問題提起になるとはいえ、そういう姿勢をとってはおらず、その課題についても、別稿を要すると考えている。

(五) 本稿の構成

本稿の構成は、大まかにいえば二部に分かれる。前半は第一章と第二章であり、コーポラティズム論における国家の位置づけについて、主として、これまでの先行研究を整理する。ここでは、集団論を基軸とした社会中心のアプローチから、政府領域とそこにおける政策形成問題に焦点をあてる国家中心のアプローチへと向かう構図のなかで種々の論点を明確にし、それらを検討していくことになる。第一章では、ネオ・コーポラティズム論の二つの属性——すなわち、(A) 社会における利益集団の組織化・集中化・集権化に力点を置く社会コーポラティズム論と、(B) 政労使の三者間の政策協調に焦点をあてる政策過程の制度化論——のうち、前者の(A)では、どのように国家の問題が捉えられていたかについて考察する。そしてネオ・コーポラティズム論における国家の役割と機能が、多元主義論との連続と断絶を含みつつ、受動と能動の両義性を帯びて曖昧である点を指摘する。

第二章では、そうした社会中心の観点に疑問を投げかけ、後者の(B)の観点を発展させ、政策過程における政府の問題を浮き彫りにし、国家中心的視座を喚起した議論について検討する。そのなかで、国家がけつして一枚岩ではなく、セクター間対立を抱えており、セクターに応じて政労使間の政策協調も異なることや、また公共労組と民間の競争部門の労組との対立など労働における国家―社会関係の問題を分析する。

後半部では、主として近年の政策協調をめぐるコーポラティズムと国家の問題を考察する。第三章は、八〇年代末から九〇年代におけるコーポラティズムの衰退論に対峙して、とくに今世紀に入って台頭する政策協調や社会協定を

めぐる議論を、コーポラティズムの復権の議論を念頭に置いて批判的に検討し、政府の主導性という意味での国家の自律性の問題が重要である点を指摘するつもりである。

第四章では、そうした政策協調や社会協定論の議論を踏まえて、国家―社会関係の構図のなかで従来のコーポラティズム論と、新たなコーポラティズム復権論とを総合的に理解するための代替的な構図を提示する。そのなかでコーポラティズム衰退論と再生論との論争の意味や、コーポラティズムの「概念論争」について暫定的なかたちで総括をし、終章では、今後の課題を述べるつもりである。

〈注〉

- (1) この政策転換がコーポラティズムに及ぼす影響にかんしては、たとえば以下を参照。Franz Traxler, “From Demand-side to Supply-side Corporatism? Austria’s Labour Relations and Public Policy,” in Colin Crouch and Franz Traxler (eds.), *Organized Industrial Relations in Europe: What Future?* (Aldershot UK: Ashgate Publishing, 1996), pp. 271-286, esp. pp. 278-282; Philippe Pochet and Giuseppe Fajettag, “A New Era for Social Pacts in Europe,” in Giuseppe Fajettag and Philippe Pochet (eds.), *Social Pacts in Europe New Dynamics 2ed.* (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire social européen (OSE), 2000), pp. 9-40.
- (2) Carl Dahlström, B. Guy Peters, and Jon Pierre, “Steering from the Centre: Strengthening Political Control in Western Democracies,” in Carl Dahlström, B. Guy Peters, and Jon Pierre (eds.), *Steering from the Centre: Strengthening Political Control in Western Democracies* (Toronto: University of Toronto Press, 2011), pp. 3-21, esp., p. 5.
- (3) Colin Hay, “Re-stating Politics, Re-politicizing the State: Neo-liberalism, Economic Imperatives and the Rise of the Competition State,”

- in Andrew Gamble and Tony Wright (eds.), *Restating the State* (Oxford: Blackwell Publishing, 2004), pp. 38-50.
- (4) 法の規制 (regulation) の定義のあり方について、Zaitseva 参照。Tom Christensen and Per Lægreid, “Agencification and Regulatory Reforms,” in Tom Christensen and Per Lægreid (eds.), *Autonomy and Regulation: Coping with Agencies in the Modern State* (Cheltenham, UK: Edgar Elgar, 2006), pp. 8-49, esp. pp. 9-12. Zaitseva 同論文によれば、この定義の懸念は、「社会全体への規制を組織化する際の」。
- (5) *Ibid.*, Zaitseva の論文によれば、Zaitseva 参照。Giandomenico Majone, “From the Positive State to the Regulatory State: Causes and Consequences of Changes in the Mode of Governance,” *Journal of Public Policy*, Vol. 17, 1997, pp. 139-167.
- (6) Steven K. Vogel, *Freer Markets, More Rules: Regulatory Reform in Advanced Industrial Countries* (Ithaca: Cornell University Press, 1995), pp. 1-5, pp. 256-269, pp. 9-24, pp. 25-42.
- (7) 法の規制について、Michael Moran, “Review Article: Understanding the Regulatory State,” *British Journal of Political Science*, Vol. 32, 2002, pp. 391-413; Giandomenico Majone, “The Rise of the Regulatory State in Europe,” *West European Politics*, Vol. 17, 1994, pp. 77-101.
- (8) Cf. Geert Bouckaert, B. Guy Peters, and Koen Verhoest, *The Coordination of Public Sector Organizations: Shifting Patterns of Public Management* (London: Palgrave, 2010), pp. 3-32.
- (9) 社会全体への規制について、Carl Dahlström, B. Guy Peters, and Jon Pierre, “Steering from the Centre: Strengthening Political Control in Western Democracies,” in Carl Dahlström, B. Guy Peters, and Jon Pierre (eds.), *Steering from the Centre: Strengthening Political Control in Western Democracies* (Toronto: University of Toronto Press, 2011), pp. 3-21.
- (10) Martin Painter and B. Guy Peters, “Administrative Traditions in Comparative Perspective: Families, Groups and Hybrids,” in Martin Painter and B. Guy Peters (eds.), *Tradition and Public Administration* (Basingstoke, UK: Palgrave Macmillan, 2010), pp. 19-30.

- (11) 団体交渉の分権化をめぐる議論については、たよんたよんを参照。Harry Katz, "The Decentralization of Collective Bargaining: A Literature Review and Comparative Analysis," *Industrial Labor Relations Review*, Vol. 47, 1993, pp. 3-22.
- (12) こうした議論にかんしては数多くの論点整理がなされてくるが、とりゆえに「この文は、比較的最近の以下の文献を参照。Lucia Baccaro and Chris Howell, "A Common Neoliberal Trajectory: The Transformation of Industrial Relations in Advanced Capitalism," *Politics & Society*, Vol. 39, no. 4, 2011, pp. 521-563; Harry C. Katz, "Introduction: The Changing Nature of Labor, Management, and Government Interactions," in Harry C. Katz, Wonduck Lee, and Joohee Lee (eds.), *The New Structure of Labor Relations: Typartism and Decentralization* (Ithaca: Cornell University Press, 2004), pp. 1-9.
- (13) Chris Howell, *Trade Unions and the State: The Construction of Industrial Relations Institutions in Britain, 1890-2000* (Princeton: Princeton University Press, 2005), pp. 13-19, 37-39, 41-43, 86-130.
- (14) この点については、たよんたよんを参照。John Kelly, "Bringing the State Back In," *Labor History*, Vol. 47, no. 2, 2006, pp. 252-258; Lorenzo Bordogna and Gian Primo Cella, "Admission, Exclusion, Correction: The Changing Role of the State in Industrial Relations," *Transfer: European Review of Labour and Research*, Vol. 5, 1999, pp. 14-33, esp., p. 31.
- (15) Nicos Poulantzas, *Political Power and Social Classes* (London: Verso, [1968] 1982), pp. 115-17 (ニコル・プーランツァス(田口富久 治ほか訳)『資本主義国家の構造(Ⅰ・Ⅱ)』未来社、一九七九・八〇年)。ネオ・リベラル型の政府介入については、以下を参照。Lorenzo Bordogna and Gian Primo Cella, "Admission, Exclusion, Correction," pp. 14-33. また、ネオ・リベラリズムを踏まえた多元主義論の新たな諸相については、以下を参照。Alexander Hicks and Frank J. Lechner, "Neopluralism and Neofunctionalism in Political Sociology," in Thomas Janoski, Robert Alford, Alexander Hicks, and Mildred A. Schwartz (eds.), *The Handbook of Political Sociology: States, Civil Societies, and Globalization* (Cambridge: Cambridge University Press, 2005), pp. 54-71.

- (16) Marino Regini, "Between Deregulation and Social Pacts: The Responses of European Economies to Globalization," *Politics and Society*, Vol. 28, 2000, pp. 5-33.
- (17) Bernhard Ebbinghaus and Anke Hassel, "The Role of Tripartite Concertation in the Reform of the Welfare State," *Transfer: European Review of Labour and Research*, Vol. 5, 1999, pp. 71-74.
- (18) Jelle Visser, "Data Base on Institutional Characteristics of Trade Unions, Wage Settings, State Intervention and Social Pacts, 1960-2011 (ICTWSS), Version 4. 0," Amsterdam Institute for Advanced Labour Studies (AIAS), 2013.
- (19) Marino Regini, "Between Deregulation and Social Pacts," pp. 5-33.
- (20) *Ibid.*, p. 8. 「このコーポラティズムの「国家性」については、Philippe C. Schmitter and Jürgen R. Grote, "The Corporatist Sisyphus: Past, Present and Future," *EUI* (European University Institute) *Working Paper SPS*, No. 97/4, 1997; Jürgen Grote and Philippe Schmitter; "The Renaissance of National Corporatism: Unintended Side-Effect of European Economic and Monetary Union, or Calculated Response to the Absence of European Policy?" in Frans van Waarden and Gerhard Lehmbruch (eds.), *Renegotiating the Welfare State: Flexible Adjustment through Corporatist Concertation* (London: Routledge, 2003), pp. 279-302.
- (21) Oscar Molina, "Social Pacts, Collective Bargaining and Trade Union Articulation Strategy," *Transfer: European Review of Labour and Research*, Vol. 14, 2008, pp. 399-418.
- (22) 「この点については、Franz Traxler, "Corporatism(s) and Pacts: Changing Functions and Structures under Rising Economic Liberalism and Declining Liberal Democracy," in Philippe Pochet, Maarten Keune and David Natali (eds.), *After the Euro and Enlargement: Social Pacts in the EU* (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire Social Européen (OSE), 2010), pp. 45-82, esp., pp. 67-68. また、Lucio Baccaro, "What is Alive and What

- is Dead in the Theory of Corporatism.” *British Journal of Industrial Relations*, Vol. 41, 2003, pp. 683-706; *idem*, “Policy Concentration in Europe: Understanding Government Choice.” *Comparative Political Studies*, Vol. 41, no. 10, 2008, pp. 1323-1348.
- (23) アンケ・ハッセル Anke Hassel, “Policies and Politics in Social Pacts in Europe.” *European Journal of Industrial Relations*, Vol. 15, no. 1, 2009, pp. 7-26. cf. Nico A. Siegel, “Social Pacts Revisited: ‘Competitive Concentration’ and Complex Causality in Negotiated Welfare State Reforms.” *European Journal of Industrial Relations*, Vol. 11, no. 1, 2009, pp. 107-126.
- (24) Martin Rhodes, “The Political Economy of Social Pacts: ‘Competitive Corporatism’ and European Welfare Reform.” in Paul Pierson (ed.), *The New Politics of the Welfare State* (Oxford: Oxford University Press, 2001), pp. 165-194, esp., pp. 180-186; Oscar Molina and Martin Rhodes, “Corporatism: The Past, Present, and Future at a Concept.” *Annual Review of Political Science*, Vol. 5, 2002, pp. 305-331.
- (25) Nico A. Siegel, “Social Pacts Revisited: ‘Competitive Concentration’ and Complex Causality in Negotiated Welfare State Reforms.” pp. 107-126.
- (26) このように本稿では、パラダイムという言葉を非常に緩やかな意味で用いている。したがって、パラダイムの問題に伴う「科学者集団」や、妥当な手続きおよびそのモデルとして普遍的な承認をうける「問題解決」策としての側面など、その他の重要な問題等には一切触れていない。パラダイムの問題については、以下を参照。トーマス・クーン(中山茂訳)『科学革命の構造』みすず書房、一九七一年。なお、クーンでは、このパラダイムと社会科学との関係について以下を参照した。Barry Barnes, *T. S. Kuhn and Social Science* (London: Macmillan, 1982), esp., pp. 16-35. また、本稿では、リサーチ・プログラムという言葉も使う点ともあるが、これも、パラダイムとの質的差異が重要な点とは確かであろうが、ほぼパラダイムと互換的に用いている。以下を参照。Barry Barnes, *T. S. Kuhn and Social Science*, pp. 61-63.
- (27) たゞ、以下を参照。John L. Campbell and Michael Patrick Allen, “The Political Economy of Revenue Extraction in the Modern State:

- A Time-Series Analysis of U.S. Income Tax, 1946-1986," *Social Forces*, Vol. 72, 1994, pp. 643-669, esp., pp. 645-650. 米田・ボンダ『世界社会が抱える国家権力の浸透度』を訳す「内部構造」型から「土台構築」型の権力行使の「環境」と「租税」を捉え (Michael Mann, "The Autonomous Power of the State: Its Origins, Mechanisms and Results," *European Journal of Sociology*, Vol. 25, 1984, pp. 185-213.) を訳す「ミ・ンヤハム」社会から諸資源を強制的に調達する国家の「寡奪支配 (predatory rule)」の「種」と「租税」を記述した。 Margaret Levi, *Of Rule and Revenue* (Berkeley: University of California Press, 1989), esp., pp. 10-40, を参照。
- (28) Ezra Suleiman, *Dismantling Democratic States* (Princeton: Princeton University Press, 2003), pp. 123-154.
- (29) Carl Dahlström, B. Guy Peters, and Jon Pierre, "Steering from the Centre: Strengthening Political Control in Western Democracies," pp. 3-21; Geert Bouckaert, B. Guy Peters, and Koen Verhoest, *The Coordination of Public Sector Organizations: Shifting Patterns of Public Management* (London: Palgrave, 2010), pp. 3-32.
- (30) たかえはとを参照。 Lorenzo Bordogna and Gian Primo Cella, "Admission, Exclusion, Correction," pp. 14-33.
- (31) この社会協定とコーポラティズムとの関係をめぐる議論については、たかえはとを参照。 Franz Traxler, "National Pacts and Wage Regulation in Europe: A Comparative Analysis," in Giuseppe Fajetrag and Philippe Rochet (eds.), *Social Pacts in Europe: New Dynamics 2nd*. (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire Social Européen (OSE), 2000), pp. 401-417.

第一章 社会中心的一アクター中心の観点と権力分有

七〇年代の初期コーポラティズム論が対峙した古典的な多元主義論では、集団論的一アクター中心のな接近方法がとられ、国家をめぐる基本的な解釈図式では、最終的には、政府の政策形成過程は、社会的要請や圧力といった「入力」への受動的対応とみなされた。政府介入も、結局のところ、社会における利益集団間の競争の帰結として把握されるか、あるいは、そうした集団間紛争への消極的な調停の所産とされた。そこにおいては、政府主導の積極的介入や、入力を出力への転換するうえで政府能力など、国家の自律性にかかわる問題については副次的なものとみなされる傾向にあった。^①そして、実際には、アングロアメリカ型として、イギリスやアメリカなど、また、さらに、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等が、多元主義のモデルの典型国としてあげられていた。とりわけアメリカでは、利益集団と国家との関係においては、理念型としての多元主義は、利益集団の組織的利益と国家の公的権威とが截然と区別されることを前提としていた。すなわち、ロビー活動を行う利益集団の法的権利は、議会が承認し、それによって、国家の利益集団による虜化は免れると想定されていた。^②しかし、そのためには、利益集団のメンバーシップは自発的であり、その組織的利益は比較的小規模で専門分化した同質的なものであり、また、同種の利益を代表する他の集団と絶えず競合関係にあることもまた前提とされていたのである。^③

これに対して、政労使の三者協議制を典型とみなすコーポラティズム論では、政府の主導性や自律性、政府介入や政治統合、あるいはより広い国家―社会関係の問題を提起して、多元主義論への「オルタナティブ」を標榜してい

た。とはいえ、この国家問題にかんして、コーポラティズム論の種々の見解をみると、資本の優位性や、あるいは労資の同権性、さらには政府の積極性や官僚層の主導性等々をめぐって、多様な潮流があったことがわかる。^④

(一) 集会的アクターとしての国家——多元主義論の亜種？

一九七〇—八〇年代初頭の初期のネオ・コーポラティズム論では、国家は、しばしば、多元主義的な利益集団論の延長上で把握されていた。したがって特殊な集団の一つとして、また私的アクターに対峙する公的アクターとして国家を捉える傾向にあった。こうした観点は、国家—社会関係を公私アクター間の相互作用という行動の次元に還元するものであり、当該の政治過程を存立させている制度配置への配慮を欠落させるものでもあった。^⑤このことは、方法的にみて、多元主義論と同様の集団論的アプローチが、コーポラティズム論の一部にいわば残滓として継承されていたことを示唆している。ここでは、国家—社会関係は、それを担う官僚集団とくに行政エリートと利益集団の代表とのアクター間の相互作用の過程に還元され、最終的には、個別の争点(イッシュユ)をめぐる官僚ないし私的集団が果たす主導性やその影響力といったアクター間の優劣劣敗の問題に解消される。こうしたアクター中心的なアプローチでは、アクターそれ自体の存在論的次元や制度編成の問題が看過されがちであり、国家の相対的自律性や国家—社会関係は、そうした政治過程の平面に矮小化されてしまう。

このアクター中心的な視点は、多元主義的な集団論との「連続性」をめぐる議論のなかで、しばしば見られた。初期のコーポラティズム論の多くは、アクターの次元に焦点を定めて集団相互の政治過程を扱う点では多元主義論と同一の地平に立っており、それは、索出された集団間の相互作用のパタンが、多元的で「競合的」ではなく、「協動的」「協力的」「調整的」である点を強調するものであった。単純化していえば、その議論は、多元主義における集団の分

散性と集団間の競争に対して、コーポラティズムにおける集団の集中性と集団間の協調・調整という特徴を際立たせることを主眼としていたのである。したがって、この「連続」説においては、集団論としてのコーポラティズム概念が、多元主義の枠内に収まる一亜種としばしばみなされたのも当然であった。⁶⁾ このような行動の次元を中心に据えた初期コーポラティズム論の見地からすると、コーポラティズムとは、公私アクターの相互作用を対象とした政治過程にかんする類型の一つとなる。そこでは、政府の介入によって国家―社会関係の制度配置における組織間関係がどのように編成化されているのかという観点は稀薄になりがちであったといえる。⁷⁾

(二) 道具主義——弱い国家？

さらに、コーポラティズム論そのものが、政策過程における政府の重要性等を指摘しつつも、最終的には、国家の自律性を認めず、国家を社会的利害の反映とみる「社会中心のアプローチ」となり、「道具主義」的側面をもっていたという見解がある。この道具主義の視点は、一見対立する多元主義論もマルクス主義も共有している地平であるとされ、その二つの理論的系譜が、ネオ・コーポラティズム論の一部にも遺産として継承されているとしばしば指摘されてきた。⁸⁾ この道具主義的で社会中心的な視座は、政策過程へのとくに労使の職能団体代表の包摂を、社会的利害の反映とみなす。労使のいずれが優位であれ、政府の役割は、どちらかといえば消極的・中立的であり、むしろ、そうした支配的勢力の道具ないし階級支配の手段とみなされることになる。この見地に立てば、国家は社会にとって外部に存立しているにすぎず、国家そのものが自律性を内蔵していることではなくなる。

こうしてコーポラティズム体制は、第一に、構造的なビジネスの特権的地位の保持とその若干の譲歩といった修正多元論の一亜種もしくはその延長上で把握された。⁹⁾ このビジネス優位を主張するリンドプロムらの修正多元論者も、

政府による投資環境の整備や資本蓄積への関与や景気の誘導などをめぐる政府の役割についての考察が希薄であり、またコーポラティズム論者も、ビジネス等との「政治交換」の一部として労組が政府の各種機関に労働代表として参加する点については着目するけれども、いずれも政府の役割についての体系的な理解が欠けているという批判がなされた。⁽¹⁰⁾

第二に、前述の点を踏まえて、コーポラティズムは、社会における労使間の非対称的な力関係において劣位にある労働側の発言機会が制度化されたものとして、あるいは労働側の政策過程への参加による政労使間の「対話」による「熟慮」型デモクラシーの一環として解釈された。⁽¹¹⁾ 第三に、それに関連して、政府は、労使間の勢力関係の「均衡」が誘導される場として位置づけられた。コーポラティズムとは、そうした均衡を誘導する体制として認識されたり、あるいは労使エリート間の「交渉・調整」ないし「妥協・協調」そのものの制度化として把握されたりした。⁽¹²⁾ これに加えて、より構造的な視点を入れて、コーポラティズム体制は、社会レベルでの階級間、闘争の制度化の所産とみなされたりした。⁽¹³⁾ もっとも、コーポラティズム論のなかには、後述するように、政府による積極的な統合を遂行する「強い国家」を想定しているものもある。だが、多元主義的な集団論を継承するコーポラティズム論のアプローチの多くは、政労使の三者協議をアクター間の「均衡」とみていたといえる。⁽¹⁴⁾

第四に、そうした社会中心的な観点は、さらに国家の制度編成そのものにも、社会的な力関係が刻印されると考えている場合もあった。たとえば、社会民主主義的コーポラティズム(Social Democratic Corporatism : SDC)の理論的背景のひとつをなしているW・コルピーらの権力資源論では、国家の制度編成は、社会における権力資源の配分の産物として、あるいは、そうした資源をめぐる分配闘争の結果として捉えられ、そして最終的には、アクターとしての

労働者にとっての利用可能な資源の動員の所産として把握されていた。コルビーは、権力資源には、経済的なものと政治的なものがあり、前者の経済的資源は、資本を含め通常は市場の文脈のなかで使われ、国民や社会経済的な利益集団間のあいだに不平等に分配されているが、これに対して後者の政治的資源は、集合行為を組織化する能力や選挙を通じて影響力を行使する能力などを指し示しているとみなした。しかも後者の政治資源は、前者の経済資源に比べ、不平等に分配されてはおらず、より広く国民のあいだに拡散・浸透しているとみる。そして一般市民は、通常は経済資源を相対的に過少しかもっていないが、この政治的資源を活用することによって市場における分配闘争の過程をめぐる条件を設定したり、そうした市場での分配闘争の結果を修正したりできるとする。

したがって、党派性をもった政党間の選挙競争を通じて政権形態が確定されると、その帰結として政策の内容面でも「偏向」が動員され、それが生産・再生産されることになる。そして政策転換は、制度遺産や政策遺産の影響というよりも、むしろ、政権交代を中心にした、動員資源の量と質の変化の産物とみなされた。¹⁵⁾ このことは、たとえば八〇年代以降のOECD諸国の政府の社会保障費の「縮減」等にかんしても、左翼政権とその党派性が依然として有効である点にも看取される¹⁶⁾とした。こうした見地は、議会外での政労使の協調体制や、政府による規制や調整に重心を置くコーポラティズム論とは異なっていた。それは、政府を経済的支配集団の道具とみなし、労働運動を中心とした政治闘争における権力資源の動員によって、政権の獲得と政策変更の可能性を示唆していた。とりわけ社会民主主義政府は、親労働者政権として種々の政策変更だけでなく体制変革の役割も期待された。¹⁸⁾

こうして国家の制度編成もまた、種々の権力資源の「投資」の「結果」として現出するとみなされる。そうした資源は、参加をはじめ様々な「機会」をもたらすが、そこには、同時に「選別」のメカニズムも働いているので、その

意味で、国家の制度配置は「偏向の構造」を帯びるとされた¹⁹⁾。結局のところ、権力資源論は、労組の組織率や労働者政党への投票動員や労働者政権の存在を、政治資源として重視している。そして権力資源は、そうした社会的アクターの動員ないし利用可能な手段とされている点で、社会中心の道具主義的地平で把握されているといえる²⁰⁾。こうしてコルピーらの権力資源論は、最終的には、労働組合の組織化—選挙—社会民主主義政権という系列に照準をあてるM・リップセットの「民主的階級闘争」モデルと同一の地平にあり、いずれもアクター間の葛藤に基礎を置く階級闘争モデルで、社会中心的—アクター中心のであるとみなされた²¹⁾。

(三) ヘゲモニー及び力関係の問題

そうした議論の展開のなかで、(i) 国家の制度編成は、労資間の階級闘争が展開されるひとつの拠点とみなすべきなのか、あるいは、(ii) 政府は、階級的妥協・均衡を積極的に主導するためのアリーナを提供しているのか、それとも、(iii) A・グラムシ流に、国家は、敵対する諸階級や利益集団を内部に抱き込むことを通じて、紛争それ自体を吸収し変容させる梃子として機能するの²²⁾か、といった問題も提起された。要するに、それらの問題は、「ヘゲモニーの拠点」がどこにあるのかという問題であると同時に²³⁾、国家が、はたして、そうしたヘゲモニー構築における自律した拠点や「管制高地」たりうるのかということをめぐる疑義でもあったといえる²⁴⁾。

しかしながら、結局のところ、コーポラティズム論の多くは、そうした政府介入や国家の自律性をめぐる厄介な問題にたいしては判断を停止したままに、J・レヴィの言葉を借りれば、政労使間で権限を共有しあう一種の「権力分有モデル」を想定し、国家のヘゲモニー性の問題への言及を回避してきたともみなされた²⁵⁾。もっとも、初期のコーポラティズム論においても、種々の利益集団と国家との関係は複合的であり、両者の力関係を判断することは難しい点

は強調されていた。たとえば、W・シュトリークは、経営者団体と政府との関係について、経営者団体が政府を巻き込んで自らの組織的な生存を勝ち取る場合と、国家が団体の包摂化とその制度化をはかり、当該団体に公的地位と公的責任を付与する場合とがあることを指摘した。⁽²⁷⁾ こうしてコーポラティズム体制では、利益集団は、組織間関係において国家との特殊な関係を発展させるようになり、「公的地位」を占めるようになりうるのである。⁽²⁸⁾ この「公的地位」とは、当該集団が、国家以外の他のアリーナでは決して与えられない特殊な資源を、直接的にせよ間接的にせよ、獲得していること、換言すれば、当該集団が政府の正統な強制力に依拠できることを示唆しているとされる。⁽²⁹⁾ したがって、コーポラティズム体制にかんしては、国家と社会の両者を截然と区別することや、さらには政府の主導性や自律性の如何を確定することは容易ではない。この「権力分有」モデルは、そうした実際の複雑さに基づく留保の表現ともいえる。

(四) 権力分有と公共性の転換の問題

「権力分有」モデルについては、力関係やヘゲモニーの問題を曖昧にしているという懐疑的な議論がある一方で、むしろ、そうした権力分有モデルこそ、政府に独占されていた権威を利益集団にも共有させ、公共性の概念の転換をもたらし、そこにコーポラティズム体制の民主主義論における積極的な意義を見いだせるとする議論が登場する。⁽³⁰⁾ すなわち、(多元主義理論が想定していた)「リベラル型民主主義は、位階制的な国家の権威と市民社会の自発的な組織とを峻別するが、それとは異なり、コーポラティズムの理論と実際は、国家と社会の区別を曖昧にしていく。そのことは、国家が、民間の私的な利益団体と権威を共有し、その私的利益団体の諸活動を調整したり、あるいは、それらの団体に公的な機能と決定を委譲したりするなかで、民間の私的な利益集団を公共政策のエージェントとして活用すること

になる」⁽³³⁾。

こうして、たとえば労組も、その機能と正統性を国家によって承認される一種の「政治的シチズンシップ」をもち、国家による行政的・立法的措置に関与する⁽³⁴⁾。公的地位を獲得した主要な利益集団は、公共政策の定式だけでなく執行にも参与する一種の「私的政府＝統治 (private interest government)」の一翼を担い、そして政労使の三者が共有する「公共性」の領域が生成・発展する。ここでは、有力な私的団体と政府との「政治的交換」の論理よりも、むしろ公私両アクターが相互学習を通じて、パートナーシップや政策協調を構築し、それによって公私領域の再編と公共領域の刷新が次第に要請されることになる⁽³⁵⁾。

しかしながら、そうした公共性の議論は、いくつかの困難を抱えていることもまた確かである。第一に、政策協調や政労使のパートナーシップの確立、そしてとくに労組のような職能団体の政治的シチズンシップは、政権の党派性に左右されるという問題、とりわけ親労働者政権かどうかによって異なるという問題がある⁽³⁶⁾。第二に、それに関連していえば、そうした社会的パートナーシップや政策協調は、政権の党派性だけでなく、政権の安定性にも依存することになる。連合政権か否か、連合政権の場合の与党内の勢力比や、議会における与野党間の拮抗という政党政治、そして要党も含めた拒否権プレイヤーの存在などによって、その成否は左右される。

第三に、少数内閣など政権基盤が脆弱な場合（「弱い政府」）でも、政労使の政策協調やパートナーシップはありうる⁽³⁷⁾が、しかし、その場合、政労使のエリート協調による「公的責任」の強調は、労使内部の下部組織の反発や抵抗を抱え込み、職能代表と一般メンバーとのあいだのギャップを常に伴う。このギャップをどのように調整していくのが、そうしたパートナーシップ型の政策協調に求められる「ガバナンス能力」のひとつとされる⁽³⁸⁾。

第四に、社会パートナーシップを伴う政策過程それ自体が、政府と議会との関係も含めた議会制民主主義とその正当性の問題を惹起する。これは、政府の党派性や政権の安定性や利益代表内部のギャップ等の後景にある制度問題である。そのように議会主義以外の回路を制度化することは、F・トラックスラーによれば、「国民主権」の観点からみて、必ず正統性の問題に逢着し、それが、コーポラティズムの「アキレス腱」にさえなっている。⁽³⁸⁾つまり、議会制民主主義では、選挙―政党―議会の代表関係にフォーマルな正統性がある以上、職能集団の頂上部と執政府間での政策形成をめぐる協議の制度化は、ただちに正統性を付与されるものではないからである。この正統性の問題にかんする限り、コーポラティズム体制は、正統性の「生産者」ではない。むしろ、正統性を付与するのは政府であり、政労使の三者協議体制は、政府が供給する正統性の「消費者」となり、政府による認可と手続きを経て初めて利益集団の政策参加等が制度化されるのである。⁽³⁹⁾こうして政策協調のパートナーとしての参画には政府による承認が必要とされ、また、選挙による議会代表とは異なる「合意回路」は、議会制とのあいだに齟齬を生じさせる。とりわけ、連合政権など政権基盤の弱い政府の場合には、そのことが政権と議会のあいだで摩擦を生じさせることになる。したがってコーポラティズム体制そのものは、その正統性を国家(＝政府や政権)に依存しているかたちになるので、制度的には、常に正統性の危機に晒されることになる。⁽⁴⁰⁾

しかし第五に、そうした政策協調の制度化は、議会制以外の各種の代表回路を「代替的」な制度として提示しうることを示唆している。このことは、初期コーポラティズム論の展開のなかで、利益代表としてのコーポラティズムのもつ不安定性を指摘したシュミッターやレームブルッフが、その代案のひとつとして「サンデイカリズム」に言及した所以でもあり、⁽⁴¹⁾また、生産者民主主義や産業民主主義等々の議論を提起させる一因になったといえる。⁽⁴²⁾

〔注〕

- (1) ついでに多元主義論ならびに一九五〇年代の行動論における国家把握については、たとえば、以下を参照。Mark Bevir, *Democratic Governance* (Princeton: Princeton University Press, 2010), p. 62.
- (2) Wolfgang Streeck and Lane Kenworthy, "Theories and Practices of Neocorporatism," in Thomas Janoski, Robert Alford, Alexander Hicks, and Mildred A. Schwartz (eds.), *The Handbook of Political Sociology: States, Civil Societies, and Globalization* (Cambridge: Cambridge University Press, 2005), pp. 441-460, esp. p. 445.
- (3) *Ibid.*.
- (4) この点については、たとえば以下を参照。Andrew Cox, "Neo-Corporatism Versus the Corporate State," in Andrew Cox and Noel O'Sullivan (eds.), *The Corporate State: Corporatism and the State Tradition in Western Europe* (Hampshire, UK: Edward Edgar, 1988), pp. 27-47; Noel O'Sullivan, "The Political Theory of Neo-Corporatism," in Andrew Cox and Noel O'Sullivan (eds.), *The Corporate State: Corporatism and the State Tradition in Western Europe* (Hampshire, UK: Edward Edgar, 1988), pp. 3-26.
- (5) この点については、桐谷仁『国家・コーポラティズム・社会運動——制度と集合行動の比較政治学』東信堂、二〇〇二年、第二・三章もあわせて参照。
- (6) このコーポラティズム論は、主として、第一期に属する議論であるが、この多元主義論とコーポラティズム論との関係をめぐる議論については、以下を参照。Alan Cawson, *Corporatism and Political Theory* (London: SAGE Publications, 1986), pp. 25-38; Andrew Cox, "Corporatism as Reductionism: The Analytic Limits of the Corporatist Thesis," *Government and Opposition*, Vol. 16, 1981, pp. 78-95; Youssef Cohen and Franco Pavanello, "Corporatism and Pluralism: A Critique of Schmitter's Typology," *British Journal of*

- Political Science*, Vol. 17, 1987, pp. 117-122. 木下、多元主義論とコーポラティズム論との連続性および議論の二つは、たゞは以下を参照。Alan Cawson, "Pluralism, Corporatism and the Role of the State," *Government and Opposition*, Vol. 13, 1979, pp. 178-198; Colin Crouch, "Pluralism and the New Corporatism: A Rejoinder," *Political Studies*, Vol. 31, 1983, pp. 452-460. 木下最近のコーポラティズム論の学説史的な展開については以下を併せて参照。Colin Crouch, "Neo-corporatism and Democracy," in Colin Crouch and Wolfgang Streeck (eds.), *The Diversity of Democracy: Corporatism, Social Order and Political Conflict* (Cheltenham, UK: Edgar Elgar, 2006), pp. 46-70; Wolfgang Streeck and Lane Kenworthy, "Theories and Practices of Neocorporatism," in Thomas Janoski, Robert Alford, Alexander Hicks, and Mildred A. Schwartz (eds.), *The Handbook of Political Sociology: States, Civil Societies, and Globalization* (Cambridge: Cambridge University Press, 2005), pp. 441-460; Oscar Molina and Martin Rhodes, "Corporatism: The Past, Present, and Future at a Concept," *Annual Review of Political Science*, Vol. 5, 2002, pp. 305-331.
- (7) この点について、たとえばW・シュトリークは、八〇年代にすでに西欧九ヶ国の経営者団体の体系的な比較研究の予備的調査のなかで強調していた。以下を参照。Wolfgang Streeck, "Between Pluralism and Corporatism: German Business Associations and the State," *Journal of Public Policy*, Vol. 3, 1983, pp. 265-284, esp., pp. 279-282. 木下、桐谷仁『国家・コーポラティズム・社会運動——制度と集合行動の比較政治学』東信堂、二〇〇二年、第二・三章をあわせて参照。
- (8) たゞは以下を参照。David Held and Joel Krieger, "Theories of the State: Some Competing Claims," in Stephan Bornstein, David Held, and Joel Krieger (eds.), *The State in Capitalist Europe: Casebook Series on European Politics and Society*, No.3 (Winchester: George Allen & Unwin; Center for European Studies, Harvard University, 1984), pp. 1-20.
- (9) 近年、この修正多元主義論の延長上のコーポラティズム論を整理し、コーポラティズムにおける国家介入を受動的な選別とみなしたものととして、たゞは以下を参照。John S. Dryzek and Patrick Dunleavy, *Theories of the Democratic State* (London: Palgrave

- Macmillan, 2009), pp. 131-154, esp. pp. 137-140. 修正多元論の先駆としてJ・リンダブロムの以下の議論も参照。Charles E. Lindblom, *Politics and Markets* (New York: Basic Books, 1977), p.202; *idem*, "Another State of Mind," in his *Democracy and Market System* (London: Norwegian University Press, 1991), pp. 279-304. このリンダブロムは「コミンタスの特権性」などの論議を行っているが以下を併せて参照。David Marsh, "Interest Group Activity and Structural Power: Lindblom's *Politics and Markets*," *West European Politics*, Vol.6, 1983, pp. 3-13; Shaun Bowler, "Corporatism and the 'Privileged Position' of Business," *West European Politics*, Vol. 10, 1987, pp. 157-175. また、リンダブロム流のビジネスの特権的地位を重視する修正多元論と新多元主義論とを区別する場合も多々ある。この点については以下を参照。Martin J. Smith, "Pluralism, Reformed Pluralism and Neopluralism: The Role of Pressure Groups in Policy-Making," *Political Studies*, Vol. 38, 1990, pp. 302-332. 最近の政府—ビジネス関係についての議論の整理については以下を参照。David Coen, Wynn Grant and Graham Wilson, "Political Science: Perspectives on Business and Government," in David Coen, Wynn Grant and Graham Wilson (eds.), *The Oxford Handbook of Business and Government* (Oxford: Oxford University Press, 2010), pp. 9-34.
- (10) こうした体系的・構造的観点から、初期の古典的コーポラティズムへの批判を踏まえ、コーポラティズム論もまた新たな多元主義（「ネオ・プルーラリズム」）の一種であるとする議論については以下も参照。Alexander Hicks and Frank J. Lechner, "Neopluralism and Neofunctionalism in Political Sociology," in Thomas Janoski, Robert Alford, Alexander Hicks, and Mildred A. Schwartz (eds.), *The Handbook of Political Sociology: States, Civil Societies, and Globalization* (Cambridge: Cambridge University Press, 2005), pp. 54-71.
- また、この点については、以下を参照。Shaun Bowler, "Corporatism and the 'Privileged Position' of Business," pp. 157-175.
- (11) これをアンソニー・デモクラシーの概念に包括しようとする場合もあるが、この点については、異論も含めて多々議論があることだけを指摘しておきたい。詳しく議論を以下は展開しない。よりあえて以下を参照。Joshua Cohen and Joel Rogers, "Secondary Associations and Democratic Governance," *Politics and Society*, Vol. 20, 1992, pp. 393-472; Ellen M. Immergut, "An Institutional

- Critique of Associative Democracy: Commentary on Secondary Associations and Democratic Governance," *Politics and Society*, Vol. 20, 1992, pp. 481-491. また藤谷川『国家・ローギントニヤム・社会運動』第1章、参照。
- (12) 『のギントニヤム』をたよるギントニヤムや参照。 Alfred Diamond, "Bureaucracy and Public Policy in Neocorporatist Settings: Some European Lessons," *Comparative Politics*, Vol. 14, 1981, pp. 101-124.
- (13) Simon Clark, "State, Class Struggle, and the Reproduction of Capital," *Kapitalstate*, No. 10/11, 1983, pp. 113-130, esp. pp. 126-128.
- (14) 『のギントニヤム』をたよるギントニヤムや参照。 Stephan Bornstein, "States and Unions: Postwar Settlements to Contemporary Stalemate," in Stephan Bornstein, David Held, and Joel Krieger (eds.), *The State in Capitalist Europe: Casebook Series on European Politics and Society*, No.3 (Winchester: George Allen & Unwin; Center for European Studies, Harvard University, 1984), pp. 54-90.
- (15) Walter Korpi, "Political and Economic Explanations for Unemployment: A Cross-National and Long-Term Analysis," *British Journal of Political Science*, Vol. 21, 1991, p. 326.
- (16) Idem., "Power, Politics, and State Autonomy in the Developments of Social Citizenship: Social Rights during Sickness in Eighteen OECD Countries since 1930," *American Sociological Review*, Vol. 54, 1989, pp. 309-328, esp. p. 314.
- (17) Walter Korpi and Joakim Palme, "New Politics and Class Politics in the Context of Austerity and Globalization: Welfare State Regress in 18 Countries, 1975-95," *American Political Science Review*, Vol. 97, 2003, pp. 425-446.
- (18) 『のギントニヤム』をたよるギントニヤムや参照。 James Fulcher, "Labour Movement Theory versus Corporatism: Social Democracy in Sweden," *Sociology*, Vol. 21, 1987, pp. 231-252, esp. pp. 232-235.
- (19) Walter Korpi, "Power, Politics, and State Autonomy in the Developments of Social Citizenship," p. 314.

- (20) こうした権力資源論の道具主義的側面への批判としてズムを参照。 Jill Quadagno, "Theories of the Welfare State," *Annual Review of Sociology*, Vol. 13, 1987, pp. 109-128.
- (21) 以下を参照。 Robert W. Jackman, "Election and the Democratic Class Struggle," *World Politics*, Vol. 39, no. 1, 1986, pp. 123-146.
- (22) この点を含める議論はこうだが、たゞさは以下を参照。 Leo Panitch, *Working Class Politics in Crisis: Essays on Labor and the State* (London: Verso, 1986), chs. 4, 5, and 6.
- (23) このように政府が異質な諸階級を吸収・統合して、上から国家への一体性を構築し制度化していく「トランスフォルメシホ（変移主義）」については、A・グラムシ（石堂清倫編訳）『獄中ノート』三三「書房」一九七七年参照。また、その国家論における重要な位置についてはズムを参照。 Ellen Kay Trimberger, *Revolution from Above: Military Bureaucrats and Development in Japan, Turkey, Egypt, and Peru* (New Brunswick: Transaction Books, 1979).
- (24) この点についてズムを参照。 Leo Panitch, *Working Class Politics in Crisis*, ch. 5, 6, and 7.
- (25) Theda Skocpol, "Political Response to Capitalist Crises: Neo-Marxist Theories of the State and the Case of the New Deal," *Politics and Society*, Vol.10, 1980, pp. 169-81; cf., Michael Goldfield, "Worker Insurgency, Radical Organization, and New Deal Labor Legislation," *American Political Science Review*, Vol. 83, 1989, pp. 1257-1282; Theda Skocpol, "Bringing the State Back In: Strategies of Analysis in Current Research," in Peter B. Evans, Dietrich Rueschmeyer, and Theda Skocpol (eds.), *Bringing the State Back In* (Cambridge: Cambridge University Press, 1985), pp.3-28; Theda Skocpol, *Protecting Soldiers and Mothers: The Political Origins of Social Policy in the United States* (Cambridge: The Belknap Press of Harvard University Press,1992), p. 1-9; Theda Skocpol, *Social Policy in the United States: Future Possibilities in Historical Perspective* (Princeton: Princeton University Press,1995), pp. 37-71.
- (26) Jonah D. Levy, "The State Also Rises: The Roots of Contemporary State Activism," in *idem*, (ed.), *The State after Statism: New State*

- Activities in the Age of Liberalization* (Cambridge: Harvard University Press, 2006), pp. 1-28.
- (27) Wolfgang Streeck, "Between Pluralism and Corporatism: German Business Associations and the State," *Journal of Public Policy*, Vol. 3, 1983, pp. 265-284, esp. pp. 279-282.
- (28) Wolfgang Streeck and Philippe Schmitter, "Introduction," in Streeck and Schmitter (eds.), *Private Interest Government: Beyond Market and State* (Beverly Hills: Sage, 1985), pp. 16-19.
- (29) 『ソシエティとパブリックステータス』 Claus Offe, "The Attribution of Public Status to Interest Groups: Observation on The West German Case," in Suzanne Berger (ed.), *Organized Interests in Western Europe* (Cambridge: Cambridge University Press, 1981), pp. 123-158. 本論文は、Lucio Baccaro による。『国家・コーポラティズム・社会運動』 第二章。
- (30) Lucio Baccaro, "Civil Society Meets the State: Towards Associational Democracy?" *Socio-Economic Review*, Vol. 4, 2006, pp. 185-208.
- (31) Wolfgang Streeck and Lane Kenworthy, "Theories and Practices of Neocorporatism," p. 448.
- (32) Cf. Guido Baglioni, "Industrial Relations in the 1980s," in Guido Baglioni and Colin Crouch (eds.), *European Industrial Relations: The Challenge of Flexibility* (London: SAGE Publications, 1990), pp. 1-41, esp. p. 39.
- (33) Wolfgang Streeck and Philippe Schmitter, "Introduction," pp. 16-19.
- (34) Cf. Lucio Baccaro, "Civil Society Meets the State," pp. 185-208.
- (35) Guido Baglioni, "Industrial Relations in the 1980s," p. 39.
- (36) 『ソシエティとパブリックステータス』 Lucio Baccaro and Sang-Hoon Lim, "Social Pacts as Coalitions of Weak and Moderate: Ireland, Italy and South Korea in Comparative Perspective," *European Journal of Industrial Relations*, Vol. 13, no. 1, 2008, pp. 27-46; Lucio Baccaro

- and Marco Simoni, "Policy Concertation in Europe: Understanding Government Choice," *Comparative Political Studies*, Vol. 41, no. 10, 2008, pp. 1323-1348. esp. pp. 1339-1341.
- (37) Lucio Baccaro and Marco Simoni, "Policy Concertation in Europe," pp. 1339-1341.
- (38) 『のちのちの社会主義』参照。Franz Traxler, "Corporatism(s) and Pacts: Changing Functions and Structures under Rising Economic Liberalism and Declining Liberal Democracy," in Philippe Pochet, Maarten Keune and David Natali (eds.), *After the Euro and Enlargement: Social Pacts in the EU* (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire Social Européen (OSE), 2010), pp. 45-82, esp. p. 62.
- (39) *Ibid.*, pp. 62-63.
- (40) *Ibid.*
- (41) Philippe C. Schmitter, "Reflections on Where the Theory of Neo-Corporatism Has Gone and Where the Praxis of Neo-Corporatism May Be Going," in Gerhard Lehmbruch and Philippe Schmitter (eds.), *Patterns of Corporatism: Policy-Making* (London: SAGE Publications, 1982), pp. 259-279. 「フィリップ・C・シュミッター（藪野祐三訳）「ネオ・コーポラティズム理論の経緯と実践のゆくえに関する考察」P・C・シュミッター／G・レームブルッフ編（山口定監訳・高橋進・辻中豊・藪野祐三・阪野智一・河越弘明訳）『現代コーポラティズム（II）——先進諸国の比較分析』木鐸社、一九八六年、二七五—三〇六頁」。
- (42) たごえは以下を参照。Simon Clark, "State, Class Struggle, and the Reproduction of Capital," pp. 126-128; Les Mercalle and Will McQuillan, "Corporatism or Industrial Democracy?" *Political Studies*, Vol. 27, 1979, pp. 266-282, esp. pp. 280-282.

第二章 国家中心的視座——公私セクター間対立

(一) 社会コーポラティズム対行政コーポラティズム

ネオ・コーポラティズム論は、当初から、国家の位相や官僚制のあり方などについては明確さに欠けていたという批判が多くなされてきた。^①たとえば、社会の職能団体からの要求にたいして、外部に立つて調整をおこなう主体として、自律した官僚層が想定されているのかどうか判断とせず、また国家と社会の両次元の対峙や、国家官僚層と職能集団との相剋という側面が欠落しているとする、ステイティスト的観点からの批判が、その代表的なものである。^②

そうしたなかでコーポラティズムをめぐる所説において、社会における組織化および入力局面と、政策執行の出力局面とのあいだには齟齬があり、さらに後者の政策執行の局面においても分岐の側面があることに着眼した議論が登場した。たとえば D・ブランドは、コーポラティズム型の政策過程の制度化によって、行政運営上の政策執行と法の支配としての執行とのあいだに緊張がしばしば生じる点に着目した。かれは、シュミッター流の社会における組織化された利益集団に主眼を置く「社会コーポラティズム」に対して、国家の側に視点を移す。そして、組織化された利益集団が、独占的に利益を代表し、政策の定式化だけでなく政策執行においてもフォーマルないしインフォーマルに重要な役割を果たす、制度化された行政パターンを「行政コーポラティズム」と規定して、それを「社会コーポラティズム」と明確に区別することを主張した。^③シュミッター流のコーポラティズム概念は、入力局面に重点を置いた社会中心のものであるのに対して、ブランドは、政策の執行・実施の出力局面に力点を置いており、しかも両者のあいだには緊張・対立関係が起きうることを強調したのである。^④この緊張関係が生じるのは、B・ロススタインによ

れば、前者のシュミッター流のコーポラティズム理解では、政策執行が、標的となった集団とその上位団体の個別的欲求にむけられるのに対して、行政コーポラティズムでは、法の支配としての執行が前提とされており、より普遍的な視点が想定されているからであるとした。^⑤

以上のように政策定式化の入力局面だけでなく政策執行過程（出力局面）における政策参加に着目する行政コーポラティズム論は、まず第一に、多元主義論が、政策過程における集団間の力関係と入力局面を偏重することによって、政策出力の局面や政府の公共性の問題を看過しがちなことを批判している。^⑥そして、その点で、Th・ローウイの「利益集団リベラリズム」論や「依法的民主主義」論と問題関心を共有していたといえる。なぜならば、いずれも、公共性の問題や政策執行における法への依拠を重視していたからである。^⑦第二に、行政コーポラティズム論は、ビジネスをはじめ有力な集団が、たんに政策受益集団というだけにとどまらず、政策執行の出力局面でも影響力を行使し、その結果、「政策が政治を規定」（ローウイ）するかたちで、入力局面にも影響をあたえる、あるいは少なくとも、入力局面との緊張関係をもたらすという認識においても、「利益集団リベラリズム」論や「依法的民主主義」論と問題を共有している。

第三に、利益集団間の布置状況も、政策領域によっては次第に「位階制化」の方向にむかう可能性が高まることを示唆する点でも「利益集団リベラリズム」論と見解を共有している。すなわち種々の政策執行は、たとえば特定の有力集団にとっては「収獲増強」をもたらし、それによって既存の権益が維持拡大し特権的集団が再生産されるが、それだけでなく、利益集団間関係もまた寡頭制化の傾向を帯びるといふ認識がそれである。^⑧

このようにして政府の政策執行に焦点をあてた「行政コーポラティズム」論は、六〇年代から七〇年代における多

元主義批判への対応を通じて多元主義論そのものが変容を遂げるなかで再構築された「ネオ・多元主義論」と親和性をもつことになる。それがネオたる所以は、可視的なアクターを取り巻く社会的コンテクスト、とくに当該アクターの置かれた構造的位位置（たとえばリンドブROMが指摘した「ビジネスの特権的地位」など）にも留意していること、とりわけ政策形成過程を中心とした政府の役割等の国家の視点を取り込んだ点にあるからである。⁹⁾ こうした点を踏まえれば、近年、J・ドライジェックらがコーポラティズム論を、そうした修正多元論のパラダイムの枠内に位置づけている所以も理解できる。¹⁰⁾ いずれにしても、これらの議論は、社会中心なコーポラティズム論が、利益の組織化と政府への入力過程における利益代表の制度化を過度に重視していたことを批判して、政策形成過程における出力の局面にも焦点をあて、ひいては政策領域をめぐる行政府内部の問題を俎上にのせる契機にもなっていたといえる。

（二）政府能力と国家装置内部の亀裂——準国家機関と公共部門——

ネオ・コーポラティズム論は、多元主義論とは異なり、政策過程の制度化という観点から、国家の独自の役割にまで、その認識の射程を広げていたが、その視野は、各種の委員会や審議会などの準国家機関の数やそれへの労使代表の参加・包摂度だけに止まるものではなかった。公共部門の大きさ、政府支出の対国内総生産比、公務員数比など、「政府能力（government capability）」にかかわる諸指標についても言及されていた。¹¹⁾ そして国有企業の比重の高い「混合経済」体制をとっているという観点からも、スウェーデンなどの北欧諸国は総じて高いランクに位置づけられている。¹²⁾ また、公有対私有の所有次元に加えて、J・ウインクラーらは、周知のように、統制（コントロール）の公私次元を設定した。そして所有と統制の二つの軸を組み合わせた経済体制の視点から、コーポラティズムを、私的—所有

と公的—統制とを組み合わせたものとして、つまり、政府の統制の強い体制として捉えていたのである⁽¹³⁾。こうした経済体制も含めたコーポラティズム論は、政府が経済運営を主導し、社会経済領域に積極的に介入する、自律した国家像を想定していたといえる。

(三) 行政府の部門間対立

だが、国家は決して一枚岩ではなく、政府の部門間関係は、対立と協調の両面を抱えている。コーポラティズム論は、主として社会における労使間の亀裂を代表する労使団体の両代表が、審議会や委員会等の準政府機関に包摂される点に注目したが、しかし、そうした社会亀裂が、国家装置内部の部門間対立にどのように転位されていくのかといった「紛争アリーナ」の移行についての議論は、総じて看過されがちであった⁽¹⁴⁾。この点については、かつて政策ネットワーク論が批判したように、行政内部の部門間対立への問題関心が往々にして稀薄であったといえる⁽¹⁵⁾。たしかに、コーポラティズム論の多くは、マクロなレベルに焦点をあて、社会の階級的亀裂とその職能団体間の組織間関係、そしてその頂上団体の政府内部への包摂の制度化および、そのことによる行政府の優位性には着目していた。しかし、そうした階級的亀裂の様相がセクター間で異なること、また政策領域ごとで職能団体間の力関係に差があること、そして、それらの利益集団関係の相違が行政機構の内部編制とどのようなかたちで照応しているのかについては、論じられることが少なかった。かつてB・ジェソップが指摘したように、社会における労使間の階級的亀裂や機能におけるセクター間の葛藤は、国家装置の内部にも転位されるのである⁽¹⁶⁾。この紛争アリーナの移行について、初期のコーポラティズム論では、社会の階級的亀裂や職能的区分には着目しているものの、政策セクター間の領域の画定や、それに伴う国家内部のセクター間の相剋等については重視されなかったといえる。

(四) セクター間対立(あるいは)メゾ・コーポラティズムの問題

こうした点を背景にして、政府の個別部門と利益集団との関係の型に注目した「政策ネットワーク論」や、セクター間の差異に着目した「メゾ・コーポラティズム論(あるいはセクター・コーポラティズム論)」が登場したといえる。政策ネットワーク論は、フォーマルな統治制度よりも、どちらかといえば、個別の政策をめぐる執政府の省庁と利益集団とのあいだのインフォーマルな連繋の制度化に関心があり、そうした下位政府と「顧客集団」との関係の制度化を重視する¹⁷⁾。このアプローチは、それぞれ内部に多様な見解を抱えているが¹⁸⁾、基本的には次のような視点は共有していた。つまり、国家は一枚岩で同質的なものではなく、とくに政策執行機関としての行政機構の内部にはセクター間の機能的対立があり、そうしたセクター・レベルでは、関連する利益集団も異なり、それに応じて国家の政策担当部門も介入様式も違ってくるという認識がそれである¹⁹⁾。

またメゾ・コーポラティズムについていえば、マクロ・コーポラティズム論では低いランクにあるイギリスやアメリカなど、アングロ・アメリカ諸国の多元主義とみなされる国々でも、種々のセクター・レベルに分析の焦点をあてると、組織化・集中化・集権化された労使の利益集団と政府との三者協調型の政策調整や、その職能利益代表の政策参加の制度化が、種々の政策領域に存在している。こうしてマクロ・レベルに偏重したコーポラティズム論では捉えきれない複雑な様相が一国内部でも索出されたことから、ナショナルなレベルの政策スタイルとセクター・レベルの政策スタイルとを区別する必要性も指摘された²⁰⁾。さらにセクター・レベルを重視する議論は、八〇年代のC・クラウチやA・コーソンのメゾ・コーポラティズム論にみられるように、当初からマクロ・メゾ・ミクロといったレベル間の差異だけに着限したわけではなかった。各国内部のセクター・レベルのコーポラティズム度の相違が、各国間の

コーポラティズムの分岐をもたらし、「コーポラティズムの多様性」をもたらすとする問題提起もなされていたのである。⁽²⁾したがって、コーポラティズムのパラダイムの射程がマクロ・レベルに特化したものとは必ずしもいえない。

(四一) 生産対消費——二重国家論

このようにセクター間の差異と多様性への関心が高まるなかで、そうしたセクター間対立の基軸は何かという議論が展開されることになった。まず第一に、初期の多元主義対コーポラティズムの構図を反映して、生産対消費の亀裂があげられた。マクロ・コーポラティズム論は「生産の政治」の側面に主たる焦点をあてているが、生産と消費の両面を総合的に把握できていないといった批判がなされた。こうした批判的見地から、たとえばA・コーソンらは、「生産の政治」ではコーポラティズムが支配的になり、他方「消費の政治」では多元主義型が優勢になりがちであるとしたうえで、セクター・レベルの利益集団—政府間関係では、各セクターで、この両者の型が混在している点を主張した。⁽³⁾さらに、そうした生産と消費の政治の二重性に応じて、それに照応する政府内部のセクターの間に違いがあり、政府—集団関係も異なってくる点を重視して、国家機構内部もまた「二重性」を帯びる点を強調する「二重国家論」も展開された。⁽⁴⁾

(四二) 競争部門対保護部門——公的・私的關係のバランス

このセクター間の亀裂は、生産対消費の軸だけでなく、同じ製造業内部の生産部門にかんしても、たとえば鉄鋼業などの生産財部門と、自動車産業等の耐久消費財部門との相違などが指摘され、そしてセクターごとで労使協議体制の確立には差異がある点にも眼を向けられるようになった。⁽⁵⁾そこから、各セクターの相対的な自律性が高まっていくメゾ・コーポラティズムの問題が、コーポラティズムの衰退論の鍵をなす「交渉分権化」の議論のなかで再び論じら

れることになったといえる。⁽²⁵⁾しかし、メゾ・コーポラティズム全般の問題については、また別の機会に述べることにして、ここで着目したいのは、とくに九〇年代後半からは、グローバルな国際競争に晒される輸出入部門と、保護部門との対立であり、そのなかで、保護される部門の代表として公共部門の労組が取り上げられた点である。⁽²⁶⁾

こうして公共部門の労組は、競争部門とくに輸出部門が、賃金抑制に向けての「パターン交渉」を展開するなかで、それと同時に保護部門の代表として、もうひとつ別の賃金交渉の重要なターゲットとなった。⁽²⁷⁾対外競争に晒される輸出部門は、グローバル化の進展とともに、競争力強化のための労働コストの削減が課題となり、労使協調による賃金交渉制度を再確立することを迫られた。そこで、まずはセクター・レベルで協調的な労使間の賃金調整が円滑に進むために、労働内部の組織的凝集性を高め、賃金抑制がセクター内部に浸透することをめざした。他方、国内に基盤を置いたり、また政府の保護政策や規制政策などにより、対外的な影響を相対的に免れている諸セクターにたいしても、同時に賃金抑制が要請されることになった。

(四一三) 公共部門の労組の問題——民営化とNPM

そこで、公共部門の特性をあげると、まず第一に、⁽²⁸⁾①政策執行の担い手たる政府が雇用者であること、⁽²⁹⁾②その雇用調整のレヴェルが、イギリスやアメリカを除いて、中央集権化されている一方で、⁽³⁰⁾③その雇用関係が、オーストリアやオランダなどを除いて、一方向的なものではなく、双方向的な団体交渉をとっており、また⁽³¹⁾④争議権は、オーストリアやスイス等を除いて、被用者の過半数に付与されていることもあり、賃金交渉さらには労使間協調のひとつの代表的な象徴的な意味を帯びていたといえる。

第二に、公共部門の労組は、政府の財政問題に影響を受けやすいことがあげられる。これは、とくに九〇年代以降

のEU通貨統合にともなう緊縮財政への政策転換の結果、多くのヨーロッパ諸国においては政府の歳出削減が喫緊の課題として設定されたことによる。⁽³²⁾ ここでは、年金など高齢化社会にともなう社会保障費の増加に加えて、公共部門の縮小などを含む政府支出の抑制が政策課題にのせられた。そのなかで賃金の官民格差の問題も浮上し、公務員の賃金抑制も取り上げられることになった。そして公共部門を対象とした賃金上昇の凍結をめぐって政府・経営者・労働組合の三者間の「社会協定」が結ばれるなど、三者協議が展開された。オランダやイタリアでは賃金政策や雇用政策において三者間の合意がみられた。⁽³³⁾ こうして政府が、賃金政策にかんして信頼と威嚇力を持ち合わせているのかどうかが問われることになったのである。⁽³⁴⁾

第三に、公共労組の存在は、国家—社会関係を考えるうえで、労働における公私間対立の問題を提起している。民間労組は、賃金や雇用の問題にかんして、市場の動向に左右されるのに対して、公共労組は、前述の財政問題に加えて、政治的問題とくに政権の党派性の問題や公共政策の内容と執行様式への依存度が高い。したがって民間労組は経済主義に傾きがちになるのに対して、公共労組は政治主義的になる傾向にあるといえる。⁽³⁵⁾

第四に、公共労組の存在は、本稿の序章で言及したような政府の執行能力を含めた「政策能力 (policy capacity)」に係わっている。公共労組は、調整主体としての国家の役割を考えるうえででの主要なアクターのひとつであり、C・マーティンとK・セーレンによれば、公共労組は、政府によるコーディネートの一とつの拠点—陣地を構築している⁽³⁶⁾とされる。このことは、政府介入の程度と様態とを規定する政府の政策能力の一環として、公共労組の存在や政府部門の比重が重要性を帯びることを示唆している。

そして第五に、以上の諸点に係わってくるが、公共労組は、八〇年代以降の民営化路線に大きく影響を受けること

になった点があげられる。民営化やアウトソーシングは、国営企業だけでなく広く公共部門にもNPM型の費用—便益の視点を導入し、政府に市場のエントスをもつことを要請した。そのことが、政府の経営者としての役割を質的に強化させたのみならず、財政問題にかんする政府の応答性と答責性(説明責任)を高めることになり、さらには労働内部の公共部門と民間部門の公私セクター間に亀裂と再編をもたらすことにもつながったからである。⁽³⁸⁾ こうして公共部門をめぐる一連の問題群は、職能領域における利益集団の断片化と多元主義化や、コーポラティズムのメゾ化(セクターコーポラティズム)を考察するうえで重要な課題を提起することになった。

(四一四) 公共部門労組の集中度

それでは、そうした公共労組の組織間関係の集中度はどのように推移しているのだろうか。ここでは一九八〇年代中葉以降の公共労組の集中度を対外競争セクター労組の集中度とを対比させるかたちで議論していきたい。後掲の(図表1—1)から(図表1—3)は、競争部門と公共部門の集中度にかんしてトラックスラーらの研究にしたがってグラフ化したものである。⁽³⁹⁾ この集中度の指標は、①対外競争部門の場合、最大の中央組織・全国組織ナショナルセンタリー加入の対外競争部門の産別労組のうち上位三つの産別労組の組合員数の占める割合を示しており、また、同様に、②公共部門労組の集中度は、最大の中央組織・全国組織ナショナルセンタリー加入の公共部門の労組のうち上位三つの産別労組の組合員数の占める割合のことを指している。ここで留意しなければならないのは、この集中度とは、あくまでも労組員内部の組織間関係の布置状況を表わす「相対的集中化」のことであり、労働者総体の組織化の程度(「組織率」)を踏まえた「絶対的集中化」ではない点である。あくまでもこの集中化は、組織労働者というインサイダーにおける問題である。⁽⁴⁰⁾

(四一四—) 各国の分類について

実際の公共部門の集中度の変遷を観察するにあたって、各国の分類とその類型について前もって注記しておきたい。本稿では、主として西欧諸国を中心としたOECD諸国の十八ヶ国のデータを扱っているが、それらの諸国をコーポラティズム論の観点から、それに多様性論の視点も取り入れて、二つの類型化を試み、その下位類型間の相違を示唆するつもりである。

ひとつの分類体系は、(X) 政権形態へ社会民主主義型／キリスト教民主主義型ないし三極型(カソリック／リベラル／社会主義)／二極型(二大政党制)と、(Y) 調整行為ないし協調行動のレベルへ全国・中央(マクロ)／セクター(メゾ)／企業(ミクロ)ないし未調整(市場)の軸を組み合わせたH・キツチェルトらの議論⁽⁴¹⁾、前者の(X)と同様の社会民主主義／カトリック／リベラルといった支配的な政権形態と、労組の組織化や団体交渉の集権度といった権力資源との二つの観点を組み合わせたヒューバー／ステファンの分類などがある⁽⁴²⁾。

本稿ではこれらの議論を参考にして、より具体的に地域的要素も入れて、①北欧・社会民主主義—マクロ・コーポラティズム型、②大陸ヨーロッパ・キリスト教民主主義—メゾ(セクター)コーポラティズム型、③リベラル・市場—多元主義型という三つの大まかな類型をつくった。①は通常は「強い」コーポラティズムに該当し、②は中位の穏健的コーポラティズムに当て嵌まるといえる。オーストリアは、前掲のキツチェルトらの類型では、①マクロ調整型—社会民主主義政権ではなく、ドイツとともに、②セクター調整型—キリスト教民主主義政権のなかに分類され、またヒューバー／ステファンの分類でも、フランスとドイツとともに、キリスト教民主主義型としている⁽⁴³⁾。本稿でも、オーストリアは、ドイツやフランスとスイスとともに大陸ヨーロッパ・キリスト教民主主義型のなかに入れた。

もうひとつの分類体系は、「多様性論」のいうコーディネーション（調整行為）の視点とその後の論争等で提起された諸要素を取り入れて作成した。ホールⅡソスキースらの初期の「多様性論」では、ミクロの企業レベルに焦点が当てられ、企業をひとつのアクターとして捉え、なかでも経営者の調整行為という行為次元に力点が置かれていた。たとえば技能形成や新技術の開発等をめぐって、企業内部で経営者は、従業員としての労働者や株主とどのように協力・協調しているのか、あるいは企業経営者は他の企業との相互関係をどのように調整するのかといった、「企業内統治」や企業間関係をめぐる経営者の調整能力が重視されていた。⁽⁴⁵⁾

こうした観点から、初期の「多様性論」は、リベラル型対調整型の二つの類型をつくり、そこに先進諸国を位置づけていった。⁽⁴⁶⁾ そのなかで特徴的なのは、日本とスイスが、北欧諸国やドイツと同じく調整型に分類されていたことである。このホールⅡソスキースの「多様性論」に対しては種々の批判が展開されたが、ここでは、そうした批判のうち、行論に関連するもの三点に限定して述べる。まず第一に、かれらの「多様性論」のコーディネーションの概念には、組織と行為の両次元が混在しており、組織間関係と調整行為の二つの次元を明確に区別して議論すべきであると批判され、⁽⁴⁷⁾ さらに第二に、たとえ経営者間の調整行為に焦点をあてるにしても、たんにアクター間の行為次元だけでなく、組織の結社性、とりわけ労使内部および労使間の組織間の制度編成に注目すべきであるとされた。⁽⁴⁸⁾ そして第三のそして最も重大な批判は、国家の問題とくに政府介入に関わる。すなわち、従来の「多様性論」では、国家の役割への関心が稀薄であり、国家を中心に据えたコーディネーションの観点、とりわけ社会勢力への政府介入のあり方が十分に把握されていなかったことである。こうして国家の役割を多様性論のなかに再び埋め込む作業が必要となった。⁽⁴⁹⁾

このような様々な批判的見地から、類型とその各国の分類もまた様々なかたちで見直されてきた。たとえばD・リュ

エダとJ・ポントソンは、調整行為よりも、むしろ労組組織率や交渉集権化その他の制度編成の次元を重視し、リベラル市場型対社会市場型の二つの類型をつくり、そのなかでスイスと日本を前者のリベラル市場型に分類した。また、オーストリアにかんしては、ホール||ソスキースの「多様性論」では、ドイツとともに調整型として一括され、またリュエダ||ポントソンの類型でも、社会市場型に分類された。だが、後者の場合、オーストリアの異質性も指摘されている。⁽⁴⁰⁾ また、利益団体の結社性、とくに労働組合と経営者団体の組織的・制度的権力に着目したG・メンツは、オーストリア、スウェーデン、デンマーク、ノルウェーを「強度のコーポラティズム」とし、ドイツ、オランダ、フィンランド、ベルギーを「中程度」のコーポラティズムとし、さらにフランスを国家主義的ガバナンスとして分類した。⁽⁴¹⁾

さらにV・シュミットは、第三の類型として国家の役割がより強力で重要となる「国家影響型市場経済(SME: State-Influenced Market Economies)」を提唱し、フランスやイタリアだけでなく、日本もまたこの類型に該当するとした。⁽⁴²⁾

そして、イタリアやスペインなどの南欧諸国にかんしてO・モリーナとM・ローズは、「混合経済型(MMEs: Mixed Market Economies)」という第三の下位類型を作成している。かれらは、そうした南欧諸国では、コーディネーションと、それを担うアクター間の相互行為は、リベラル型と調整型の双方とは異なるとしたうえで、そこでは利益集団の組織的断片化やクライエントリズムに加えて、国家の役割が非常に重要である点を強調している。⁽⁴³⁾ ちなみに、このイタリアとフランスは、ホール||ソスキースの分類でも、またリュエダとポントソンによる分類でも、二類型のいずれに該当するのが難しいケースとみなされている。リュエダらは、両国を「混合型」としているが、ホールらは、フランスを議論するにあたって、フランスは企業経営者間の調整行為の程度は低いが、政府と主要企業のトップの経営者との協力度は高いと述べつつ、あらゆる先進資本主義国がその二つの類型に収まるわけではないことを弁明して

いる。⁽³⁴⁾

こうした議論を踏まえて、本稿では、初期の「多様性論」の分類体系とは若干異なり、組織調整型と市場型と政府主導型という三つの類型をつくった。ここではスイスを市場型に入れ、国家の重要性を指摘したV・シュミットの議論も参考にして、フランス、イタリア、日本を政府主導型のなかに分類した。また、この分類は、序章で言及したように、国家性の遺産として国家の自律性を捉えたM・ペインターらの四つの類型、すなわち、(i) ナポレオン型(フランスやイタリア)、(ii) ゲルマン・ドイッチ型(ドイツ、オーストリア、ベルギーなどの中欧諸国)、(iii) アンゲロ・アメリカ型(イギリスやアイルランド等)、(iv) 北欧型(スウェーデンやデンマークなどに該当)をも念頭においている。⁽³⁵⁾

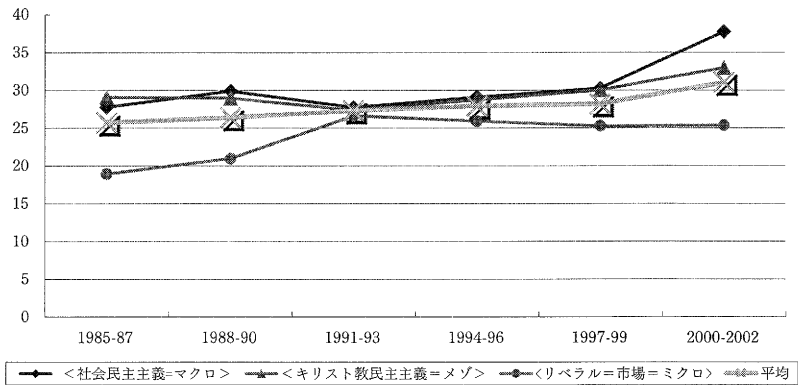
(四一四二) 通時的変化

対外競争部門と公共部門の両セクターの集中度の変遷について、(図表1-1)と(図表1-2)に基づいて、全体的な平均、各類型間の比較、そして各類型を代表する典型国、かつ近年の社会協定やコーポラティズムの復権でしばしば取り上げられる国を個別に取り上げ、その際だった特徴をあげてみよう。⁽³⁶⁾

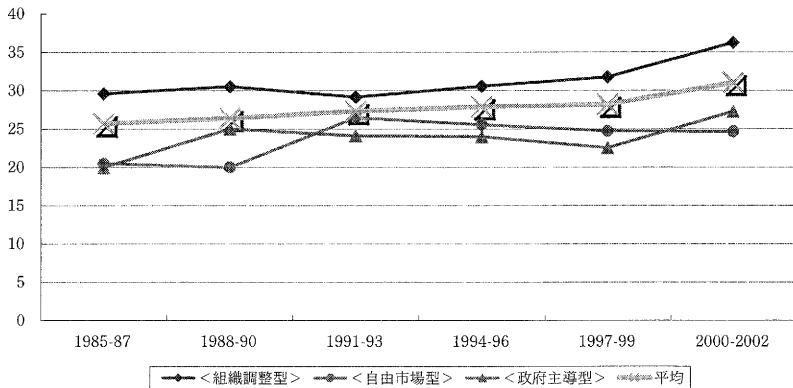
まず対外競争部門にかんじていえば、全体平均をみると、八〇年代中葉以降、集中化は進展しており、とくに九〇年代末から今世紀初頭にかけて集中度は高まりをみせていることがわかる。これは、同時期における労組の組織率の低下や交渉分権化などの多元化の趨勢とは逆の傾向を示している。⁽³⁷⁾ そのことは、労組の組織率の低下と団体交渉の分権化のなかで、労組の合併・吸収や交渉カルテルなどを通じて、企業と同様に、「労組のコングロマリット化」が進行し労働内部の組織間関係が再編される点を指摘したW・シュトリークとJ・ヴィッセルの議論を裏打ちしているよう

図表 1-1

対外競争セクター労組の集中度：1985-2002年（その1）



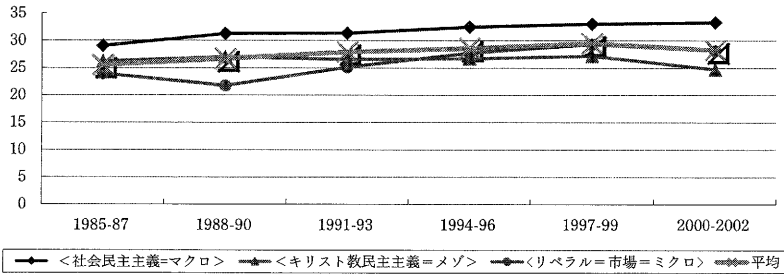
対外競争セクター労組の集中度：1985-2002年（その2）



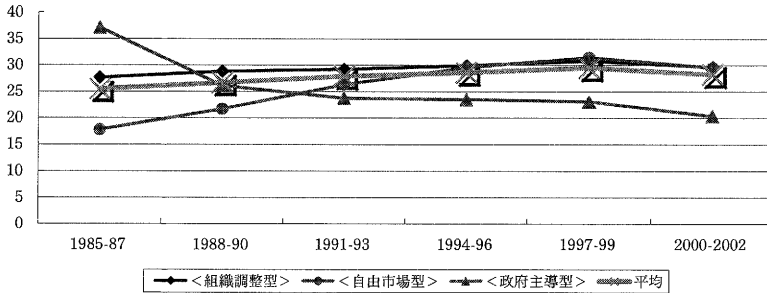
（出典） Franz Traxler and Bernd Brandl,
 “Collective Bargaining, Macroeconomic Performance, and the Sectoral
 Composition of Trade Unions,” *Industrial Relations*, Vol. 49, 2010, Table 1 (pp.
 94-95), より作成。 <付録図表> も参照。

図表1-2

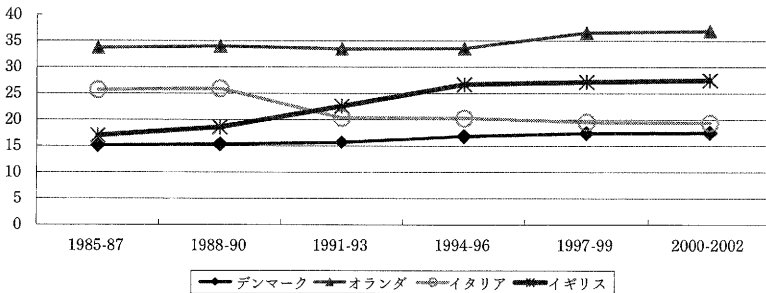
公共部門労組の集中度：1985-2002年（その1）



公共部門労組の集中度：1985-2002年（その2）



公共部門労組の集中度：1985-2002年（その3）



（出典） Franz Traxler and Bernd Brandl, “Collective Bargaining, Macroeconomic Performance, and the Sectoral Composition of Trade Unions,” *Industrial Relations*, Vol. 49, 2010, Table 1 (pp. 94-95), より作成。<付録図表>も参照。

に思われる^⑧。もうひとつ重要なのは、かつて八〇年代中葉に、対外貿易依存度などのグローバル化の度合が高い国々（とくに中欧や北欧の小国）ほど、国内における労使の職能団体が集中化・集権化を高め、政府との協調的な政策ネットワークの構築に努めコーポラティズムの度合が高くなるとしたP・カツェンステインの「スモール・ステイト」テーゼも概ね妥当することを示唆している点である^⑨。

また、マクロ・コーポラティズムの典型である北欧諸国や、地域・産業別のメゾ・レベルでの協調行動や調整行為が積極的に展開されている（メゾ・コーポラティズム型）の中欧諸国では、九〇年代中葉以降ナショナルセンターへの集中化が急速に高まったといえる。これとは対照的に、リベラル市場型は、八〇年代後半に集中化の度合が上昇するが、しかし、九〇年代に入ると、それがやや漸減傾向になった。また、このことは、もう一つの類型論である組織調整型—自由市場型にもほぼ同様に当て嵌まる。

次に公共部門の集中度についていえば、第一に、全体の平均をみると、今世紀に入つてやや減少しているとはいえ、八五年以降九九年まで一貫して漸増傾向を示している。このことは、労働の組織間関係における集中化が、対外競争部門と同様に進んだことを意味する。もともと、その傾向は、対外競争部門と比べると、非常に緩やかに推移していることは着目すべきである。

第二に、類型ごとの差異をみると、まず北欧の社会民主主義型マクロ・コーポラティズムでは、八五年以降一貫して緩やかな漸増傾向を示している。中欧のキリスト教民主主義型メゾ・コーポラティズムでは、集中化はほぼ横ばいに推移してきたが、今世紀に入つて低下している。全体的な推移をみると、同類型では、集中化は緩やかな漸減傾向にあるといえる。これは、同類型の輸出部門の集中化が一貫して上昇基調にあるのとは対照的である。リベラル型で

は、集中化は八〇年代末にいったん低落傾向をみせたものの、それ以降は、今世紀に入ってやや低下したものの、ほぼ上昇傾向にあるといつてよい。これは、交渉分権化など多元主義的な利益媒介を示しているリベラル型においては、民間の競争部門とは対照的に、公共部門労組の組織間関係における集中化が増大していることを表している。

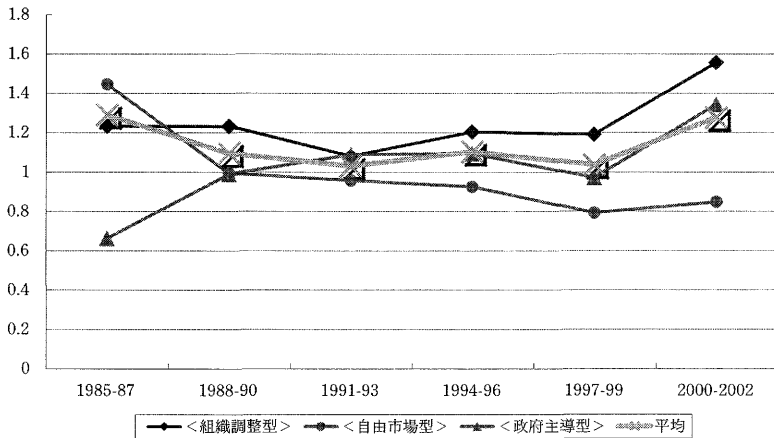
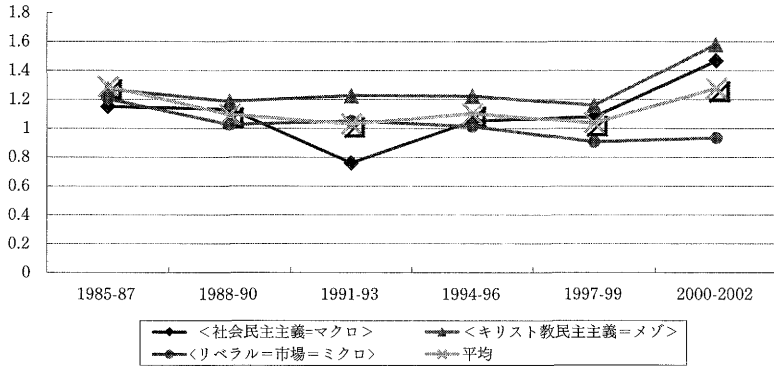
もうひとつの分類体系でいえば、組織調整型は、社民型と同様に緩やかな漸増傾向にある。自由市場型もまた、今世紀に入ってやや鈍化するものの、明らかに一貫して上昇傾向を示している。それに対して政府主導型は、自由市場型とは対照的に、一貫して下降傾向にある。したがって各類型で、公共部門労組の集中化には多様性があることがわかる。

さらに、各類型を代表する個別の国を観察すると、リベラル自由市場型に属するイギリスが明確な上昇傾向にあるのに対し、イタリアは明らかに低下傾向にあり、両者は対照的な動きをみせている。社民マクロ・コーポラティズム型のデンマークとキリスト教民主メゾ・コーポラティズム型のオランダはともに漸増傾向にあり、とくに九〇年代後半からは顕著な増加傾向を示している。ただし、オランダは九〇年代中葉までほぼ横ばいであったのに対して、デンマークは漸進的に集中度を増してきたといえる。

(四一四一三) 公共部門と民間競争部門の集中化の対比

最後に、労働の組織間関係の集中度における公共部門と民間競争部門とのあいだの公私比をみていく。これは、公共部門の集中度を 1 とした場合の民間部門の比率で示している (図表 1-3 を参照)。まず第一に、全体としては、八〇年代末までの民間部門の相対的な低落傾向を経て九〇年代前半までの横ばいから、九〇年代末以降、増加傾向をみせる緩やかな U 字型を示しているといえる。つまり、八〇年代末までは、公共部門と民間部門の集中化比が 1 に近

図表 1-3 競争部門／公共部門の集中度比：1985-2002年



(出典) Franz Traxler and Bernd Brandl,

“Collective Bargaining, Macroeconomic Performance, and the Sectoral Composition of Trade Unions,” *Industrial Relations*, Vol. 49, 2010, Table 1 (pp. 94-95), より作成。<付録図表>も参照。

づいて拮抗し、しかも公共部門のほうが民間部門に比べて、組織間関係の集中化が上回っていたが、九〇年代末からは、逆に民間部門のほうが公共部門を凌駕したことを示している。

第二に、各類型の特徴をみると、社民型はU字型になっている。このことは、八〇年代末までは、公共部門のほうが民間部門を集中度において上回っているが、九〇年代に入ると民間部門の集中度が急速に増大し、公共部門のそれより勝って上昇していることを示している。次にキリスト教民主主義型の場合、数値はほぼ横ばいから急速な増加をみせており、民間部門のほうが公共部門を上回る集中化を進行させてきたことを表している。そして最も特徴的なのはリベラル型である。全体として緩やかな下降傾向にあり、九〇年代後半以降、公共部門の集中度のほうが、民間部門のそれを上回っていることが示されている。これは、キリスト教民主主義型とはまったく逆の趨勢である。

このように①公共部門も民間部門ともに集中化を増大させており、セクターレベルでの凝集性を高めている。②それは、民間の輸出部門・競争部門の労組で著しい。③公私の集中度のバランスでは、対外競争部門の比重が高まり、公私関係の変化を示唆している。

(小括)

以上、本稿の前半部では、国家問題への対処をめぐるコーポラティズム論議が、大まかにいって社会中心的な視点から、次第に国家の自律性とその諸側面へと重点を移動させてきたことを指摘した。後者では、政府の政策執行の側面(たとえば行政コーポラティズム論)や政府内部の部門間対立とそれに伴うセクター別のコーポラティズム化(メゾ・コーポラティズム化)が問題になっていること、とくに労働における公共部門(保護セクター)と民間部門(競

争セクター）の相剋など、国家—社会関係の再編と多様性がみられることが明らかになった。次章では、もうひとつの政府の政策過程への利益代表の制度化に係わる諸問題を検討するが、それを通じて、政労使の三者協議制や政策協調や政府介入など、さらに政府・国家の側に視点を移して、コーポラティズムにおける国家問題を考察していくことになる。

〈注〉

- (1) この点については以下を参照。Alfred Diamond, "Bureaucracy and Public Policy in Neocorporatist Settings: Some European Lessons," *Comparative Politics*, Vol. 14, 1981, pp. 101-124.
- (2) この論点については「たごんせむ」を参照。Pierre Birnbaum, "The State Versus Corporatism," *Politics and Society*, Vol. 2, 1973, pp. 477-501.
- (3) Donald R. Brand, *Corporatism and the Rule of Law: A Study of the National Recovery Administration* (Ithaca: Cornell University Press, 1988), pp. 18-22.
- (4) *Ibid.*
- (5) Bo Rothstein, *The Social Democratic State: The Swedish Model and the Bureaucratic Problem of Social Reforms* (Pittsburgh: University of Pittsburgh Press, 1996), pp. 36-39.
- (6) Donald R. Brand, *Corporatism and the Rule of Law: A Study of the National Recovery Administration* (Ithaca: Cornell University Press, 1988), pp. 18-22.

- (7) Theodore J. Lowi, *The End of Liberalism: The Second Republic of The United State* (New York: Norton, 1979). (『米本政未語訳「自由主義の終焉」(木鐸社、一九八一年)』)
- (8) 政策フィードバックにおける収獲増の問題について、近年の政策フィードバック過程に着目した議論」とくにP・ゴマンンの論文の論考を参照。Paul Pierson, "Increasing Returns, Path Dependence, and the Study of Politics," *American Political Science Review*, Vol. 94, 2000, pp. 251-267.
- (9) ハンズ・ヒックス、アレクサンダー・ヒックスとフランク・J・レchner, "Neopluralism and Neofunctionalism in Political Sociology," in Thomas Janoski, Robert Alford, Alexander Hicks, and Mildred A. Schwartz (eds.), *The Handbook of Political Sociology: States, Civil Societies, and Globalization* (Cambridge: Cambridge University Press, 2005), pp. 54-71.
- (10) John S. Dryzek and Patrick Dunleavy, *Theories of the Democratic State* (London: Palgrave Macmillan, 2009), pp. 131-154, esp., pp. 137-140.
- (11) Walter Korpi, "Power, Politics, and State Autonomy in the Developments of Social Citizenship: Social Rights during Sickness in Eighteen OECD Countries since 1930," *American Sociological Review*, Vol. 54, 1989, pp. 309-328; Alan Staroff, "Corporatism in 24 Industrial Democracies: Meaning and Measurement," *European Journal of Political Research*, Vol. 36, 1999, pp. 175-205.
- (12) Alan Staroff, "Corporatism in 24 Industrial Democracies," pp. 175-205.
- (13) ゼムル参照。J. T. Winkler, "The Corporate Economy: Theory and Administration," in Richard Sease (ed.), *Industrial Society: Class, Cleavage and Control* (London: George Allen & Unwin, 1977), pp. 43-58. #427 ハンズ・ヒックスの著書『米本政未語訳「自由主義の終焉」(木鐸社、一九八一年)』を参照。Fredric L. Pryor, "Corporatism as an Economic System: A Review Essay," *Journal of Comparative Economics*, Vol. 12, 1988, pp. 317-344; Alan Staroff, "Corporatism in 24 Industrial Democracies," pp. 175-205. #427 ハンズ

- (14) このアリーナの転位と有力な職能集団の公的地位への移行については以下を参照。Claus Offe, "The Attribution of Public Status to Interest Groups: Observation on the West German Case," in Suzanne Berger (ed.), *Organized Interests in Western Europe* (Cambridge: Cambridge University Press, 1981), pp. 123-158. 桐谷仁「国家・コーポラティズム・社会運動——制度と集合行動の比較政治学」東信堂、二〇〇二年、第一章、参照。同書では、こうした政治アリーナの転位について、通常の国家対社会の二元論ではなく、国家—政治社会—市民社会という三項図式で捉え、コーポラティズム体制は、市民社会レベルでの利益集団が組織化・集中化・集権化の過程で「公的地位」を獲得し、その活動のアリーナが市民社会から政治社会へのアリーナと転位することを指摘した。
- (15) Peter J. Williams, *Varieties of Corporatism: Theory and Practice* (Cambridge: Cambridge University Press, 1985(2006)), pp. 186-201.
- (16) ホブ・ジェソップ「コーポラティズム、議会主義、社会民主主義」(坪郷実訳、Ph・シュニッター/G・レームブルッフ編「現代コーポラティズム(Ⅰ)——団体統合主義の政治とその理論」山口定監訳、木鐸社、一九八四年、一九七—二三八頁。
- (17) この点については、以下を参照。Vivien Lowndes, "Varieties of New Institutionalism: A Critical Appraisal," *Public Administration*, Vol. 74, 1996, pp. 181-197; Grand Jordan, "Policy Community Realism versus 'New' Institutional Ambiguity," *Political Studies*, Vol. 38, 1990, pp. 470-484.
- (18) 公共政策をめぐる問題を中心に据えて、政策ネットワークの諸相についての議論を学説的に整理し、そのなかで国家—利益集団における政策ネットワークの諸類型にかんして手際よくまとめた論考として以下を参照。Mark Thatcher, "The Development of Policy Network Analysis: From Modest Origins to Overreaching Framework," *Journal of Politics*, Vol. 10, 1998, pp. 389-416. また、メン・コーポラティズムについては、以下を参照。Alan Cawson, *Corporatism and Political Theory* (Oxford: Blackwell, 1986).
- (19) こうしたセクターの特性について、「セクター分析」の重要性を指摘し、政府能力等の国家との関連に着目した議論として以下を参

- 照° D. Michael Shafer, *Winners and Losers: How Sectors Shape the Developmental Prospects of States* (Ithaca: Cornell University Press, 1995), pp. 22-48.
- (20) ハの唄どいすべざ' なよそぢぞとや参照° M. Ann Capling and Brian Galligan, "Sectoral Corporatism with A Difference: The Textiles, Clothing and Footwear Plan," *Australian Journal of Public Administration*, Vol. 50, 1991, pp. 47-60.
- (21) ヲ・ローンとの繼續どいすべざとや参照° Alan Cawson, *Corporatism and Political Theory* (London: SAGE Publications, 1986), pp.25-38; *idem.*, "Varieties of Corporatism: The Importance of the Meso-Level of Interest Intermediation," *in idem.*, (ed.), *Organizational Interests and State* (London: Routledge & Kegan Paul, 1985), pp. 3-10; *idem.*, "Corporatism and Local Politics," *in Wym Grant (ed.), The Political Economy of Corporatism* (London: Macmillan, 1985), pp. 126-147. ㊦だ〇・ントナとの繼續どいすべざとや参照° Colin Crouch, "Conditions for Trade Union Wage Restraint," *in Charles S. Maier and Leon N. Lindberg (eds.), The Politics of Inflation and Economic Stagnation: Theoretical Approaches and International Case Studies* (Washington, D. C.: The Brookings Institution, 1985), pp. 105-139; *idem.*, "Trade Unions in the Exposed Sector: Their Influence on Neo-Corporatist Behaviour," *in Renato Brunetta and Carlo Dell'Aquila (eds.), Labor Relations and Economic Performance* (New York: New York University Press, 1990), pp. 68-91.
- (22) Alan Cawson and Peter Saunders, "Corporatism, Competitive Politics and Class Struggle," *in Roger King (ed.), Capital and Politics* (London: Routledge & Kegan Paul, 1983), pp. 8-27; Alan Cawson, "Corporatism and Local Politics," *in Wym Grant (ed.), The Political Economy of Corporatism* (London: Macmillan, 1985), pp. 126-147.
- (23) コーポラチニズム論をよむる国家問題どいすべの議論や整理したものでいすべ' たよそぢぞとや参照° Peter J. Williams, *Varieties of Corporatism*, pp. 186-201; *idem.*, *Corporatism in Perspectives* (London: SAGE Publications, 1989). ㊦だ' ハの唄どいすべ' 桐谷仁『国家・コーポラチニズム・社会運動——制度と集合行動の比較政治学』東信堂' 二〇〇二年' 第十二章も併せて参照。

- (24) この点については、たとえばギズドを参照。Philippe C. Schmitter, “Sectors in Modern Capitalism: Modes of Governance and Variations in Performance,” in Renato Brunetta and Carlo Dell’Aingia (eds.), *Labour Relations and Economic Performance* (New York: New York University Press, 1990), pp. 3-39; J. Rogers Hollingsworth, Philippe C. Schmitter, and Wolfgang Streeck, “Capitalism, Sectors, Institutions, and Performance,” in J. Rogers Hollingsworth, Philippe C. Schmitter, and Wolfgang Streeck (eds.), *Governing Capitalist Economy: Performance and Control of Economic Sectors* (New York: Oxford University Press, 1994), pp. 3-16.
- (25) ここに輸出セクターが、ナショナルなレベルの団体交渉から離脱する傾向にある点については、たとえばギズドの論考を参照。Colin Crouch, “Trade Unions in the Exposed Sector,” pp. 68-91.
- (26) Maarten Keune and Philippe Pochet, “Conclusion: Trade Union Structures, the Virtual Absence of Social Pacts in the New Member States and the Relationship between Sheltered and Exposed Sectors,” in Philippe Pochet, Maarten Keune and David Natali (eds.), *After the EURL and Enlargement: Social Pacts in the EU* (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire Social Européen (OSE)), 2010), pp. 395-415.
- (27) この点については、たとえばギズドを参照。Franz Traxler and Bernd Brandl, “Collective Bargaining, Macroeconomic Performance, and the Sectoral Composition of Trade Unions,” *Industrial Relations*, Vol. 49, no. 1, 2010, pp. 91-115.
- (28) 雇用者側側の政府と雇い主側の重要社団については、たとえばギズドを参照。Frans van Warden, “Government Intervention in Industrial Relations,” in Joris Van Ruysseveldt, Rlen Huiskamp and Jacques Van Hoof (eds.), *Comparative Industrial and Employment Relations* (London: SAGE Publications, 1995), pp. 109-133; Matrik F. Masters, Ray Gibney, Iryna Shevchuck, and Tom Zagenczyk, “The State as Employer,” in Paul Blyton, Nicolas Bacon, Jack Fiorito and Edmund Heery (eds.), *The SAGE Handbook of Industrial Relations* (London: SAGE Publications, 2008), pp. 305-324.

- (29) この点については、同一の多元主義＝リベラル＝市場型に分類されることの多いアイルランドやニュージーランドでも、その集権度が高い。ズトヤ参照。Franz Traxler, "The State in Industrial Relations: A Cross National Analysis of Developments and Socioeconomic Effects," *European Journal of Political Research*, Vol. 36, 1999, pp. 55-85, esp., p. 61.
- (30) *Ibid.*, p. 58.
- (31) *Ibid.*, p. 59.
- (32) David Natali and Philippe Pochet, "The Evolution of Social Pacts in the EMU Era: What Type of Institutionalization?" *European Journal of Industrial Relations*, Vol. 15, no.2, 2009, pp. 147-166; Anke Hassel, *Wage Settings, Social Pacts and the Euro: A New Role for the State* (Amsterdam: Amsterdam University Press, 2006), ch. 3; Franz Traxler, "National Pacts and Wage Regulation in Europe: A Comparative Analysis," in Giuseppe Fajetta and Philippe Pochet (eds.), *Social Pacts in Europe New Dynamics 2ed.* (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire Social Européen (OSE), 2000), pp. 401-417; Lucio Baccaro, "Policy Concertation in Europe: Understanding Government Choice," *Comparative Political Studies*, Vol. 41, no. 10, 2008, pp. 1323-1348.
- (33) ズトヤ参照。Franz Traxler, "The State in Industrial Relations," pp. 71-74.
- (34) Bernhard Ebbinghaus and Anke Hassel, "The Role of Tripartite Concertation in the Reform of the Welfare State," *Transfer: European Review of Labour and Research*, Vol. 5, 1999, pp. 64-81, p. 78-79.
- (35) ついでた巻使間をよめる公使間の葛藤をいつつ主題とした論じたゆゑのよつてズトヤ参照。Paul Johnston, *Success While Others Fail: Social Movement Unionism and Public Workplace* (Ithaca: ILR Press of Cornell University, 1994).
- (36) Geert Bouckaert, B. Guy Peters, and Koen Verhoest, *The Coordination of Public Sector Organizations: Shifting Patterns of Public Management* (London: Palgrave, 2010), pp. 3-32.

- (37) 本稿では、既述のように「多様性論」については主眼的に論じることとはしないが、この公共労組を中心とした政府によるコーディネーションの拠点の構築をかれらは、A・グラムシのいう「陣地戦」になぞらえている。以下を参照。Cathie Jo Martin and Kathleen Thelen, "Varieties of Coordination and Trajectories of Change: Social Policy and Economic Adjustment in Coordinated Economies," *World Politics*, Vol. 60, 2007, pp. 1-36.
- (38) つの点については以下を参照。Franz Traxler, "From Demand-side to Supply-side Corporatism? Austria's Labour Relations and Public Policy," in Colin Crouch and Franz Traxler (eds.), *Organized Industrial Relations in Europe: What Future?* (Aldershot UK: Ashgate Publishing, 1995), pp. 271-286. また行政改革に伴う公共部門の交渉については以下も参照。Christopher Hood, "Public Service Bargains and Public Service Reform," in B. Guy Peters and Jon Pierre (eds.) *Politicians, Bureaucrats and Administrative Reforms* (London: Routledge, 2003), pp. 13-23.
- (39) Franz Traxler and Bernd Brandl, "Collective Bargaining, Macroeconomic Performance, and the Sectoral Composition of Trade Unions," pp. 94-95.
- (40) この集中化の相対性と絶対性の区別やインサイダーとアウトサイダーの相違については、桐谷仁『国家・コーポラティズム・社会運動』第一・二章を参照。また以下も併せて参照。桐谷仁「先進諸国における制度の補完性と調整行為——ネオ・コーポラティズム論と資本主義の多様性論『法政研究』(静岡大学法政学会)第九巻三号、二〇〇四年、一—一三三頁；同「ネオ・コーポラティズム論における制度と行為の問題——調整行為・集中化・集権化・適用範囲の諸概念とインサイダー対アウトサイダーの観点」『法政研究』(静岡大学法経学会)第八巻三・四号、二〇〇四年、一—七九頁。
- (41) Herbert Kirschel, Peter Lange, Gary Marks, and John D. Stephens, "Convergence and Divergence in Advanced Capitalist Democracies," in *idem*, (eds.), *Continuity and Change in Contemporary Capitalism* (Cambridge: Cambridge University Press, 1999), pp. 427-460.

- (42) Evelyn Huber and John D. Stephens, *Development and Crisis of the Welfare State: Parties and Politics in Global Markets* (Chicago: University of Chicago Press, 2001).
- (43) Herbert Kirschel, Peter Lange, Gary Marks, and John D. Stephens, "Convergence and Divergence in Advanced Capitalist Democracies," pp. 427-460.
- (44) Evelyn Huber and John D. Stephens, *Development and Crisis of the Welfare State*.
- (45) Peter A. Hall and David Soskice, "An Introduction to Varieties of Capitalism," in *idem.* (eds.), *Varieties of Capitalism: The Institutional Foundations of Comparative Advantage* (Oxford: Oxford University Press, 2001), pp. 1-68, esp., pp. 6-7, and 14-15.
- (46) 多様性論における先進諸国の分類の問題については以下を参照。John S. Ahlquist and Christian Breunig, "Country Clustering in Comparative Political Economy," *MPYG Discussion Paper*, 09/5, 2009, pp. 1-39.
- (47) たよんちぶとの論考を参照。Martin Höpner, "Amendment to 'Coordination and Organization: The Two Dimensions of Nonliberal Capitalism'," a paper prepared for the Annual Meeting of the American Political Science Association, 2007.
- (48) Georg Menz, *Varieties of Capitalism and Europeanization: National Response Strategies to the Single European Market* (Oxford: Oxford University Press, 2005), pp. 8-9; David Rueda and Jonas Pontusson, "Wage Inequality and Varieties of Capitalism," *World Politics*, Vol. 52, 2000, pp. 350-383, esp., p. 364.
- (49) この点については精神的な議論を展開したのが、V・シフマントウの論文を参照。Vivien A. Schmidt, "Bringing the Political Back into Political Economy by Bringing the State Back In yet Again," *World Politics*, Vol. 61, 2009, pp. 516-546, esp., pp. 522-525. #47, 1) の項は関澤や#2・シフマントウの論文を参照。Vivien A. Schmidt, "Taking the State Seriously: Policy, Polity, and the Politics of Ideas and Discourse in Political Economy," paper presented at Annual Meeting of American Political Science Association, 2008; *idem.*,

- “Bringing the State Back into the Varieties of Capitalism and Discourse Back into the Explanation of Change,” paper presented at Annual Meeting of American Political Science Association, 2006.
- (50) 『社会コーポラティズムの発展』 Jonas Pontusson, “Labor Market Institutions and Wage Distribution,” pp. 292-330; Christoph Kunkel and Jonas Pontusson, “Corporatism versus Social Democracy: Divergent Fortunes of the Austrian and Swedish Labour Movements,” *West European Politics*, Vol. 21, 1998, pp. 1-31.
- (51) Georg Menz, *Varieties of Capitalism and Europeanization*, pp. 8-9.
- (52) Vivien A. Schmidt, “Bringing the Political Back into Political Economy by Bringing the State Back In yet Again,” *World Politics*, Vol. 61, 2009, pp. 516-546, esp., pp. 522-525; *idem.*, “Taking the State Seriously”, *idem.*, “Bringing the State Back into the Varieties of Capitalism and Discourse Back into the Explanation of Change.”
- (53) 石川和雄、Oscar Molina and Martin Rhodes, “The Political Economy of Adjustment in Mixed Economies: A Study of Spain and Italy,” in Bob Hancké, Martin Rhodes, and Mark Thatcher (eds.), *Beyond Varieties of Capitalism: Conflict, Contradictions, and Complementarities in the European Economy* (Oxford: Oxford University Press, 2008), pp. 223-252, esp., pp. 224-236.
- (54) Peter A. Hall and David Soskice, “An Introduction to Varieties of Capitalism,” pp. 36-37.
- (55) Martin Painter and B. Guy Peters, “Administrative Traditions in Comparative Perspective: Families, Groups and Hybrids,” in Martin Painter and B. Guy Peters (eds.), *Tradition and Public Administration* (Basingstoke, UK: Palgrave Macmillan, 2010), pp. 19-30.
- (56) Franz Traxler and Bernd Brandl, “Collective Bargaining, Macroeconomic Performance, and the Sectoral Composition of Trade Unions,” pp. 94-95.
- (57) 労組の組織率の低下や労組加盟の変化について、ヨーロッパの比較研究を試みたものとしてたよるには以下を参照。Jelle Visser, “Why

Rower Workers Join Unions in Europe: A Social Custom Explanation of Membership Trends,” *British Journal of Industrial Relations*, Vol. 40, no. 3, 2002, pp. 403-430.

(58) Wolfgang Streeck and Jelle Visser, “The Rise of Conglomerate Union,” *European Journal of Industrial Relations*, Vol. 3, 1997, pp. 305-332.

(59) Peter J. Katzenstein, *Small States in World Markets: Industrial Policy in Europe* (Ithaca: Cornell University Press, 1984), pp. 123-135.

第三章 政策協調としてのコーポラティズム？

コーポラティズム概念がたんに社会における利益集団の組織化・集中化・集権化と、団体交渉に代表される集団間の交渉・調整・協調の程度とそれが展開されるレベル（マクローメゾミクロあるいは集権的―分権的など）だけにとどまらず、政府の政策形成過程への利益集団代表の参加⇨包摂とその制度化や政策協調の問題にまで射程を広げたことは、政府―集団間関係のみならず、政府による政治介入や政治統合の問題をも組上にのせ、そして政府の役割やひいては国家の自律性の問題を提起したといえる。だが、このことはまた、コーポラティズムをめぐる「概念論争」をより複雑にしてきた一因であるといってもよいであろう。この政策形成の次元をめぐる諸問題は、初期のネオ・コーポラティズム論においてG・レームブルッフが政策形成の制度化としてコーポラティズムを規定したことに由来する

が、そこでは、(A) 職能領域を代表する組織化された集権的で包括的な利益集団(主として労使代表)が、(B) 政府の種々の公共政策の「政策形成過程」に「参加」することが「制度化」されている点に、そのパラダイムの核心があった。この規定は、前段の(A)の包括的な労使の職能団体の存在と、後段の(B)政策過程への参加⇨包摂の制度化という二つの大きな属性から成り立っていた。しかし、当初は、この両者は不可分の関係にあるものとして扱われる場合も少なくはなかった。なぜならば、政策参加の前提として利益集団の組織化や集権化の程度が高いことが、利益の代表性を担保するものとして考えられていたからである。あるいは、そのような擬制に基づいて政策過程への参加が制度化されていたといってもよい。したがって、(A)と(B)の両者のあいだの齟齬や乖離といった問題関心はどちらかといえば希薄であった。政策協調ないし政策調整をめぐる所説の多くは、後者の(B)の系譜に属するが、その議論の展開のなかで、種々の曖昧な点やバイアスが指摘されただけでなく、潜在的な争点が顕在化し、それらが新たな諸要素として追加されたりした。

第一節 コーポラティズム論における政策形成過程の制度化の問題

従来の九〇年代までの各種のコーポラティズム指標を総括的に整理したA・シアロフは、前述の(B)にあたる政策協調や政策調整にかんして、一九六五—一九五五年までの欧米諸国を題材にして三つの尺度から指標化を試みている。⁽²⁾ 第一に、政策形成過程のうちで主として政策の定式化の局面に関連して、政府は、全国レベルで労使関係にどのように適応しているのか、さらに所得政策をめぐる賃金設定にかんして紛争をどのように解決しているのかという政策執行の局面に焦点をあてる。それは、労使間の協調関係や団体交渉を踏まえたうえで、政労使の三者間の合意形成のた

めの組織間関係ネットワークがどのように制度化されているのか、そして、とくに賃金交渉に伴う労使間紛争に対して政府が、どのように調整(コーディネートション)や強制を含めた政府介入を実施するのか、といった点に関心が寄せられている。

この尺度についてシアロフは五段階にわけて評価し、それを点数化している。すなわち、種々の政策にかんして労使のあいだに交渉のネットワークが確立している(五点)、ある程度の交渉のネットワーク化が確立されているが、一部の諸政策では、政府による一方向的な強制的な賦課がみられたり、逆に政府の干渉が少ない多元主義がみられたりする場合(四点)、そのような多元主義かあるいは総じて政府の関与のない無干渉国家としてのリベラルと判断される場合(三点)、そして経済アクターの一部排除を伴う弱いエタティズム(政府統制)か、あるいは、一部の諸政策にかんしては国家の賦課を伴う多元主義の場合(二点)、さらに、政府がしばしば諸政策を賦課・強制する強いエタティズム(政府統制)の場合は、一点とカウントされる。⁽³⁾

第二の尺度は、主として政策執行と政策結果に係わる。つまり、政策協調とそれに伴う政治的交換や政策合意がどのレベルまで実際に適用されるのか、という拡張性に着目する。この尺度の特徴としては、ひとつは、コーポラティズムを労使間ないし政労使間の三者の政治的交換とみなす見解を、政策協調や政策合意の拡張性の問題にまで敷衍している点があげられる。⁽⁴⁾ もうひとつは、政策執行の浸透力や政策合意の波及性にまで射程を広げること、適用範囲の問題や政府によるフォーマルな法的ルールに基づいた統治可能性(legally-based governability)の問題を包含している点である。⁽⁵⁾

こうして政治的交換が、全国的なマクロ・レベルだけでなくセクター・レベルにまで適用され、労使双方を拘束す

る場合(五点)から、その両レベルのいずれか一方に適用される部分的拡張の場合(四点)、そして形式的には拡張的になっていくが、セクター・レベルになると、各セクターでその適用方法は様々になり、拡張性が相対的に低くなる場合(三点)、さらには、全般的にみて拡張性が非常に曖昧であるか非常に低い場合(二点) および無い場合(一点)、というかたちで点数化される。⁽⁶⁾

第三の尺度は、やや抽象的であるが、国家—社会関係の全般的な特性である。これは、政策過程の制度化にかんして、政府—集団間の協調関係が、政策領域を横断して包括的に築かれているかどうか、言い換えれば、政策協調の範囲がより個別のかより普遍的にみられるのか、そして公私両アクター間の社会的パートナーシップがどの程度確立しているのかといった諸課題を中心に据えているとみなすことができる。そうした政府—集団間関係が極めて協調的で包括的な場合(五点)から、その協調関係が強い場合(四点)、穏健的で中位にある場合(三点)、そして弱い場合(二点)、そして公私領域が明確に区別され、政府—集団関係が外在的である多元主義(一点)の順に指標化がなされている。⁽⁷⁾

こうしてシアロフは以上の三つの尺度をまとめ、全国レベルでの政策形成の型として総括し、そして一九六五年から九五五年にかけて、先進諸国の現実を十年ごとに点数化し各国を位置づけていく。それは、六五年前後の高成長期、七五年の石油危機前後、八五年前後のネオ・リベリズムの台頭期、そして九五年前後のグローバル化やEU統合の進展期の四つの時期において、政策形成過程の制度化としてのコーポラティズム度を経験的に指標化したものである。

そして、そうしたコーポラティズム理解に基づいた場合、はたしてコーポラティズム度に変化がみられるのか、また各国間にその多様性はみられるのであろうか。その経験的な探索の結果、いくつかの顕著な特徴が浮かびあがった

(図表1-2を参照)。

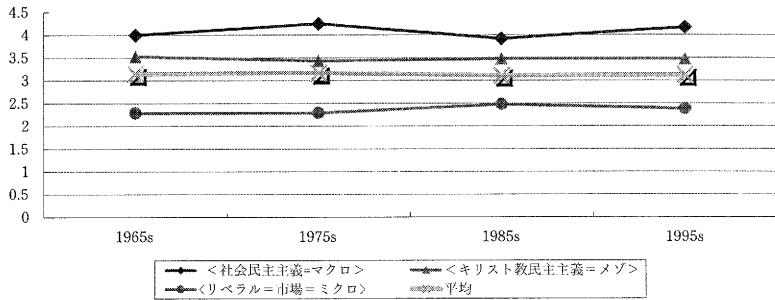
第一に、六五―九五年度の全体の平均をみると、政策形成の型はほとんど変化していないといえる。ネオ・リベラル期に入ってから八五年と九五年になっても、それ以前の時期と比べて、増減がほとんどみられない。これは、前述の(A)の利益集団および集団間関係における組織化・集中化・集権化という意味でのコーポラティズムが、低落傾向にあるのとは大きく異なっている。したがって、コーポラティズムにおける利益代表の次元と政策形成のそれは照応しておらず、むしろ乖離しつつあるといってもよいであろう。この両次元のズレが、八〇年代以降の特異な現象なのか、それともパラダイムの本質的な相違によるものかどうかは後述するとして、ここでは両者が分離している点は確認できる。

第二に、各国間の多様性や類型ごとの差異という点に眼を向けてみると、まずは社民型が政策協調の制度化の度合が一貫して高く、キリスト教民主型が中位で、リベラル型が低位にあるという三者の関係もほぼ変わっていない。次に、各類型の特徴としては、社民型はほぼ横ばいに推移しているが、あえていえば七五年前後に上昇したが八五年に下降し、その後九五年台後半に再び上昇に転じるといふ二つの弱い波をそこに看取することができるかもしれない。キリスト教民主型は全くといってよいほど変化がみられない。リベラル型は、とくに八五年以降上昇基調にある。これは、後にみるように、アイルランドの動向に左右されている側面があるとはいえず、ネオ・リベラル期における団体交渉等の利益媒介の分権化傾向とは対照的に、少なくとも政策形成過程においては大きな変化がなかったことを示唆しているといえる。

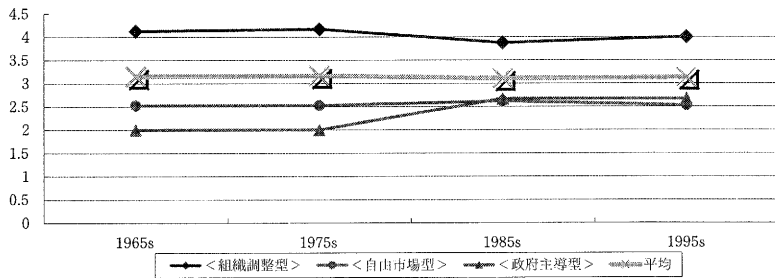
さらにもうひとつの分類形態についていえば、これも全体的にみて、組織調整型が高位にあり自由市場型が低位に

図表-2

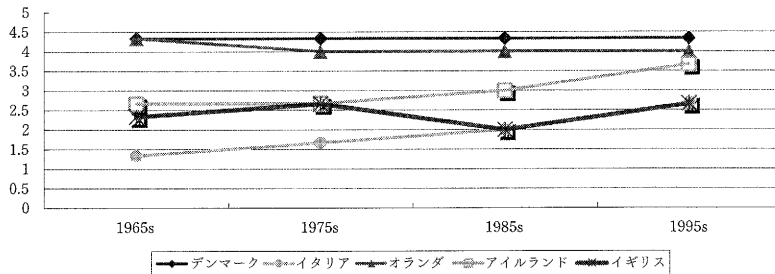
政策形成の型：全国レベル(Siaroff指標)：1965-1995年(その1)



政策形成の型：全国レベル(Siaroff指標)：1965-1995年(その2)



政策形成の型：全国レベル(Siaroff指標)：1965-1995年(その3)



(出典) Alan Siaroff, "Corporatism in 24 Industrial Democracies: Meaning and Measurement," *European Journal of Political Research*, Vol. 36, 1999, pp. 175-205. Table 4a (p. 190); Table 4b (p. 191); Table 4c (p. 192); Table 4d (p. 193), より作成。<付録図表>も参照。

ある構図に変化はなく、なおかつ両者ともほぼ横ばいで推移している。政府主導型は、七五年前後の石油危機の時期になっても変化がみられず、六五年前後の高成長期と七五年期では、自由市場型よりも低位にある。しかし、八五年前後のネオ・リベラル期以降、逆に、後述するイタリアに顕著にみられるように、上昇傾向に転じている点が多きな特徴となっている。

第三に、各類型を代表する個別の国をみると、社民型でかつ組織調整型に属し八〇年代後半以降、大胆な労働市場政策を展開しているデンマークは、一貫して高位にあり、政策協調の制度化にかんしては大きな変化はみられず安定的に推移している。このことは、とくに八二年末のワセナル協定以降、政策協調や社会協定の点で、既述のように「競争的コーポラティズム」や「ポルダー・モデル」など様々なかたちで着目されたオランダにも該当する⁽⁸⁾。こうした諸国とは対照的に、リベラル型および自由市場型に通常は分類されるアイルランド、そして、いずれのコーポラティズム度のランクでも中低位にあるイタリアが、こと政策形成の協調度の次元にかんする限り、六五年の高成長期には相対的には低位にあったが、それ以降、一貫して上昇傾向にあることは注目に値する。アイルランドは、九五年前後にはデンマークやオランダに迫るほど協調度を高めており、またイタリアも、六五年の高成長期には政策協調度は非常に低かったが、その後の上昇率は極めて高い。イギリスの場合、あえていえば、緩やかな二つの波があり、七五年期と九五年期に上昇している。

こうした観察から明らかなように、当該期間全体をみると、政策形成の次元でいえば、コーポラティズム衰退論のストーリーは必ずしも妥当するものではないことがわかる。すなわち、政策協調度は、石油危機後の七五年期に所得政策等で急速に上昇し、八〇年代のネオ・リベラル期以降低落傾向にあるという筋書きは当て嵌まらないこと、そし

て、強いコーポラティズムに分類される社民型や組織調整型の国々は常に高位にあり、しかも大きな変化がみられないこと、さらにイタリアやアイルランドの例にみられるように、九〇年代後半に至るまで一貫して上昇傾向を示すケースもあることなどが、重要な特徴として索出されるのである。

第二節 政策形成過程の制度化の諸相

こうした政策形成過程の制度化とそれに伴う政策協調をめぐる論議は、今世紀に入ってからどのように展開されてきたのであろうか。ここでは、そのことを念頭に置いて、①政策参加、②政策領域、③合意の制度化の程度、④政策形成過程における定式化（入力局面）と執行（出力局面）の区別、⑤政府の役割という五つの論点から、あらためて議論を整理しておくことにしたい。というのも、それらは、いずれも、(B)のパラダイムの核心的な部分に係わる争点として浮上してきたものであり、しかも、近年の「政策協調」や「社会協定」の議論をもたらす契機にもなっていたと考えられるからである。もちろん、この五つの論点は、必ずしも学説史的順序に沿ったものでなく、また多くの議論が、複数の論点を取り扱っている。しかし、力点の置き方に違いがあるので、ここでは、その異同や軽重に着目して論を進めていきたい。

前述の初期の七〇—八〇年代のコーポラティズム論を回顧すると、その五つの各々に即してみれば、①については、コーポラティズムは、労組の政策参加の問題に偏っており、その他の利益集団と国家との関係についての関心が希薄であるという批判がなされた。たとえばF・ウィルソンらは、フランスを例にあげ、コーポラティズムの概念が、農業団体を含む職能集団一般あるいは利益集団一般の体系を対象とした概念であるとするならば、従来の研究は、職能

団体でも農業団体その他を軽視し、集団論の拡張よりもむしろ労働組合の偏重に陥っているとみなした。^⑨②では、政策範囲が所得政策に過度に偏重されており、その他の政策領域が看過されているという批判が多くなされた。^⑩さらに③にかんしては、協調行動や調整行為の重要性は指摘するが、その合意の拘束力や適用範囲については閑却されがちであった。^⑪そして④については政策の定式化(入力局面)への偏重がみられ、また⑤については、政府の役割の自律性よりも政労使の協調行動や三者協議機関に力点が置かれていた。ここでは、そうした五つの観点に沿って、その理論的な含意だけでなく、経験的な指標化によって先進諸国を比較した先行研究を詮議する。そのなかで、かつてのコーポラティズム論のなかで展開された「政策リンケージ」の問題や、近年の「社会協定」との関連性に言及するつもりである。また政府の介入戦略としてコーポラティズムを捉える代案については、国家の自律性の観点からその意義を論じる。そして、その検討結果のなかから(B)の観点におけるコーポラティズムの衰退論やその変化の多様性についての見解を述べることになる。

(一) 政策参加

利益集団とくに労使の頂上組織が、政策過程に参加する度合の高さとその参加が政策形成過程のなかに制度化されていることは、常にコーポラティズムのパラダイムの中心を占めている。それは、(A)の利益集団の組織化・集中化・集権化と並んで、前述の(B)の核心部分である。初期のコーポラティズム論では、参加の主体として焦点が置かれたのは労組であり、しかも七〇年代の石油危機以後のインフレを背景として所得政策への参加に関心が集まる傾向にあった。この政策参加は、所得政策等への労働代表の参加に包摂を主眼としていたが、それは、賃金上昇と失業のジレンマを解決する一助として「賃金抑制と雇用確保との交換」をめざして、政労使間で展開された「政策参加と

経済実績との政治的交換」とみなされた^⑫。こうした所得政策にかんしてG・マークスは、それを賃金規制への体系的な国家介入様式として捉え、ネオ・コーポラティズムにとって決定的なものともなした。そして「政策の定式化」、「政策の射程」、「政策の執行」の三つの側面を明確に区分する^⑬。政策の定式化では、労使間の賃金交渉過程のなかに政府が介入する場合から、それとも労使双方もしくはそのいずれかにたいして政府介入が一方的になされる場合まで、その程度は異なる。政策の射程は、当該政策が、雇用や賃金格差等に及ぶような広範なプログラムから、単なる賃金抑制という限定されたかたちにとどまっているのか、といった振幅がある。そして政策執行では、合意された政策内容が、労使双方の組織全体にまで拡張され、その頂上団体が一種の準公的な責任機関とみなされるようなかたちで実施される場合から、政府が独占的に執行する場合まで、様々なケースが考えられる^⑭。

こうして合意志向のコーポラティズム型所得政策の条件として次の四点が提示される。第一に、政策過程全般における労組の参加度が高いことである。それは、政策の定式化だけでなく政策執行においても、労組代表が広く参加していることを含意している。第二に、政策の定式化にかんして、参加する労組が包括的であることである。これは、政府の側からみれば、関連する各領域の交渉団体をどの程度包摂すれば定式化が首尾よくいくのか、どの領域までの組織的な利益集団と交渉すればよいのかを含意している。逆にいえば、それらの交渉相手の集団が、強い統一性や同一性をもっているかどうかということでもある。第三に、政策の定式化において、参加する当該集団が、法的な根拠等がなくても、ナショナルなレベルでの交渉を有効におこなえるという意味での集権性の高さがあげられる。第四に、そうした参加する労組代表が、労組メンバーの不満の結果として生じさせるといった危険を抱えながらも、政策実績への責任を共有することに同意している、という責任の度合の高さがあげられる^⑮。

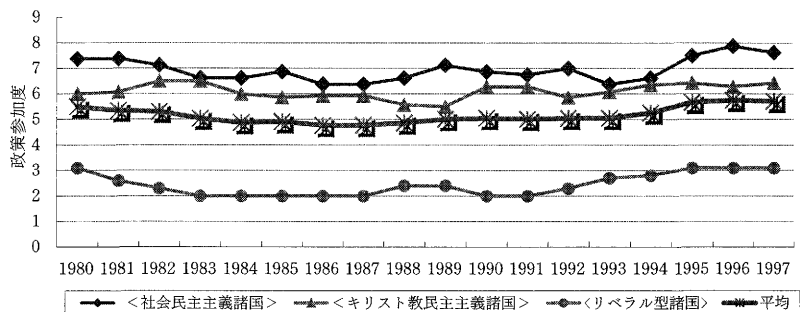
しかしながら九〇年代以降は、後述するH・コンプストンのように、所得政策への参加よりも、むしろ政策参加の領域をより広く把握すべきことが提唱されたが、そこでも参加主体として着目されたのはやはり労組であった。⁽¹⁸⁾ただし、留意すべきは、このコンプストン指標では、その労組代表の参加度は、あくまでも政策過程のうち、政策の定式化(入力の局面)に限定されており、執行過程(出力の局面)をそれに含めてはいなかった点である。⁽¹⁹⁾要するに、政策参加は、労組主体で入力局面に限定されていたといってもよい。

(一) 一九八〇年代および九〇年代の労組の政策参加度

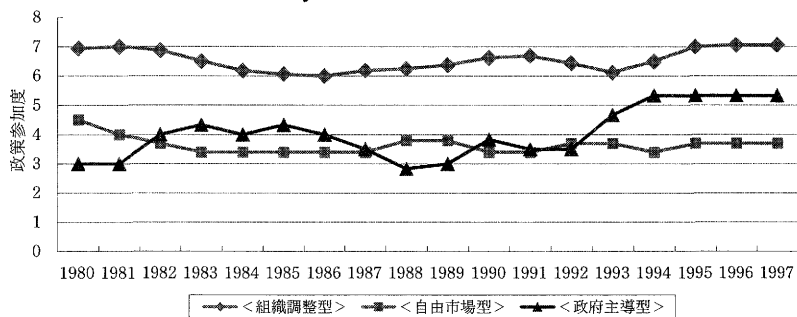
こうした労組の経済政策への参加度の先進諸国の比較にかんして、L・ケンウォーシイは、前述のコンプストンの指標を参考にしつつ、一九八〇年―九七年の各年における先進各国の参加度合を指標化した。ただし、ケンウォーシイ指標は、コンプストンが所得政策の除外を銘記しているのに対して、そうした除外領域を明確にしているわけではない。⁽¹⁸⁾労組の政策参加度は、八〇年代以降、どのような傾向をみせているのであろうか。第一に、政策参加度は全般的にみて低下しているのかどうか。第二に、その趨勢において各類型による差異が顕著にみられるのか、また第三に、各類型を代表する典型国における多様性は観察されるのであろうか。以下、この三点を中心に結果を記述していくことにする(図表1-3を参照)。

まず第一に、全体平均では、八〇年から九七年にかけてそれほど大きな変化はないといえる。あえていえば八〇年代は微減傾向にあったが、九〇年前後を境にしてやや増加基調に転じ、とくに九五年前後から明確な上昇傾向を示しているといえる。また各類型をみると、社民型が常に高位であり、それにやや劣るが、次にキリスト教民主型、その二つに比べると極めて低位にリベラル型があり、この三者間の位置関係もこの期間中変わっていない。

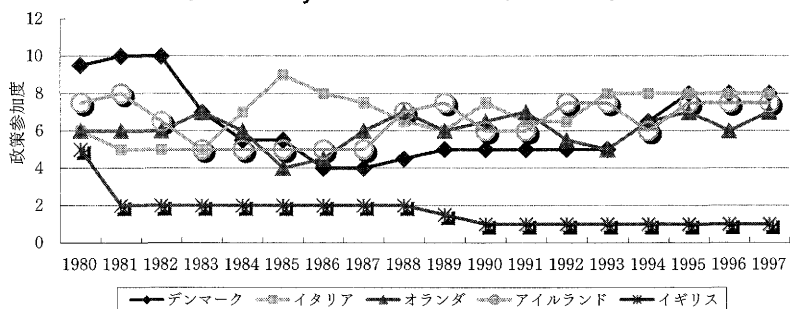
図表-3 労組の政策参加度（Kenworthy指標：1980-97年：その1）



（Kenworthy指標：1980-97年：その2）



（Kenworthy指標：1980-97年：その3）



（データ出所） <http://www.u.arizona.edu/~lkenwor/asr02.htm>
 また<付録図表>も参照。

第二に、各類型の特徴をみると、社民型は、八〇年代徐々に低下していたが、八〇年代後半から上昇基調に転じ、そして九〇年前後にやや減少したとはいえ、九〇年代後半には急激に上昇し、八〇年代初頭の水準を超える参加度を示している。あえていえば、九〇年前後と九五年前後にピークをもつ二つの波が推察できる。キリスト教民主型は、比較的安定しており、急激な変化はないといえるが、それでもネオ・リベラルへの転換期にあたる八〇年代前半はむしろ上昇基調にあり、その後ほぼ横ばいに推移し、そして九〇年前後から再び増加傾向へ転じている。その限りでは、八〇年代前半、九〇年前後、そして九五年前後に各ピークを迎える緩やかな周期をもっているといえるかもしれない。リベラル型は、全体としてみると、九〇年前後から緩やかとはいえず上昇基調にあることを明確に示している。より詳しくみると、八〇年代前半は低下基調にあるが、後半以降は変化なく安定的に推移し、九〇年前後から上昇基調に転じ、とくに九五年以降は八〇年の参加度を回復している。この上昇局面にかんしては、後述するように、アイルランドにおける社会協定の問題があり、この政策参加に関する限り、リベラルとして一括して分類するには困難な面がある。

もう一つの分類体系である組織調整型—自由市場型—政府主導型でいえば、組織調整型が一貫して高位にあることに変わりはなく、それに対して自由市場型が相対的に低位でほぼ安定的に推移している。より仔細にみると、組織調整型は、八〇年代前半は漸減傾向にあるが、しかし八〇年代後半以降、漸増傾向に転じた。九〇年代初頭にやや低下傾向をみせるものの、九〇年代後半には再び上昇傾向を示している。そして九五—九七年には八〇年水準を回復している。自由市場型は、八〇年代前半は低落傾向にあるが、八〇年代後半は変化なく横ばいであった。八〇年代末に若干上昇に転じるが、九〇年代に入って再び低下し、以後九〇年代を通じてほぼ安定的に推移している。政府主導型は、

周期的に変化しているといえる。八〇年代はその前半は増加基調にあり後半には下降傾向を示し、そして八〇年代末から九〇年代初頭は若干の上昇がみられるものの比較的安定的に推移していたが、九三年以降、急速に参加度が増加した。これは、後にもるようにイタリアの変化が反映しているとみられる。

第三に、各類型を代表する典型国をみると、デンマークは、全体としてU字型の曲線を描いている。八〇年代初頭以降、急速に低下し、八〇年代後半以降九〇年代初頭までは低位安定の状態にあった。しかし九三年以降急速に参加度が上昇した。オランダでもそうした周期的な変動を観察できる。すなわち、八二―八三年に増大した後急速に低下したが、八〇年代後半になって再び上昇基調に転じ、そして九〇年前後には小幅な変化があり九三年ごろまで低落傾向にあったが、それ以降再び増加傾向に転じるといふ三つの波がみられる。

そしてイタリアの場合、八〇年代において八五年を頂点とし八八年を底とするひとつの波がみられる。そして九二年以降は上昇に転じ、九三年以後は高水準で安定しているが、あえていえば、そこに二つめの波を推察できるかもしれない。アイルランドは、八〇年代前半は下降傾向にあり後半は低位で推移していた。しかし八七年以降、急速な増加傾向に転じ、九〇―九一年にかけて減少したものの、九二年以降再び上昇し、九四年を除いて高水準で安定的に推移している。最後に、イギリスの場合、八一年に参加度が急速に下降して以降、低位の水準で横ばいの状態で推移し、さらに八〇年代末から九〇年にかけて再び低落し、それ以後低位水準のままである。このイギリスの動向は、通常は同一のリベラルないし自由市場型として分類されるアイルランドとは著しく対照的な趨勢を示している。

以上のように、八〇年代から九〇年代の先進諸国では、第一に、政策参加の観点におけるコーポラティズム度は、総体的には、大きな変化がみられず、また第二に、各類型による多様性が観察され、そして第三に個別の典型国にか

んしていえば、八〇年代以降のアイerlandや九〇年代中葉以降のイタリアのように、従来はコーポラティズム度の低位・中位の国々で政策参加の拡大が折出された。

（二）政策領域の範囲

八〇年代のコーポラティズム論の政策領域への関心は、七〇年代の石油危機以後のインフレ問題を背景として所得政策を重視していたが¹⁹、九〇年代以降は、より幅広い政策領域における政策協調を視野に入れた議論が展開された²⁰。その代表的論者ともいえるH・コンプストンは、ナショナルレベルで政府と労組代表とのあいだで雇用・物価・成長に関連する諸政策へと政策範囲を拡大し、さらに、それを、単なる協議から広範な協定に及ぶその程度に応じて点数化した。その対象となる政策領域は、金融政策、通貨政策、投資、産業構造全体の計画、貿易政策、雇用創出・職業訓練などにまで及んだ²¹。

この指標で留意すべきは、第一に、労組の組織化や集中化・集権化など、組織間関係の編制に着眼する「社会コーポラティズム」の観点が意図的に斥けられていることである。しかも、その政策協調論は、社会の自己組織化としての利益集団間関係からコーポラティズムを把握することに否定的であり、むしろ政策協調に特化してコーポラティズム概念を捉えるべきことを主張していた。第二に、賃金問題や所得政策等にかんしては、どちらかといえば、それらは、労組の政府の経済政策への参加というよりも、むしろ、労組の戦略に対する政府の関与とみなすべきものであり、経済政策の一環としての政府の関与である場合を除いて、労組の政策参加の対象とはしていない点である²²。

(二一) 政策リンケージとコーポラティズム

こうした政策領域の包括性とコーポラティズムとの関連性にかんしては、すでに八〇年代末にH・ウィレンスキーとL・ターナーが、政策相互の関連性や緊密性が高いかどうか、そして政策領域の範囲が包括的であるか断片的ないし部分的であるのか、そして政策が継続的であるかどうかという観点から「政策リンケージ」の概念を打ち出した。そしてコーポラティズム度の高いほど、そうした政策リンケージ度も高いことを示した。

かれらは、①集権的で包括的な労使団体と政府によるコンセンサス志向の交渉制度が存在するかどうか、②そうした合意が公私領域を超えて波及し、広範囲で有効な社会契約等の締結に至っているか、そして、とくに③社会政策が経済政策全体のなかに組み込まれているかどうかといった論点を区別する²³⁾。それらは、各々①組織化・集中化・集権化を含む包括的な職能団体とその組織間関係ならびに政労使の三者協議制の存在、②政策合意の拡張性や適用範囲といった合意の制度化、③政策領域の範囲とその政策領域の構成を問題にしている。ここで留意すべきは、第一に、①において既述の(A)の労使の利益集団の包括性と労使間の団体交渉の集権性と(B)の政府を含めた三者協議制といった二つの属性とを不可分なものとして取り扱っている点である。第二に、この①だけでなく②の三者間の政策合意の拡張性をもコーポラティズムとして捕捉していることである。それは、三者協議による政策合意が政策執行を通じて拡張され適用範囲も広がる点をも、コーポラティズムの要素として加えていることを意味しているが、それと同時に、③の政策領域の連携性や連続性とコーポラティズムとをいったん区別していることを含意している。したがって、その限りでいえば、政策協調の属性として政策領域の範囲と連携性を暗黙裡に不可分のものとしていたコーポラティズム概念とは一線を画している。

かれらは、そうしたコーポラティズムの視点から、日本を含む先進諸国八ヶ国をケースとして取り上げ、「民主的コーポラティズム」(オーストリア、スウェーデン、オランダ、西ドイツ)、「労働拔きのコーポラティズム」(日本、フランス)、「最小コーポラティズム」(イギリス、アメリカ)の三つに分類し、そのうえで各国の一九五〇―七四年、七五―七九年、八〇―八四年の三つの時期における、積極的労働市場政策、産業政策、所得政策の三つの政策領域のリンケージのあり方を分析した。その結果、コーポラティズム度の高いオーストリアやスウェーデン等では、その三つの異なる政策領域間の依存性が高く、時期毎の政策の連続性も強いが、逆に、コーポラティズム度の低いイギリスやアメリカでは、政策領域間が分断され、その連続性も低いことを、経験的な比較研究をつうじて索出したのである。²⁶⁾

さらに、この政策リンケージの問題は、そうしたコーポラティズム論にとどまらず、様々なかたちで派生して議論されることになる。たとえば、政策の連携性が高まると、内容的にみて、政策相互にジレンマ等をしばしば抱えることもある点が指摘された。²⁶⁾ また B・エビングハウスと A・ハッセルによる福祉政策を中心にした政策協調の研究によれば、ひとつの領域における政策の定式化や実施が、他の領域と調整されずに展開されて、それが失策につながったり、あるいは、別の領域と交差しているために、当初の政策目的とは異なる結果に転化してしまったりすることも往々にしてあることも折出された。²⁶⁾ そして八〇年代において各種の規制緩和政策に取り組んだはずのアメリカにおいても、たとえば P・ピアソンに従えば、各種の新たな規制はむしろ増大しており、政府支出の増加や政府被用者の増大といった公共部門の拡大等がみられ、「国家の退却」というよりも、むしろ、国家の「積極主義」が台頭しているとされた。²⁷⁾ このように種々の政策執行の重層化は、標榜した政策目標とは異なる「意図せざる結果」をもたらす可能性も示唆されてきたといえる。

第三節 合意の制度化——政策協調・政策調整・社会協定

(三—一) 政策協調とコーポラティズムの区別

政策協調の議論は、政策参加や政策間の連携性および政策内容の包括性に加えて、政労使間の協調行動や調整行為がどの程度制度化されているのか、そして政策合意が、どの程度の拘束性や適用範囲をもっているのか、という視点をも喚起した。

政策協調についてH・コンプストンは、「政府と経営者団体と労組中央組織による公共政策の共同決定⁽²⁸⁾」と規定する。この政策協調の論理は、シュミッター流の社会コーポラティズムの論理とたんに異なるというだけではなかった。コンプストンは、政策協調体制としてコーポラティズム概念を用いることにも反対する。なぜならば、コーポラティズムの論理が職能的利益の代表とその「政治的交換」にあるのに対し、政策協調のそれは、後に述べるように、争点や問題解決をめぐる政労使の当事者間の「共通認識の構築」にあるとみなされたからである。このことは、社会コーポラティズムの利益集団の組織間関係の次元と、政府の政策協調の次元とを明確に区別することのみならず、さらにその各次元には固有の論理があることを含意していた。上記の規定からも明らかのように、政策協調の次元から利益集団の組織化やその頂上団体の集中化や集権化などの代表性の観点を切り離す点にその主たる特徴があった⁽²⁹⁾。

こうしてコンプストンは、(B)の政策過程の次元にかんしてもコーポラティズム概念の適用を斥けた。かれは、既述のように、コーポラティズム概念を政策協調という政策形成の次元に特化すべきであるという主張をしていたが、今度は、コーポラティズム概念から政策協調の要素を除去することを提唱し、さらにはコーポラティズム概念を、利益集団の組織間関係の組織化・集中化・集権化等の社会レベルに限定すべきであると述べるに至ったのである⁽³⁰⁾。

この政策協調とコーポラティズムとの関連について、近年、G・メンツはあらためて両者を区別する必要性を強調し、そしてコーポラティズムがすでに瓦解したことを主張している。かれは、第一に、利益集団のあり方と政策協調の度合との二つの次元は理論的に差異があるだけでなく、両者のあいだには経験的にも相関関係がみられない点を指摘する⁽³¹⁾。この点にかんしては、かれは、コーポラティズムと社会協定とがどのような関係にあるかを検討したS・アヴダジックの最近の研究を援用している。S・アヴダジックは、社会コーポラティズム概念の核心をなす要素として①労組の組織率に代表される包括性の程度と②主として賃金交渉における集権化のレベルとに着目し、その二つが社会協定とどのような関係にあるかを検証した。その結果、前者①とは関連性を発見することはできなかったが、後者②のうち中位レベルの交渉集権化が有力な制度的説明変数であることを析出した⁽³²⁾。このことは、賃金交渉のあり方が何らかのかたちで関連していることを示唆しているが、しかし、それは、コーポラティズム概念が想定している集権型交渉が、必ずしも社会協定に資するわけではない点をも示している。言い換えれば、交渉の集権化と社会協定とは照応関係にあるとはいえない。こうしてG・メンツは、利益集団と政策協調の両者を共に含んだものをコーポラティズムとするならば、その意味でのコーポラティズムは消失したとする⁽³³⁾。

第二に、そして決定的に重要なのは、政策内容や政策目的の差異である。メンツは、コーポラティズムは、需要サイドを重視するケインズ主義的な政策内容と密接に関連し、また六〇—七〇年代の過度な賃金上昇によるインフレを抑制するという政策目的をもっていたが、この意味でのコーポラティズムもまた消失したとする⁽³⁴⁾。なぜならば、八〇年代以降の政策協調においては、その政策内容の優先順位は、より自由主義的な指向性をもっているからであり、社会福祉政策や労働市場政策でさえ、より新自由主義的な政策執行を通じて広範なガバナンスを展開することをめざす

ものであったからである。⁽³⁵⁾ この政策内容の相違にかんしては、七〇年代の三者協議体制による所得政策は、労働側にとっては、賃金抑制と引き換えに、失業と雇用をめぐる社会的権利の拡大をはかる一種の「政治交換」であったのに対して、九〇年代の三者協議による社会協定は、「雇用拡大にプラスに作用するという社会的コンセンサスに向けての政府の目標設定への合意をえることに向けられているという見解もたしかに存在する。⁽³⁶⁾ しかし、だからといって、政策内容の変化が必ずしも政策スタイルやガバナンスの変容に連動するとは限らない。⁽³⁷⁾ したがって、そうした政策内容の刷新がコーポラティズム概念それ自体の適用の否定につながるかどうかは留保すべきであろう。

第三に、こうしてコーポラティズム概念の適用は、少なくとも七〇年代の石油危機以前の高成長期のケインズ主義政策の時代に限定されるべきことになった。コーポラティズムは、ネオ・リベリズム指向になった政策協調とは時期区分においても段階を異にするというわけである。このようにしてコーポラティズム概念は、政策過程の次元から放逐されるだけでなく、古い歴史的段階に照応するものとされた。

しかしながら、その議論は、反・コーポラティズム的な政策内容の定式・執行のために、コーポラティズム型政策協調が活用されるという逆説を孕んでいる。というのも、政策過程の制度化の型は、旧来のコーポラティズム型の政策形成の制度的パターンとは一定の同型性を帯びており、しかも、政策内容の刷新に向けて、政策協調の制度化が進展するからである。このことは、古い政策スタイルのなかに新しい政策内容が盛り込まれ、古い制度が、新しい政策内容を立案・実施するための梃子として機能する「制度転用」の可能性を示唆している。⁽³⁸⁾ さらに言えば、新しい政策協調が、古いコーポラティズム的諸制度を復活させる可能性もあながち否定できない。次に、そうした政策協調がどのような形態をとるのかという点について検討してことにする。

(三二) 政策協調の諸形態

コンプストンは政策協調の主たる形態として次の四つをあげている。すなわち、①政府の各種委員会内部での合意・協約 (agreement) による決定、②社会協定のような公式な三者協定・協約 (agreement) ないし政府—労組間協定、その例としての社会協定、③インフォーマル非公式の協定・協約、④労使間の二者間協定・協約の国家による執行、である。これらには、合意の制度化の度合を非公式から公式的なもの、アドホックな合意から法的なもの、そして政府の政策執行に限定されるものなどがあげられている。それに加えて、所得政策は、それが、公共政策にかんする政府の委員会を包摂している限りにおいて、政策協調のなかに含まれるとしている⁽³²⁾。

この政策協調論が主として着目するのは、前述の政策の範囲・視野・領域の広さと、政策協議や協定の頻度との二つである⁽³³⁾。この後者は、政策合意の拘束性や拡張性を含めた制度化の問題を取り入れており、かつてコンプストンは、政策定式化段階(入力局面)に焦点をあてて、それを単なる協議から広範な協定に及ぶその程度に応じて指標化していた⁽³⁴⁾。本稿では、それを敷衍して単なる協調行動という行為の水準から、当事者間の協定、そしてよりフォーマルでより普遍的に適用・拘束される法の水準までを視野に入れて、政策合意の制度化の強度として捉えている。

こうした政策の範囲と政策協調の頻度に主として照準を合わせた政策協調の観点から、コンプストンは九〇年代の各国を分類していく(図表—4を参照)。政策領域が広範囲に及ぶとみなされるケースでは、九二年以前のスウェーデンにおいては多くの政策セクターで活発に政策協調が展開され、またオーストリアも政策協調が頻繁に行われていたのに対して、アイルランドの場合、それは散発的とされる。イタリアは、政策範囲が中程度とみなされ、政府の歳入・歳出に係わる租税と年金政策そして労働法制の分野を中心に政策協調がなされたが、その頻度は散発的である。

これに対して政策範囲が狭域である国々のなかでも、オランダは、社会保障政策と雇用政策を主たる領域として頻繁に政策協調が展開され、またスウェーデンでは九二年以降、労働政策と年金政策にほぼ限定されたかたちではあるが、政策協調が行われその頻度も高い。ドイツは、社会保険、労働法、保健・公衆衛生、そして旧東独の再建問題を中心にして、頻繁な政策協調がなされた。そしてフランスとスペインは、政策協調の範囲は、いずれも雇用法制と社会保障政策という狭い領域に限定され、しかも協調の頻度も低いとみなされ、さらにイギリスは、九〇年代を通じて政策協調は行われなかつたとされる。^②

しかし時期を戦後にまで遡ってみると、その他の重要な事例も索出される。政策協調度の高いケースとしては、一九五〇年代以降のオーストリアの社会的パートナーシップ、一九三〇年代から始まり両大戦後九二年までスウェーデンで継続的に展開されたとみなされる労使間の頂上交渉と政府の各種委員会への参加とが結合した事例、さらにオランダにかんしては一九八〇年代初頭のワセナル協定や八九年の共通原則をめぐる協約などが例示されている。さらに政策協調度がそれ程高いとはいえない中位のケースとして、イギリスの一九七四—七九年の社会契約、イタリアの六九—七二年にかけての紛争—交渉型の政策協調、また同じくイタリアの七八年以降の定期的な社会協定の締結があげられている。さらに低度の政策協調の例としてフランスの六八年のグルネル協定などが指摘されている。^③

(三—三) 社会協定との関係

こうした政策協調論における政策合意の制度化の問題は、政策領域の連携性の観点も含めて、近年の社会協定との関連性や異同を問うことになった。たとえばD・ナタリとP・ポシェに従えば、社会協定とは「相互に結びついている多くの政策領域を横断して、政策の変化をめぐって交渉・執行する政府・組織利益の両代表間で結ばれる一連の

フォーマルないしインフォーマルな協約 (agreements)」と規定される⁽⁴⁵⁾。これは、政策領域の連携性や横断性に着目している点で、また、政策合意の制度化も公式・非公式も含めて広義に把握されている点でも、政策協調の議論とほぼ重複している。

コンプストンは、社会協定を弱いもので暫定的なもののみなし、政策協調と社会協定とを区別すべきことを主張している⁽⁴⁶⁾。しかし、彼自身が、前述のように、政策協調の諸形態のなかに社会協定を例示している。社会協定の概念は、政策協調の諸形態のうち合意の制度化の程度が弱い下位類型として、政策協調概念のなかに包含されているといつてよい。したがって、煩瑣な概念論争を展開するよりも、政策協調の一類型(緩やかな弱い政策協調)として社会協定を理解したほうが簡便であると思われる。実際のところ、この両者は、截然と区別して用いられるとはいえず、むしろ互換的に用いられていることも多いからである⁽⁴⁶⁾。

このようにコンプストンは、政策協調にコーポラティズム概念を適用することを否定したが、同様に、社会協定とコーポラティズムとを同一視することをも斥け、両者を区別すべきであると述べている⁽⁴⁷⁾。しかし、この両者には類似性や同一性がみられることもまた確かである。たとえばF・トラックスラーは社会協定にかんして次のように述べる。「社会協定という概念は、労使関係における広範囲に及ぶ種々の協約 (agreements) のことを示すのに用いられてきた。内容面からいえば、社会協定の概念は、雇用関係に影響を与えるあらゆる争点に関わり、それは、賃金から労働時間や社会福祉、さらには経済政策をめぐる争点にさえ及んでいる。そのうえ社会協定の概念は、労使関係の当事者が諸々の協約を締結しうるほぼすべての交渉レベルに適用されてきた。マクロ・レベルの全国的協定については、これまでかなり議論されてきたが、メゾ・レベル(つまり、セクター・レベル)にかんしても、ミクロ・レベル(特

殊企業のな協約」と同様に、最近になってその関心が次第に高まってきた。そして社会協定の概念はまた、別の関連概念でもあるコーポラティズムと、そうした多面的な意味内容を共有している。分析的にみても、社会協定とコーポラティズムという両概念の区別は、決して明確ではない。それどころか、実際には、その二つの概念は、しばしば同義語として使われているように思われる⁴⁸。こうした社会協定の概念は、労使間の賃金問題のみならず経済政策にまで及ぶ広範な政策領域を射程に入れ、また合意の低位レベルへの拡張性を視野に入れていて、政策協調の概念に包摂される。また、それだけではなく、社会協定がコーポラティズムと多くの意味内容を共有し、さらにはコーポラティズムと外形的な同型性を帯びることを示唆している。

したがって、社会協定は、政策過程の制度化の観点でいえば、その政策範囲の点では政策協調とほぼ重複しているが、しかし政策合意の制度化や政策参加の制度化の点で、アドホックな一時的なものとして理解される場合が多いといえる。しかし、社会協定とコーポラティズムとの関係については、まさに後者をどのように理解するかをめぐって見解が分かれており、両者の関係をどのように把握するのかという課題は依然として残っていると思われる。

(三―四) 社会的パートナーシップと政策遺産——歴史的経路依存性の諸形態

コンプストンは、政策協調の参加主体を労組に限定せずに、広く政府と利益集団との「社会的パートナーシップ」にまで敷衍する観点を、政策協調の議論のなかに盛り込んでいる。この社会的パートナーシップの概念は、狭義の労使代表に限定されるのではなく、広く国家―社会関係全般における政府と利益集団との協力関係を示すものとして拡張されている⁴⁹。しかし、それは、政策参加の当事者である労使の職能団体の代表性に係わる内部の組織間関係の問題が閉却されているだけでなく、政策過程それ自体への利益代表の参加ルールがどのようなものであるのかという政

策参加についての制度的観点も取り入れられていない。

そして、こうした社会的パートナーシップが西欧諸国でどのように政策遺産として継承されたかについて、S・バーガーはその指標化を試みている⁵⁰⁾。ここでは、その政策遺産を一九九〇年代の政策協調の度合と対比するかたちで簡単に触れておくことにしたい(図表1-4を参照)。

まずオーストリアは政策遺産の伝統があり、しかも九〇年代の政策協調度も高い。北欧諸国の場合、政策遺産は伝統として残存しているが、しかし九〇年代の政策協調度はそれほど高くない。またオランダも、政策遺産は高い部類に属するが⁵¹⁾、九〇年代の政策協調は、それほど高位にあるわけではなく、イタリアを下回っている。このイタリアとアイルランドは、政策遺産は中位だが、九〇年代には社会協定の典型国として政策協調度は高いとされる。同じリベラル型の国でも、九〇年代に政策協調がほとんどみられなかったイギリスと、このアイルランドとは非常に対照的な趨勢をみせている。したがって、政策遺産が、九〇年代の政策協調に反映されているとは必ずしもいえない。

(三一五) 政策協調の本質——利益代表と政治的交換から認識共同体へ

政策協調についてコンプストンは、独自の「構成理論(Configurational Theory)」を提示する。それは、コーポラティズム論との差異を明確にし、両者を峻別するうえで重要な鍵をなしている。コーポラティズム論が、政策協調を通じて職能的代表の参加およびその利益の代表性がどの程度担保されるのか、また政労使間でどのような政治的交換が行われるのか、に焦点が置かれているとするならば、それに対して、この構成理論は、政労使間にどのような認識が共有されているのか、またそうした共通認識をいかに構築できるのか、にその核心があるとされているからである⁵²⁾。

この構成理論は、①問題・争点の発生、②政策協調の継続・維持、③問題の解決や終結という三つの局面に関連し、

図表-4 西欧諸国の政策協調度と政策遺産

国名/時期	①政策協調の度合	②政策協調の遺産	③政策協調(総合)
	1990-1997年	1880-1989年	1945-1997年
＜北欧：社会民主主義：マクロ＞			
デンマーク Den	0.40	1.00	0.70
スウェーデン Swe	0.40	1.00	0.70
平均	0.40	1.00	0.70
＜大陸ヨーロッパ：キリスト教民主主義：メゾ＞			
オーストリア Aus	1.00	1.00	1.00
フランス Fra	0.20	0.25	0.23
ドイツ Ger	0.40	0.50	0.45
イタリア Ita	0.60	0.50	0.55
オランダ Net	0.40	0.75	0.58
平均	0.52	0.60	0.56
＜アングロサクソン：リベラル：多元主義：市場：ミクロ＞			
アイルランド Ire	0.80	0.50	0.65
イギリス UK	0.00	0.50	0.25
平均	0.40	0.50	0.45
総平均	0.44	0.70	0.57

＜図表- 続き＞

国名/時期	①政策協調の度合	②政策協調の遺産	③政策協調(総合)
	1990-1997年	1880-1989年	1945-1997年
＜組織調整型＞			
オーストリア Aus	1.00	1.00	1.00
デンマーク Den	0.40	1.00	0.70
ドイツ Ger	0.40	0.50	0.45
オランダ Net	0.40	0.75	0.58
スウェーデン Swe	0.40	1.00	0.70
平均	0.52	0.85	0.69
＜自由市場型＞			
アイルランド Ire	0.80	0.50	0.65
イギリス UK	0.00	0.50	0.25
平均	0.40	0.50	0.45
＜政府主導型＞			
フランス Fra	0.20	0.25	0.23
イタリア Ita	0.60	0.50	0.55
平均	0.40	0.38	0.39

(出典)

- ①Hugh Compston, "The Politics of Policy Concertation in the 1990s: the Role of Ideas," in Stephan Berger and Hugh Compston (eds.), *Policy Concertation and Social Partnership in Western Europe: Lesson for the 21st Century* (Oxford: Berghahn Books, 2002), Table 21.1 (p. 313). 政策の範囲・視野・領域の広さと政策協調の制度化と頻度から指標化したものである。
- ②Stefan Berger, "Social Partnership 1880-1989: The Deep Historical Roots of Divergent Strategies," in Stephan Berger and Hugh Compston (eds.), *Policy Concertation and Social Partnership in Western Europe: Lesson for the 21st Century* (Oxford: Berghahn Books, 2002), Table 22.2 (pp. 341-342). 社会的パートナーシップの遺産を指標化したものである。
- ③上記①と②の平均。

それぞれの要素から成り立っている。すなわち、①問題の認識——既存の政策形成の型では対処できない新たな争点の認識とそれへの政策協調への拡張、②経済的理解の共有——すべての政治アクターが資本主義を容認し、労組と団体交渉の正統性を受容していること、③政策執行への期待の共有——協約(agreement)の実施へのアクターの予想とそれが実行されることへの期待である。このコンプストンの議論を敷衍したG・メンツは、①について、政府が交渉によって解決すべき課題の危機認識について三者間で合意している必要性を強調している^④。さらに③にかんしていえば、旧来のレームブッフ流の政策形成に重点を置くコーポラティズム論では、協約を実施する約束の実施は、経営者団体と労組の中央組織が大規模に組織化・集権化・規律化されている場合や、団体交渉が全国レベルで調整されている場合にはより容易になると(明示的にせよ暗示的にせよ)みなしていた。しかし、コンプストンによれば、協約を実施する約束の実行を決定するのは、最終的には、そうした組織構造的要因よりも、むしろ、以前の協約が適切厳格に実施されたかどうか、エリート間に信頼(trust)がどの程度あるかどうかといった、ヨリ構成的な要因であるとされる。したがって、執行能力は、組織構造ではなく、関連する政策アクターの種々の見解についての評価とその共有ということになる^⑤。

これらの構成要素は、政策協調を誘引する変数ともいえるが、それと同時に、政策協調の過程そのものが、各構成要素における認識の共有をもたらすともいえる。言い換えれば、政策協調は、認識の共有をもって初めて確立されるというだけでなく、政策協調の諸形態を通じて三者間に認識共同体が構築され、相互主観性が生成されるということである。したがって、政策協調は、認識共同体を前提とすると同時に認識共同体の構築にその本質があるともいえる。こうして政策協調は、市場からの圧力の所産であるよりも、むしろ、そうした市場圧力をめぐるアクター間の共通認

識の形成と相互主観性の確立が、その核心部分をなしている⁽⁶⁶⁾。

以上の構成理論は、まず第一に、前章のコーポラティズム論議で触れた「権力分有」モデルを想定している。すなわち、政策の定式と実施の両局面を通じ政労使三者が協調行動や調整行為を通じて共通の認識に達し、そして相互の役割と責任を分担しあうという構図がそれである。第二に、公共性は、政策協調の制度編成の所産であるよりも、政労使の三者間ないし二者間のアクター相互の調整行為によって創出されるとみなされている。しかも第三に、公共性は、認識の共同体を構築する協調行動や調整行為のなかで相互主観性として現出する。そして第四に、その認識の共有は、いわば「言説的」実践を通じて構築される点にその特色があるといえる。

ただし、この場合の言説的実践は、V・シュミット流にいえば、主として「調整的言説 (coordinated discourse)」であって、「コミュニケーション的言説」ではない。ここでいう「調整的言説」とは、政府内部の政策関与アクター間の言説とその言説能力を問題にしたものであり、「コミュニケーション的言説 (communicative discourse)」とは、政府対社会及び市民社会アーリーナでのアクター間の合意形成やデリベレーション⁽⁶⁷⁾に係わっている。この言説的制度論は、各アクターの言説能力や言説の構築が重視される反面、国家—社会間の組織的制度編成によって各アクターの言説能力や言説そのものの選別がおこなわれている点が軽視されるが、この構成理論もまた、そうした問題点を言説的制度論と共有していると思われる⁽⁶⁸⁾。

第五に、この構成理論は、政策協調が政府によるアーリーナの設定のうえに成立するという観点が看過されがちとなる。結局のところ、この構成理論は、政労使三者のアクター間の政策形成をめぐる認識共同体の構築に主眼を置いており、後述するように、政労使協議機関などの制度問題や、政府介入の役割など国家問題への認識が希薄になる傾向

にある。

（三一六）政策協調の促進要因

前述のG・メンツは、コンプストンの構成理論を継承し、それを従属変数とした場合にどのような独立変数が考えられるのか、また、それらの促進要因が経験的にみて妥当なのかについて、オーストリア、アイルランド、フランス、ドイツの四ヶ国を事例として検討した。まずオーストリアでは、一九九〇年代と二〇〇〇年代において政策協調の盛衰がみられたとする。すなわち、一九九〇年代にはEMUの波のなかで数多くの緊縮的な財政政策や措置が講ぜられ、その際には政労使の社会的パートナーシップが復活したが、しかし二〇〇〇年代にはいると、とくに二〇〇七年にかけて政府は、一方方向的に改革政策を導入し、社会パートナーからの入力を最小限しか認めなかった。この時期、政府は、労組を攻撃する姿勢と、政府の立法措置にかんして労使の両パートナーがほんの外見的・表面的な修正のみに止めることを期待する態度とを交互に繰り返していた。したがって、この期間にはオーストリアの政策協調は頓挫したといえるが、しかし、二〇〇七年以降は、再び、政策協調は復活したとされる。これに対してアイルランドの場合、同期間において政策協調は継続的に存在していたとされる⁽⁹⁹⁾。

またドイツでは、とくに九〇年代においては高い失業率をめぐって政労使の三者間において認識の共有ができず、政策協調は奏功しなかった。その後も、IGメタル等の強力なセクター組織の存在とその自律性の高さから、全国レベルでの政策協調は充分に展開しえなかったとみなされる⁽¹⁰⁰⁾。そしてフランスの場合、社会協定型の政策協調を展開しようとしたが、政労使交渉は不成功におわった。それは労組の経営者団体への不信があり、政府の政策が親経営者的と認識されていたからであるとされた⁽¹⁰¹⁾。

さらにメンツは、先行研究を整理しつつ、そうした政策協調を促進する諸要因を列挙してその妥当性を論じているが、ここでは、かれの議論を大きく外在的要因と内在的要因に分け、さらに他の論者が提起した論点を補足したり、あるいは新たな論点を提起しながら論を進めていくことにしたい。

(三一六一) 外在的要因

第一に、とりわけ大陸ヨーロッパ諸国については、E M Uが引き金となったとする国際的要因説があげられる⁽⁶²⁾。すなわち、E M U規準への移行期限を順守することが、各国政府を社会協定へと駆り立て、それが政策協調の復権につながったというわけである。たしかに、インフレ率と累積債務率の規準が、各国の政策に多面的に制約を課すことになったことをみれば、E M Uとの関連性があるようにみえる⁽⁶³⁾。しかしながら、メンツは、アイルランドのようにE M U以前から政策協調が展開されている場合もあれば、オーストリアのようにE M U以後に政策協調が復権した場合もあり、この説が必ずしも妥当するものではないとする⁽⁶⁴⁾。

第二に考えられるのは経済状況である。これは、とくに失業率やインフレ率の高さあるいは累積債務などの経済危機が政策協調を導くことを強調する。しかし、経済危機そのものが直ちに政策協調を促すというよりも、メンツによれば、そうした危機認識が共有できているかが問題であるとする⁽⁶⁵⁾。

(三一六二) 内在的要因

次に政治体制内部に由来する要因として考えられるのは、まず第一に、政策協調は、過去の政策遺産や社会パートナーシップの伝統やコーポラティズム的な制度遺産などの「経路依存性」に基づいているのかどうかという点である。前述のS・バーガーの指摘に従うならば、一九九〇年代の政策協調は、過去のネオ・コーポラティズム的遺産とのあ

いだには明確な相関関係があるとは決していえないのであり、経路依存性は必ずしも妥当するわけではない。たしかに、スウェーデンやオランダのように、コーポラティズムの伝統が存在するところでは政策協調は継続ないし復権している。しかし、同時に、過去においてコーポラティズムの伝統のないアイルランドでも政策協調が積極的に展開されてきた。これらの事例を踏まえてメンツは、「政策協調は、一見すると歴史的遺産の存在とは関係なく復権しているように思われる。経路依存性だけを、重要な説明要因とすることはできない」としている。⁶⁶⁾

第二に、主として企業内部・企業間のミクロ・レベルでの経営者の調整行為(コーディネーション)に焦点をあてる「多様性論」との関連性にかんしても、アイルランドやイタリアの事例だけでなく、典型国のドイツのケースをみればわかるように、政策協調が調整型には存在し市場型には存在しないという議論が必ずしも成立するわけではない。こうして政策協調は、職能団体の組織化・集中化・集権化を主たる特徴とする社会コーポラティズムとも、また多様性論にたいしても、共時的にみた場合、その関係性を主張することは適切ではないとみなされる。⁶⁷⁾

第三に、特殊な知識や情報やアイデアの提供が政策協調の成否を左右するという議論については、危機認識や経済理解の共有を重視する点で、前述のコンプストンの議論と類似している。メンツによれば、その議論は、既述のように三つの局面に沿って構成要件を設定しているコンプストンの「構成理論」のなかに包摂しうるとする。⁶⁸⁾

(二一七) 政府の問題

そして最後に、そして決定的に重要な内在的要因として残るのが政府の問題である。この点をめぐっては見解が多岐に分かれているが、ここでもまた、メンツが提示した論点を中心にして、さらにそれを敷衍したり新たな論点を付け加えたりするかたちで議論していくことにしたい。⁶⁹⁾

まず第一に、旧来のコーポラティズムの論理に沿って、政策協調が奏功するには、政府介入を通じて職能団体とくに労組を包摂・統合化すること、そして、そのためには労使の組織間の調整（コーディネーション）が良好に作動することが鍵を握る重要問題になった。この両者が首尾よく解決されることが政策協調の決定的要因であると判明すれば、それは古典的コーポラティズムの復権が信憑性を増すことになる。

この点について若干補足すれば、A・ハッセルは、社会協定に関連して次のように述べている。すなわち、政府が古典的なコーポラティズムの論理に従って労働者の受動的な同意を調達・確保するために、政策協調を活用する場合もあれば、また、労組指導部が、政権への政治的支持に向けて内部組織を動員するために、政策協調を利用する場合もある⁽¹⁾。そして、その際、決定的な要因として、政府介入がとくに賃金政策にかんして信頼と威嚇力を潜在的にもっているかという点だけでなく、団体交渉や政策過程において労使の両利益集団がどれほど調整能力をもっているのかという社会コーポラティズムの観点も重要であったのである⁽²⁾。

したがって、このように政府による職能団体の統合化の一環として政策協調を捉えたとすれば、それは、同時に、包摂される側の職能団体の組織間調整もまた問題になる。この組織間の調整（コーディネーション）について議論をさらに敷衍するならば、たとえばJ・ヴィセルは、オランダの事例から、労組と経営者団体との間の調整と、労組内部の調整の双方が重要であり、この両者が奏功したことが、賃金抑制と雇用の柔軟化（フレキシビリティ）という政策目的の達成とそれをめぐる政策協調に寄与し、それが「オランダの奇跡」の一因になった点を指摘している⁽³⁾。

しかしながら他方で、L・バツカロは、イタリアとアイルランドの事例を参照しながら、そうしたコーディネーションは「言説」を媒介とし、労使間では「水平的調整」が、そして労使内部（とりわけ労組内部）では「垂直的統制」

が行われるとしたうえで、政策協調の次元は、この組織間調整（コーディネーション）の次元とは明確に異なっており、両次元を区別する必要性を強調する。そして政策協調としてのコーポラティズムは、後者のコーディネーション次元としてのコーポラティズムを必ずしも（機能的に）要請しているわけではないとみなしている。⁽⁷⁴⁾このように政策協調の成否をめぐる、まずは古典的コーポラティズムの論理に従って、政府介入による職能団体の包摂・統合と、職能団体の組織間関係の調整とが問われることになったが、この点にカンしては見解が大きく分かれているといえる。

第二に、政策協調を行う政権のあり方に焦点があてられた。とくに問題になったのは、政権の形態と党派性である。⁽⁷⁵⁾政権の形態についていえば、イタリアやアイルランドなどの事例研究をもとにして、バックロらは、少数派政権など弱い政府こそ政策協調に向かうとする説を提示した。⁽⁷⁶⁾この点についてS・アヴダジックは、選挙による支持が脆弱な少数派政権の場合、議会での基盤が弱いので、議会外での支持を調達せざるをえなくなり、したがって、労組がその集権性とは関係なく、政策協調に向かう誘因がはたらくとみている。⁽⁷⁷⁾そして前述のように、中位レベルの労組集権化の重要性を踏まえて、それと弱い政府の組み合わせは政策協調に向かうとした。⁽⁷⁸⁾さらに政策協調や社会協定が、左翼の党派性と相関関係にあることも析出された。⁽⁷⁹⁾この政治的左翼が社会協定をヨリ指向する傾向にあるという点は、いくつかの事例研究でも指摘されている。⁽⁸⁰⁾

第三に、それに加えて、政策協調や社会協定が、政権の党派性だけでなく、選挙とも密接に関連しているという議論も展開された。とりわけ政府が、選挙での支持の獲得や、経済問題の妥当性にかんして有権者間の認識や理解を促す一つの方法として社会協定を活用する点が示唆された。⁽⁸¹⁾また、逆に、政府が、有権者のあいだで不人気な政策に対して選挙で支持を得る契機として政策協調を積極的に推進し、反対派を取り込んで社会協定等の締結にこぎつけようと

する場合もある。いずれにしても、そうした社会協定は、政党政治のあり方と切り離して考えることができないとみなされた。⁽⁸²⁾

第四に、こうして政党政治との関連性についても検討されることになった。そして、この政党間の競合度を示す指標として選挙・議会の両面での有効政党数が増えられ、多党制と社会協定との正の関係も示唆された。⁽⁸³⁾

第五に、さらに、そうした議論は、政党システムを規定する選挙制度とどのような関係にあるのかという問題へと敷衍された。政策協調としてのコーポラティズムは、二大政党ブロックといったマジョリタリアン・デモクラシーに近い場合には、そのコーポラティズム度を低下させ、逆に、連合政権や比例代表制とのあいだには親和性があることも指摘されてきた。⁽⁸⁴⁾

これらの諸点をみると、政策協調は、たんに政権の党派性（左翼政党）だけでなく、連合政権—多党制—比例代表制という「権力分有型」の「コンセンサス・モデル」（レイプハルト）における政治制度間の系列とも相互補完性をもつことが推測される。⁽⁸⁵⁾ また、それと同時に、コーポラティズム体制の確立こそ、地域基盤の議会制と、有力な利益集団である職能団体の代表とを接合する試みでもあり、とりわけ比例代表制の選択は、少数者の保護だけでなく、労働者階級や社会主義政党の体制内への包摂という戦略的意図があったとするP・カツェンスタインの議論とも重なってくる⁽⁸⁶⁾ところがある。

第四節 政策の定式化と執行の不均衡

既述のように、旧来のコーポラティズム論でも、政策形成の制度化の具体的な形態として、審議会や各種委員会な

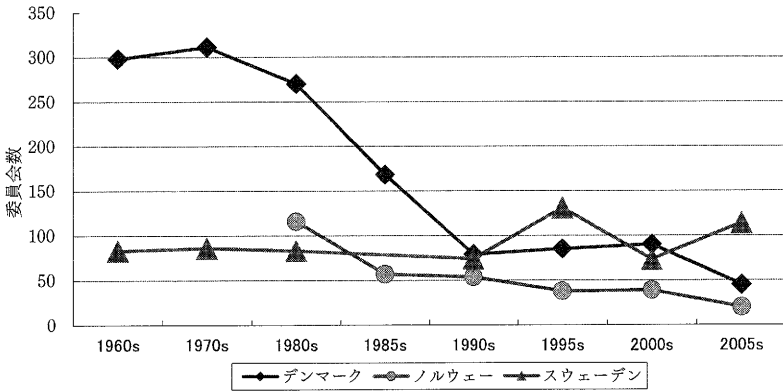
どの政労使の三者協議機関の存在は注視されてきた。また前章で「行政コーポラティズム」を論じた際に、シュミッター流の社会コーポラティズム論における利益代表の側面(入力局面)の偏重と、それが政策執行の出力局面とのあいだにもたらす緊張関係を指摘した。さらに近年、この両者を総合的に把握したうえで、政策協調過程における政策参加や政府の協議機関のあり方が、政策の定式化(入力)と執行・実施(出力)の両局面のあいだではズレや不均衡があるのではないかという論点が提起された。これは、古典的なコーポラティズム論における政労使三者協議機関への政策参加についての実証的な研究であると同時に、その「行政コーポラティズム」論の観点をより精緻に発展させたものともいえる。とりわけ、政府内部の協議機関を事例として、その政策過程の立案と実施の両局面の差異という論点を経験的に明らかにしたという意味ではひとつの画期をなすものである。というのも、政府内部の三者協議機関は総数としてどの程度あり、それは歴史的にどのような変遷を辿ってきたのか、そして、そのような政策参加の制度化が、実際のところ、政策形成の両局面でその比重が異なっているのかどうか、もし異なる場合、その比重が大きいのは入力局面かあるいは出力局面なのか、あるいは両者が異なった歴史的径路を辿るのかどうかは、政策協調における入力・出力の不均等発展や正統性の問題等々にまで敷衍されるからである。

P・M・クリスチャンセンらは、デンマーク、ノルウェー、スウェーデンというコーポラティズムの典型例とされる北欧三カ国の政策形成過程において、政府が法に基づいてフォーマルに設置し、そのメンバーを任命する種々の「委員会」と、そこでの利益集団代表の参加のあり方に着目する⁽⁸⁷⁾。かれらは、コーポラティズムを「公共政策の定式化と執行の両方ないしいずれか一方に、組織的諸利益が特権的かつ制度化されたかたちで統合されていること」と規定した⁽⁸⁸⁾。そして前者の政策定式化にかかわるコーポラティズムを、政策内容の決定の事前の予備協議という意味での「事

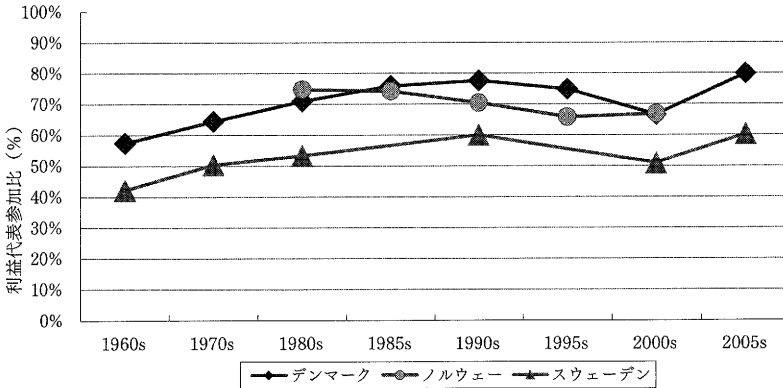
前コーポラティズム (preparation corporatism) あるいはより直截的にいえば「立案コーポラティズム」とし、後者の政策執行にかかわるものを「執行コーポラティズム (implementation corporatism)」ないし「執行型」として、両者を明確に区別する。そして一九六〇年代から二〇〇五年までの政府設置の「事前型」と「執行型」のそれぞれの委員会数とそこにおける利益集団代表の参加度を調査した。

かれらの調査の特徴としては、第一に、政策領域にかんして、政策範囲を網羅的に調査しているだけでなく、それぞれの政策内容を等価なものとみなしており、したがって、政策領域の質的な軽重を考慮していない点には留意しておかなければならない。⁽⁸⁾ 第二に、政策参加の主体にかんして、その利益代表は労組だけでなく、広く職能団体を含めた利益集団へと拡張されている点である。⁽⁹⁾ これは、旧来の労組偏重を免れているといえるが、しかし、当該利益代表の内部の組織間関係やコーディネーションの問題は不問に付されており、各職能代表もまた等価なものとみなされていることにも注意する必要がある。第三に、委員会数と参加度の双方に着目したことは、職能代表にとってみれば、前者が政策参加の「機会」を含意し、後者は政策協調におけるプレゼンスを示唆しているともいえる。本稿では、かれらが政策の定式化 (入力局面) と執行・実施 (出力局面) とを峻別した点を重視し、両者の均衡という観点から、その調査結果について考察をしていく (図表 5-1 と 5-2 を参照)。

図表 5-1 北欧三ヶ国：委員会数：事前型：1960-2005年

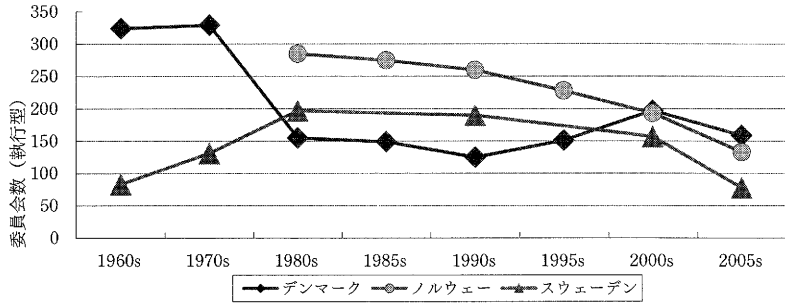


北欧三ヶ国：委員会：事前型：利益代表比 (%)：1960-2005年

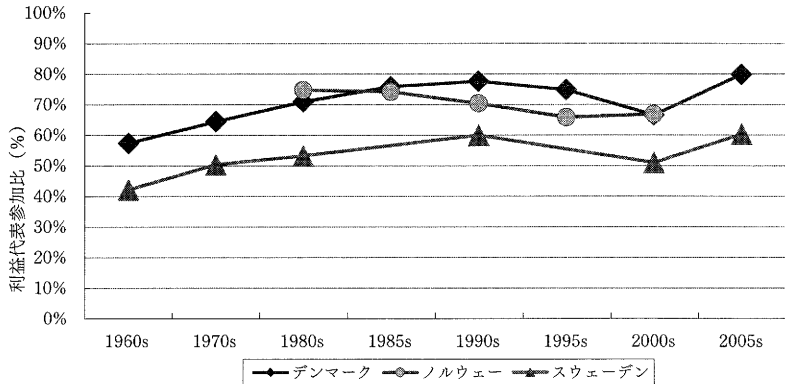


(出典) Peter Munk Christiansen et. al.,
 "Varieties of Democracy: Interest Groups and Corporatist Committees in
 Scandinavian Policy Making," *Voluntas*, Vol. 21, 2010, Table 1 (p. 31) および
 Table 2 (p. 32), より作成。<付録図表>も参照。

図表5-2 北欧三ヶ国 委員会数：執行型：1960-2005年



北欧三ヶ国 委員会：執行型：利益代表参加比(%)：1960-2005年



(出典) Peter Munk Christiansen et. al.,
 “Varieties of Democracy: Interest Groups and Corporatist Committees in
 Scandinavian Policy Making,” *Voluntas*, Vol. 21, 2010, Table 1 (p. 31) および
 Table 2 (p. 32), より作成。<付録図表>も参照。

(A)「立案コーポラティズム」——事前型——政策の定式化——入力局面

(A—1) 委員会数

第一に、委員会の数の面について三方国の全体平均でみると、一九八〇年、九〇年、九五年、二〇〇〇年、二〇〇五年では、それぞれ、一五六、六九、八五、六七、六〇と推移している。これは、九〇年代前後に急速に減少し、そして九五年に増加したことを除くと、長期的には低落傾向にあることを示唆している。このように政府がメンバーを任命するフォーマルな「委員会」自体が減少していることは、少なくとも政府による職能代表の包摂の必要性が低下しているか、あるいはそうした利益代表を排除しているか、いずれにしても政策の立案に際して、政府が社会からの入力を縮減していることは確かである。もともと、これを、政府の形態にかかわりなく、行政機関の知識集約的で閉鎖的な専門分化が進行し非選出部門が台頭したと解釈するかどうかは、本稿の課題を超えており、別のかたちでのより詳細な検討が求められるであろう。^⑨

第二に、この北欧の類似した強いコーポラティズム三方国のあいだにも多様性がみられることは注目すべきである。六〇—二〇〇五年の全体平均でデンマークは一六八、スウェーデンは九二、そしてノルウェーは八〇—二〇〇五年の平均で五四であり、デンマークの委員会数は断然多く、スウェーデンの約一・八倍になる。そしてデータが八〇年以降しかないノルウェーの同時期と比べると、デンマーク一二三にたいしてノルウェー五四であり、デンマークは二倍以上、委員会数が多いことになる。

第三に、この三方国の委員会数の歴史的推移をみると、デンマークが八〇年代に著しく減少しているのに対して、ノルウェーは緩やかなかたちで低下していることがわかる。逆にスウェーデンでは、六〇—九〇年まで横ばいで、九五

年と二〇〇五年においては増加傾向を示している。このように歴史的経路の点でも、一見類似した国のあいだの差異を観察できる。

(A—二) 政策参加度

次に参加率をみてみると、第一に、全体の平均でいえば、ほぼ横ばいといってもよいであろう。一九八〇年、九〇年、九五年、二〇〇〇年、二〇〇五年の三カ国の平均は、それぞれ、四九%、四九%、四五%、四九%、五三%であり、九〇年代後半から二〇〇〇年代にかけてやや上昇基調にあるといえなくもないが、ほぼ五〇%前後で推移しているといえる。

第二に、ここでもまた各国間で参加率に顕著な差がみられる。デンマークは、常に五〇%から七〇%台で推移し、とくに二〇〇五年には八七%の参加率であり、顕著な上昇をみせている。ノルウェーは、八三年以降概ね六〇%前後で推移し、九七年には七二%の参加率を記録している。交渉分権化等が多くの先進諸国で観察された八〇年代において、このようにデンマークとノルウェーでは、逆に政策参加率は急上昇し、九五年にいったん減少するものの二〇〇〇年代になって再び上昇する傾向がみられた。この二ヶ国に比して、スウェーデンの参加率は非常に低く、一九六〇年には三二%の参加率であったが、それ以降、低落傾向にあり、九〇年にはわずか八%である。その後九〇年代にやや上昇基調に転じるが、それでも一一%から一五%程度である。

以上のように、政策の定式化の局面にかんしては、利益代表の参加の「政治的機会」が量的に減少していることが示唆されたが、しかし、政策参加度は全体としてはそれほど変化がみられず、その限りでいえば、政策形成過程の制度化の定式化の局面では、コーポラティズムが後退したとはけっしていえない。むしろ、それよりも、一見類似した

国々の差異が発見されたことのほうが、社会コーポラティズムと政策協調の両次元のズレ等を考えるうえで重要な示唆を与えてくれるように思われる。

(B)「執行コーポラティズム」——政策執行・実施——出力局面

(B-1) 委員会数

この執行型にかんして、データ面で注意しておかなければならないのは、スウェーデンのケースでは、政府や議会から独立している執行機関の委員会の数も含めている点である。それらをここで含めた理由は、本稿では、政策過程の全体をみているので、政権に左右されない独立系の委員会への政策参加を除外することは適当ではないと考えたからである。

第一に、委員会数では、北欧三カ国の全体平均で見ると、一九八〇年、九〇年、二〇〇〇年、二〇〇五年では、それぞれ、二二二、一九二、一八二、二二三、となり、とくに二〇〇〇年代に入って著しく減少している。

第二に、各国間のバラツキが顕著である。執行型で多いのは、今度はノルウェーであり、一九八〇年から二〇〇五年の平均では、ノルウェーが二二九、デンマークとスウェーデンは同数で一五六である。ノルウェーは約一・四倍となっている。

第三に、歴史的な変遷をみると、ここでも多様性がみられる。一九六〇—二〇〇五年の長期スパンでは、デンマークがU字型のかたちをとるのに対して、スウェーデンは、八五年と九五年のデータが欠損しているものの、逆U字型Ⅱハンパ型になっていることを推察させる。つまりスウェーデンでは、六〇年から八〇年にかけて増加傾向にあったが、九〇年前後から減少傾向に転じている。そしてノルウェーは八〇年—〇五年で長期低落傾向にある。

(B—12) 政策参加度

第一に、三カ国全体の平均をみれば、ほぼ横ばいといってもよいであろう。一九八〇年、九〇年、二〇〇〇年、二〇〇五年の三カ国の全体平均は、それぞれ、六六%、六九%、六一%、六七%であり、ほぼ六五%前後で推移している。

第二に、参加率もまた各国間で差異がある。デンマークは六〇—二〇〇五年の平均で七一%、八〇—二〇〇五年では七四%、ノルウェーは八〇—二〇〇五年平均で六九%である。デンマークにかんしては、政策定式化の局面では複数の回路を通じてのアドホックな政策参加がしばしばみられるのに対して、政策執行の局面では政策参加が極めて広範囲に及んでいる点が指摘されている。³³⁾この二ヶ国に対して、スウェーデンは、六〇—二〇〇五年平均、八〇—二〇〇五年平均がそれぞれ、五三%、五六%であり、デンマークとは約二〇ポイント弱、ノルウェーとは一〇ポイント弱の開きがある。このスウェーデンの数字には、既述のように、独立系の委員会を含めたものであるので、デンマークとノルウェー両国との差はより大きいものとなる。

第三に、歴史的な趨勢でも三カ国のあいだにバラツキがみられる。六〇—二〇〇〇年までのデンマークとスウェーデンは緩やかなハンブ型であるのに対して、八〇—二〇〇五年のノルウェーは緩やかなU字型を看取できる。しかし、三カ国とも二〇〇〇—〇五年にかけて、政策参加度が、上昇基調に転じている点では共通している。したがって、北欧三カ国に関する限り、政策形成の制度化の政策執行の局面では、そのコーポラティズム度は今世紀に入ってから高まったといえる。このように政策執行の局面でも、一見類似した国々の差異が発見されたこと、そして今世紀に入ってから社会コーポラティズムの低下と政策協調の上昇という両次元が異なる動向を示したことが観察された。

以上のようにP・M・クリスチャンセンらの議論は、政策の立案・実施の両局面について、政策協調における政府のフォーマルな制度に焦点をあてた。それは、古典的なコーポラティズム概念におけるシュミッター流の社会コーポラティズム的側面を捨象して、レームブルッフ流の政策形成過程の制度化の側面に着眼していることを意味する。しかも、その政策過程を入力局面と出力局面とに峻別し、その区別にしたがって政府の委員会も両局面に分けて把握したのである。

観察結果をまとめると、第一に、二〇〇〇—〇五年にかけて、三カ国とも共通して、政策定式・執行の双方において政策参加度が上昇したことが索出された。これは、政策形成の制度化が今世紀に入って復権したことを含意し、古典的な意味でのコーポラティズム度もまた高まったことを示している。このことは、同時期における北欧の資金交渉の脱集権化⁹⁴⁾分権化に焦点をあてて「スウェーデン・モデルの危機」等を唱えた「社会コーポラティズム衰退論」とは逆の傾向を示唆している。言い換えれば、利益集団の断片化と政策協調の進化が併存する可能性をも示している⁹⁵⁾。

第二に、三カ国とも共通して、歴史的推移として政策立案・実施双方の委員会数が減少化の傾向を示し、それは、利益代表の参加の「機会」の縮小を示唆しているともいえる。また、それと同時に、政策執行への参加度のほうが政策定式への参加度を常に上回っていることも特徴としてあげられる。

しかし、第三に、北欧三カ国のあいだでさえも多様性があることが確認された。政策定式化ではノルウェーが、政策執行ではデンマークが、その政策参加度が高く、両局面においてスウェーデンは低位にあることもあらためて発見されたのである。

第五節 政府の役割——政府戦略としてのコーポラティズム

(五—一) 政府の介入戦略としてのコーポラティズム

これまで政務使のアクター間の相互作用として政策協調を把握し、またその三者協調・調整の制度的形態として委員会を考察した議論等々を検討してきた。それらの論議は「政策形成の型としてのコーポラティズム」のパラダイムの枠内にあるとみなすことができる。もちろん、従来のコーポラティズムと政策協調とは、形態的には同型性を帯びつつも、その本質において利益代表や政治的交換の論理から認識共同体の構築や相互主観性の生成へと制度変化ないし質的転換を遂げたとする議論も吟味した。しかし、こうした議論は、いずれも政務使三者のうち政府の主導的役割あるいは政府の自律性や主体性について十分に配慮したとは言いがたい。この政府の自律性の問題にいわば特化して「政策形成の型としてのコーポラティズム」を捉え返そうとしたのが、最後の五番目に取り上げるJ・ウォルデンドープとH・ケマンの議論である。

J・ウォルデンドープは、コーポラティズムをひとつのシステムや構造として捉える見方を否定し、アクター指向型のアプローチを採る。彼は、政府をひとつの自律したアクターとして捉え、コーポラティズムとは、政府が社会紛争を調整・規制する政治戦略と規定する。とりわけ彼が焦点をあてるのは、所得政策をめぐる紛争規制であり、その際、政府の介入戦略としてのコーポラティズムがオランダでどのように展開されているのかである。そして各年次の所得政策をめぐる政府の介入戦略を実証的に分析していく。⁽⁹⁶⁾

(五—二) 先行研究との関連

まずは従来のコーポラティズム論議と関連づけながら、かれらの議論の特徴をあげていくと、第一に、上記の規定

から明らかのように、社会レベルで利益集団の組織化・集権化など組織間関係の編成がどのような布置構造を示しているのかという意味での組織構造としてコーポラティズムを把握する見解(社会コーポラティズム論)を斥けている。そして政府の側に視点を移して国家の自律性を問題にしている。すなわち、社会の代表が国家にどのように参画するのかという観点から、利益代表と政府当局との相互交渉とその制度化に焦点をあてた社会コーポラティズム論に対して、国家の側に視点を交換させて、社会領域への政府の主体的関与にコーポラティズムを特化させ、政府介入の観点の重要性をあらためて強調している。

第二に、政府の主体性を重視し、政治主体の転換を徹底化した。従来のように政労使の三者協調における職能団体代表の参加に伴う労使の優位性等に着目しているのでもなければ、そうした政策協調における権力分有とその相互主体性を主題としているわけでもない。むしろ独立したアクターとして政府を措定し、権力主体を純化し、その明確化を図っている。

第三に、政策協定の制度編制としてコーポラティズムを捉える見地にも懐疑的であり、むしろ、制度的コンテクストを文字通りいったん括弧に入れて、自立した行為主体としての政府が、労使間関係をどのように規制していくのかというアクターの戦略的行為に焦点をあてていることである。

したがって、こうした見地にたてば、新制度論とくに歴史的制度論に対しても否定的になるのも意外なことではない。ウォルデンドーフは、F・シャルプの議論を援用しつつ、とくに歴史的制度論に疑問を投げかける¹⁷⁾。シャルプによれば、歴史的制度論は、経路依存性や制度遺産を強調するが、独自の方法的視座をもっていない。すなわち、制度がどのような仕方ですべてアクター自身の選択に影響を及ぼすのかというミクロ的基礎付けの問題については、ある論

者は、その基礎付けに、合理的選択の仮定を立て、また別の論者は、社会的—構築主義的な解釈論を展開するといった具合に、極めて曖昧だからである。⁽⁹⁾

そもそも新制度論は、多様な潮流があるにせよ、公共政策についていえば、政策に関わる個別アクターと当該アクター間の相互行為に焦点をあてて説明する「原子論的」な見方に対抗し、政労使三者協議機関など、政策過程を取り巻く制度編成を重視する点では一致していたといえる。⁽¹⁰⁾しかし、問題なのは、制度と政策とのあいだの関係にかんじて、新制度論は、制度が政策の定式化（入力局面）の原因なのか、それとも政策の帰結（出力と結果の局面）に影響を与えるものなのかが判然としてはいなかったとされる。⁽¹¹⁾したがって新制度論は、政策の発生的契機を説明しようとしているのか、あるいは、政策結果への効果を追求しているのかに依じて異なる方向性をもつことになる。

さらに、政策分析も、当事者間の相互行為を対象とするのか、それとも問題解決に照準をあてるのかによって、その研究の方向が分岐するとする。すなわち、政策を政策決定者間の相互行為として捉える見方と、政策によって解決が期待されている争点領域に注目し、そうした問題に対する政策対応の有効性に力点を置く見方がある。⁽¹²⁾

こうして第四に、新制度論の問題点と政策分析の方向性の両者を踏まえて、J・ウォルデンドープは、政策過程を主導する行為主体として政府を設定するが、しかしアクター間の相互行為でなく、問題指向的な観点に立つ。そのうえで、政策の立案（入力）と政策執行（出力）における政府の戦略的行為を類型化し、さらに両者のギャップとして政策結果についても論及する。こうしてかれは、政府の介入戦略にかんじて、所得政策を対象とした問題志向型アプローチをとり、政策定式化の局面と執行局面だけでなく、結果としてのコーポラティズムにも着目したのである。⁽¹³⁾

(五二二) オランダ型コーポラティズム

このように政府戦略のとしてのコーポラティズムという観点を重視するウォルデンドープとケマンは、オランダを一つの決定的な事例とみなし、「ポルダーモデル」や「競争的コーポラティズム」等々さまざま名称で呼ばれるオランダ・モデルにかんして、それが、とくに八二年末のワセナール協定以降の労使の社会パートナーシップを強調する点を批判している⁽⁹⁾。このワセナール協定以後のオランダ・モデルをめぐる評価にかんしては賛否両論があるが、ここでは、その適否を判断する能力をもちあわせていないことに加えて、行論上、その評価をするところでもないので、肯定・否定の両者の主要な論調を述べるに留めておくことにしたい。

まず肯定的な評価としては、政労使の三者協調体制の確立により、経済競争のグローバル化やEUの通貨統合化など対外的な社会変動に適応して、所得政策や雇用政策(フレキシビリティ)や福祉政策など重要な政策領域において政策転換を奏功させ、雇用の増加や経済成長などで良好な経済実績をもたらしたとする「オランダの奇跡」という議論がある。これは、ネオ・リベラル型の多元主義への代案的モデルを提起としたものとして受け止められたものである⁽¹⁰⁾。他方、否定的な評価の一例をあげると、たとえばU・ベッカーは次のように主張している。すなわち、オランダの場合、高い社会的信頼、言説的実践型の紛争解決、妥協の規範、プレイヤー間の共通認識に向けての積極的関与といった「競争的コーポラティズム」にとって必要な政治的条件を備えているとはいえず、とりわけ政策協調の三者間の力関係において労働者の劣位が顕著で、経営側がヘゲモニーを掌握しており、結果的には、近隣窮乏化的な賃金の引き下げや、最低賃金の凍結による賃金格差の拡大や、パートタイム労働など雇用の不安定などの経済問題をもたらしたとする⁽¹¹⁾。

ここでは、既述のように、そうしたオランダ・モデルの成果をめぐる判断の適否よりも、むしろコーポラティズムをめぐる論点に議論を絞って同モデルに言及することにとどめたい。まず第一に、組織間のコーディネーションの問題が論点として浮上したことである。社会コーポラティズム的視点からすると、明らかに、オランダでは労組の組織率の低下や団体交渉の分権化などが観察されてきた。⁽¹⁰⁾しかし、オランダの奇跡をめぐる、たとえば前述のヴェセルは、賃金抑制と雇用の柔軟化をめぐる、労組—経営者団体間と労組内部の双方のコーディネーションが円滑に進むことが重要である点を指摘した。⁽¹¹⁾とくに、そうした賃金政策や雇用政策にかんしては、政労使の三者協調の決定的な要因として、団体交渉や政策過程において労使代表がどれほど調整能力をもっているかがあげられた。⁽¹²⁾そして、この組織間調整や組織内調整については、労使の頂上団体が、国家の後見が無くてもコーディネーションを遂行できるところが重要である点も示唆された。⁽¹³⁾さらに、そのような労使間および労使内部の組織間関係の調整が、それだけとどまらず、政府—職能代表間の組織間関係にも拡張されて、いわばネットワーク型のガバナンスが展開されることもまた決定的とみなされた。⁽¹⁴⁾

第二に、政策協調の重要性があげられる。この議論では、政労使の三者協調だけでなく、広く国家—社会関係における政策協調の存在が強調される。たとえばW・キッカートは、オランダを「コンセンサス・デモクラシー」の制度的特徴を備えた合意指向型コーポラティズムとみなし、そして少数派ブロックへの寛容や、コンセンサス（全会一致）に向けてのプラグマティックな協調行動が歴史的に遺産として継承されている点を主張する。⁽¹⁵⁾またM・ローデスは、既述のようにオランダを「競争的コーポラティズム」の典型例とみなしているが、たとえば縮減型の福祉政策へと政策内容を転換し社会変動に適応する過程において「政策協調」が重要である点を指摘している。⁽¹⁶⁾このようにコーポラ

ティズム型の政策協調を通じてオランダの福祉国家が再編されることに着目する論者は決して少なくない。^⑩

第三に、そして、とくに重要視されてきたのが政府の主導性の観点である。コーポラティズム論における「忘れられた中心」として「国家」の問題をあらためて俎上にのせた A・ヘルメルジャックらは、従来のコーポラティズム論の多くが、経済社会への規制や介入において政府が果たす積極的役割を軽視している点を批判し、そしてオランダを例にあげて政府が主導性を発揮して、政労使間の協調体制の維持だけでなく、経済情勢の変化への政策適応に奏功し、そのことが「オランダの奇跡」と呼ばれた大きな一因である点を力説した。^⑪ また、前述の「競争的コーポラティズム」にかんして、M・ローデスは、競争的コーポラティズムは、社会協定の存在そのものが、従来の北欧型の社会中心の伝統的なコーポラティズム観とは異なっていることを指摘したうえで、社会中心のコーポラティズムと比べて、労使の社会パートナーシップが制度的に弱体であり、協議体制から離脱する退出コストはより低いので、ここに、政府の主導によって国家後見型の協調体制 (concertation) が強化される制度的根拠があるとした。^⑫ こうして北欧型の社会中心のコーポラティズムでは、労使双方の組織化・集中化・集権化の度合いが高いので、中央レベルでの賃金交渉等への国家の関与は周辺のなものにすぎないか、あるいは非介入的な場合もあったのに対して、この社会協定を中心とする「競争的コーポラティズム」は、国家の存在はより強固であり、政府は、強制力の担い手として、あるいはイセンテンティヴの提供者として、より積極的な役割を果たしているとみなされた。^⑬ そして、以下で検討するウォルデンドープらもまた、政府の戦略的介入を主題としている点で、この政府の主導性に着目する議論の系譜に属するといえる。次に、その分析枠組とその分析結果についてみてみよう。

(五―四) 分析枠組と観察結果

(五―四―一) 政策定式化(入力)と執行(出力)の局面の分離と政策結果

かれらは、政策過程を形成と執行とに分け、その両局面の関連についても考慮にいれて、政府戦略を次の四種類に分類している。^⑩

(X) 政府戦略の基準

(I) 受動戦略——政府は政策形成において受動的であり、労使間の交渉へのいかなる介入も控える。執行面でも、そうした労使交渉の結果に介入することはない。

(II) 協調戦略——政策形成面で政府は労使間の交渉を促進するために介入するが、執行面では、交渉の結果に介入しないし、また、交渉の結果の趨勢に抗して介入することもしない。

(III) 適合戦略——政府は形成面で労使間交渉にかんじて独自の政策提言をおこない積極的に介入する。その政府介入の狙いは、政労使の三者すべてが潜在的に適応可能なひとつの政策パッケージを定式化することによって、政労使の当事者間の合意を促進することである。また執行面では、政府は、交渉結果にたいして、賃金・租税・社会保障の割増や給付にかんする独自の政策提言をもって介入するが、しかし、それは、政労使間の交渉結果に反してまで介入するというのではない。

(IV) 誘導戦略——形成面では、政府がまず独自のアジェンダ設定をおこなう。労使双方は、所得政策の基盤としてそのアジェンダを受け入れることを強制される。政府は、基本的には、賃金・租税・社会保障の割増や給付にかんしては、独自の政策を執行し、労使の社会パートナーの議題設定ないし交渉の結果について、尊重しない場合も多い。

これは形成・執行の両面にわたっている。

コーポラティズムの典型は、(Ⅱ)と(Ⅲ)であるが、両者の違いは、(Ⅱ)の場合、政府は、労使交渉を促進しようとはするが、しかし所得政策の定式と執行は概ね労使に委ねているのに対して、(Ⅲ)の場合、政府は、所得政策の定式にかんして独自の政策提言をもって積極的に介入し、また執行面でも、交渉結果にたいして積極的に介入することもあるという点にある。⁽¹⁰⁾ 換言すれば、(Ⅱ)は交渉のアーリーナの設定という政府介入であり、(Ⅲ)は、政策の立案と実施の両面にわたり、交渉の内容への関与をとまなう、より積極的な政府介入といえる。

(五―四―二) アジェンダの共有——認識の共有

さらに、もう一つの基準として、(Y) 労使間のアジェンダⅡ議題設定の共有と対立が設定される。このアジェンダの共有は、前述のコンプストンやメンツらの政策協調論の構成理論と重なる部分が多いといえる。しかも、それは、政策の定式化だけでなく執行の局面にも適用され、さらには、政策結果としてのコーポラティズムという局面をも視野に入れたものになっている。こうしてウォルデンドーらは、アジェンダをめぐる労使間の認識の共有の型として、以下の三つの類型をあげる。⁽¹¹⁾

(Y) アジェンダの共有について

(A) 対立型——労使間のアジェンダが異なり、共通の土俵にたつことが非常に少なく、紛争が生じやすく、そして合意の余地が少ない場合。

(B) 交渉型——労使間のアジェンダが同じであり同一の問題関心を共有しているが、両者の望む解決策や政策にかんしては、その力点に違いがみられる場合。この場合、交渉が難航しデッドロックに陥ることもあるが、交渉からの

離脱を避ける。結果的には、協約等の合意にいたるのは困難であることも多いが、しかし、合意の可能性のある一種の「均衡点」が存在することを示している。

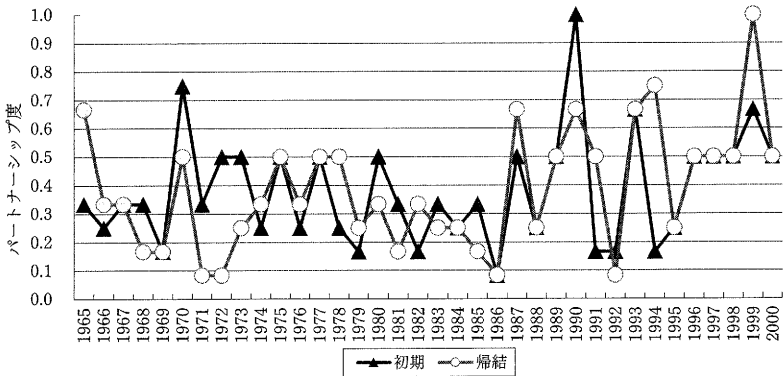
(C) 問題解決型——労使間のアジェンダが同じであり同一の問題関心を共有しているだけでなく、その解決策や政策についても、共通の土俵がある場合。政治的交換による妥協や協約などの合意に向かう可能性が高い。

(五—四—三) 指標化

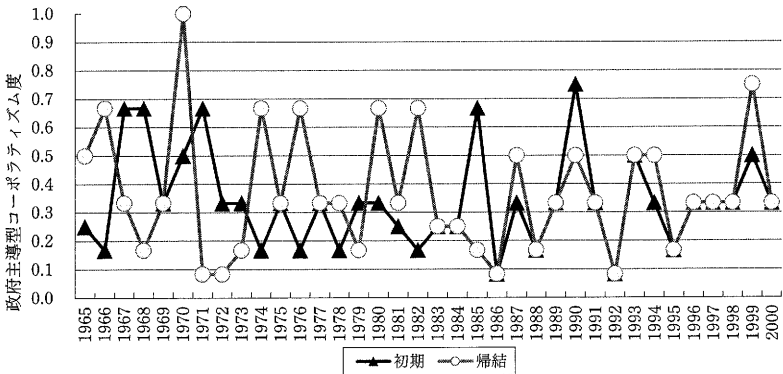
こうして上記のような(X)政策の定式化という入力局面と政策執行の局面の区別と、(Y)労使間の問題認識の共有や受容という二つの観点を組み合わせたかたちで、一九六五—二〇〇〇年までのオランダの所得政策が指標化される。その際、留意すべきは、第一に、各年度について①政策定式化の局面(入力局面)における戦略と、②その執行局面の戦略を経て③政策結果の局面という三つの局面を想定して、その開始時期と終結時期の二つのコーポラティズムを指標化している点である。この二つの時期を設定したのは、交渉の過程で政府戦略の変化があることを想定しているだけでなく、政策過程の定式化(入力)の局面と、その執行(出力)の局面との差異にも着目するためである。そして、とくに終結時のコーポラティズム指標は、政策執行の過程での政府戦略の変化の反映でもあり、政策結果としてのコーポラティズムとして捉えることもできる。

このようにして二つの軸をくみあわせると合計一二(四*三)のパタンが考えられる。そこで本稿では、まず、この両者を掛け合わせて点数化を試みたうえで、さらに、それを、上記の観点を踏襲した①パートナリシップ型(Ⅰ)一点、(Ⅱ)三点、(Ⅲ)四点、(Ⅳ)二点)と、政府介入や政府の主導性を重視した②政府主導型(Ⅰ)一点、(Ⅱ)二点、(Ⅲ)三点、(Ⅳ)四点)の二種類に分け、それぞれ点数化した(付録図表 6を参照)。

図表6-1 オランダ：パートナーシップ型コーポラティズム度
(Wodendorp指標：1965-2000年)



図表6-2 オランダ：政府主導型コーポラティズム度
(Woldendorp指標：1965-2000年)



(出典) Jaap Woldendorp and Hans Keman, "The Polder Model Reviewed: Dutch Corporatism," *Economic and Industrial Democracy*, Vol. 28, 2007, pp. 341-342 (Table A1), より筆者が算出。また<付録図表>も参照。

(五一四—四) 観察結果

① パートナー型

まず第一に、第一次石油危機を含む七〇年代前半には、開始期のコーポラティズム度が、帰結時においては低落し、結果的には、六〇年代後半よりも低下している。このことは政府の政策執行における協調行動が、当初の開始期に比べ、総じて不調に終わったことを示唆している。

第二に、八〇年代前半までは、開始時期のコーポラティズム度は低落傾向にある。逆に、帰結時のコーポラティズム度は、第二次石油危機を含んだ七〇年代後半には上昇し、開始時のそれを上回っている。このことは政府の政策執行における協調戦略が、当初の開始期に比べ、総じて積極的であったことを推察させる。

第三に、帰結時のコーポラティズム度は、八〇年の代前半には、低下するものの、それ以降は上昇基調に転じ、以後八〇年代後半から九〇年代末まで増加している。ここで着目すべきは、何よりも、八二年のワセナル合意前後の八〇年代前半には、コーポラティズム度は、開始期と帰結時ともに低下していることである。試算によれば、八二年は、開始時〇・二七、帰結時〇・三三、八三年は、開始時〇・三三と帰結時〇・二五、八四年は、開始時と帰結時ともに〇・二五である。

第四に、九〇年代前半には、開始時期に対して、終結時期には、コーポラティズム度が大幅に上回っており(〇・二八対〇・四五)、政府戦略の執行過程でパートナーシップの度合いが高まったことを示唆している。これに対して第五に、九〇年代後半には、開始期と帰結時のコーポラティズム度は著しく上昇している。

②政府主導型

まず第一に、六〇年代後半に比べて第一次石油危機を挟んだ七〇年代前半のほうが、開始―終結時のいずれのコーポラティズム度も大幅に低落している。

第二に、開始時のコーポラティズム度をみると、それは、第二次石油危機後の七〇年代末まで下降し続けている。逆に、終結時のコーポラティズム度は、この七〇年代末に急速に高まり、開始時のコーポラティズム度を大幅に上回っている（試算によれば、〇・二七対〇・四三）。このことは、政府の戦略が政策執行過程で主導性を発揮したことを示唆している。

第三に、八〇年代に入って開始時のコーポラティズム度は緩やかな上昇基調に転じているが、九〇年代にやや低下している。それに対して八二年のワセナル合意前後の八〇年代前半には、終結時のコーポラティズム度は、七〇年代後半のそれに比べて低く、九〇年代前半まで、ほぼ横ばいである。そして第四に、九〇年代後半には、開始期と帰結時の双方のコーポラティズム度は著しく上昇している。

(五一五) 小括

第一に、開始時と終結時との両コーポラティズム度のあいだにはギャップがみられたことである。それは、パートナーシップ型では七〇年代前半と九〇年代前半にみられた。七〇年代前半の場合、終結時のコーポラティズム度が開始時に比べ大幅に低落したのに対して、九〇年代前半には、逆に、終結時のそれが開始時に比べ著しく上昇した。政府主導型では、そのギャップは七〇年代後半にみられ、終結時のそれが開始時に比べ著しく向上した。

第二に、いずれの型も、九〇年代後半に、著しくコーポラティズム度を上昇させた点である。一九九五年以前には、

政府関与は三〇年で一回、三六・七%であったが、九五年以降、九六—二〇〇〇年には、五三—六〇%で推移している。

こうして第三に、九〇年代後半の社会主義政党が主導する政権において、政府戦略としてのコーポラティズムはその程度を高めたことになり、政策協調における政府の党派性の重要性が示唆されたといえる。戦略行為の主体としての政府がもつ党派性がその政策スタイルにも影響を及ぼしている点が事例研究を通じて折出されたといえよう。オランダ・モデルにかんして、労働党を中心とする連立政権の誕生がしばしば重視される所以でもある。¹⁶⁾

以上、ウォルデンドープらの議論を検討してきたが、かれらは、自律した政府の戦略としてコーポラティズムを捉え、そして政府介入におけるアクターとしての政府が政策過程の入力—出力局面において展開する行動とその帰結について詳細に記述し、多くの経験的結果を索出し、政策協調の議論に示唆を与えたといえる。しかし、分析的な理論枠組として考えた場合、政府介入の制度的側面が捨象されている。たとえば、政府介入の「ゲームのルールとしての制度」の視点、とりわけ政府介入が労使の組織間関係のどのレベルまで拘束するののかという「適用範囲」などの観点、¹⁷⁾「結果としてのコーポラティズム」の議論の対象から外れている。さらに、政府の党派性の重要性は析出されたが、そうしたアクターとしての政府が、政策協調において戦略を展開する「政治アリーナ」の制度的基盤が検討対象とはなっていない点もまた課題として残るであろう。

〈注〉

- (1) Gerhard Lehmbruch, "Liberal Corporatism and Party Government," *Comparative Political Studies*, Vol. 10, 1977, pp. 91-126. [ナルル ト・レームブルッフ (高橋進訳)「リベラル・コーポラティズムと政党政治」P・C・シュミッター／G・レームブルッフ編) 山口 定監訳・高橋進・辻中尊・坪郷実訳]『現代コーポラティズム(Ⅰ)——団体統合主義の政治とその理論』木鐸社、1984年、101—151頁]。
- (2) Alan Siaroff, "Corporatism in 24 Industrial Democracies: Meaning and Measurement," *European Journal of Political Research*, Vol. 36, 1999, pp. 175-205, esp., pp. 190-194.
- (3) *Ibid.*
- (4) Alessandro Pizzorno, "Political Exchange and Collective Identity in Industrial Conflict," in Colin Crouch and Alessandro Pizzorno (eds.), *The Resurgence of Class Conflict in Western Europe since 1968, Vol. 2: Comparative Analysis* (London: Macmillan, 1978), pp. 277-298. なお、このピッツォルノの「政治的交換」論については、真柄秀子「西欧デモクラシーの挑戦」早稲田大学出版部、一九九二年、参照。
- (5) 適用範囲については以下を参照。Franz Traxler, Sabine Blaschke, and Bernhard Kittel, *National Labour Relations in Internationalized Markets: A Comparative Study of Institutions, Change, and Performance* (Oxford: Oxford University Press, 2001), pp. 195-210; *idem*, "Collective Bargaining: Levels and Coverage," *OECD Employment Outlook 1994* (Paris: OECD, 1994), pp. 167-191. また第四章の言及するが、政府介入の一環として、政府によるフォーマルなルールに基づいた統治可能性 (legally-based governability) にについては以下も参照。Franz Traxler, "The State in Industrial Relations: A Cross-National Analysis of Developments and Socioeconomic Effects,"

- European Journal of Political Research*, Vol. 36, 1999, pp. 55-85, esp., p. 77.
- (9) Alan Staroff, "Corporatism in 24 Industrial Democracies," pp. 190-194.
- (7) *Ibid.*
- (8) このボルトマー・キヨルにしろては後述するが、たゞは以下を参照。水島治郎『反転する福祉国家——オランダの光と影』（増
波書店、二〇一二年）第二章。また以下を参照。Uwe Becker, "An Examination of Competitive Corporatism? The Dutch Political
Economy 1983-2004 in Critical Examination," *Journal of European Public Policy*, Vol. 12, 2005, pp. 1078-1102.
- (6) ゾムヤ参照。Frank L. Wilson, *Interest Group Politics in France* (Cambridge: Cambridge University Press, 1987); John T. S. Keeler, *The
Politics of Neocorporatism in France: Farmers, the State, and Agricultural Policy-Making in the Fifth Republic* (London: Oxford University
Press, 1987).
- (10) ナムヤダゾムヤ参照。David Held and Joel Krieger, "Theories of the State: Some Competing Claims," in Stephan Bornstein, David Held,
and Joel Krieger (eds.), *The State in Capitalist Europe: Casebook Series on European Politics and Society*, No.3 (Winchester: George Allen
& Unwin: Center for European Studies, Harvard University, 1984), pp. 1-20.
- (11) ゾムヤ参照。Franz Traxler, "Collective Bargaining: Levels and Coverage," pp. 167-191; Franz Traxler, Sabine Blaschke, and Bernhard
Kittel, *National Labour Relations in Internationalized Markets*, pp. 195-210. また、団体協約の労働者全体への波及効果を拡張性とするへ
課題は、さうしてゾムヤ参照。Franz Traxler, "Collective Bargaining in the OECD: Developments, Preconditions and Effects," *European
Journal of Industrial Relations*, Vol. 4, 1998, pp. 207-226.
- (12) Fritz W. Sharpf, *Crisis and Choice in European Social Democracy* (Ithaca: Cornell University Press, 1991), pp. 169-201.
- (13) Gary Marks, "Neocorporatism and Incomes Policy in Western Europe and North America, 1950-1980," *Comparative Politics*, Vol. 18,

- 1986, pp. 253-277.
- (14) *Ibid.*
- (15) *Ibid.*, pp. 261 and 266.
- (16) Hugh Compston, "Union Participation in Economic Policy Making in Scandinavia, 1970-1993," *West European Politics*, Vol. 18, 1995, pp. 98-115; *idem.*, "Union Power, Policy Making, and Unemployment in Western Europe, 1972-1993," *Comparative Political Studies*, Vol. 30, 1997, pp. 732-751, esp., pp. 736-739.
- (17) *Ibid.*
- (18) Lane Kenworthy, "Corporatism and Unemployment in the 1980s and 1990s," *American Sociological Review*, Vol. 67, 2002, pp. 367-388; Alexander Hicks and Lane Kenworthy, "Cooperation and Political Economic Performance in Affluent Democratic Capitalism," *American Journal of Sociology*, Vol. 103, 1998, pp. 1631-1672. 「リチャード・スティーブ・アズナバロウ」を参照。 <http://www.u.arizona.edu/~lkenwor/asr02.htm>
- (19) Gary Marks, "Neocorporatism and Incomes Policy in Western Europe and North America, 1950-1980," pp. 253-277.
- (20) この議論の系譜については、桐谷仁『国家・コーポラティズム・社会運動——制度と集合行動の比較政治学』東信堂、二〇〇二年第二章を参照。
- (21) Hugh Compston, "Union Participation in Economic Policy Making in Scandinavia, 1970-1993," pp. 98-115; *idem.*, "Union Power, Policy Making, and Unemployment in Western Europe, 1972-1993," pp. 736-739.
- (22) *Ibid.*
- (23) Harold L. Wilensky and Lowell Turner, *Democratic Corporatism and Policy Linkages: The Interdependence of Industrial Labor-Market, Incomes, and Social Policies in Eight Countries* (Berkeley: Institute of International Studies, University of California, Berkeley, 1987),

pp. 9-11, 17-23, and 48-51.

- (24) *Ibid.*
- (25) この政策リネーキングが政策シレンマや政策のパラドックスを含む点にかんしては、たとえば以下を参照。Vincent Wright, “The Paradoxes of Administrative Reform,” in Walter J. M. Kickert (ed.), *Public Management and Administrative Reform in Western Europe* (Cheltenham, UK: Edward Elgar 1997), pp. 7-13.
- (26) ヲウズゴウバチ Bernard Ebbinghaus and Anke Hassel, “Striking Deals: Concertation in the Reform of Continental European Welfare States,” *Journal of European Public Policy*, Vol. 7, 2000, pp. 44-62.
- (27) このようなアメリカにおける積極主義的国家なゴウバチをとり進める議論は、ル・ショルマンのゴウバチの進歩を参照。Paul Pierson, “The Rise and Reconfiguration of Activist Government,” in Paul Pierson and Theda Skocpol (eds.), *The Transformation of American Politics: Activist Government and the Rise of Conservatism* (Princeton: Princeton University Press, 2007), pp. 19-38.
- (28) Hugh Compton, “The Strange Persistence of Policy Concertation,” in Stephan Berger and Hugh Compton (eds.), *Policy Concertation and Social Partnership in Western Europe: Lesson for the 21st Century* (Oxford: Berghahn Books, 2002), p. 4.
- (29) ヲウバチの本質なゴウバチを参照。Hugh Compton, “The Strange Persistence of Policy Concertation,” pp. 1-16.
- (30) Hugh Compton, “Policy Concertation in Western Europe: A Configurational Approach,” in Stephan Berger and Hugh Compton (eds.), *Policy Concertation and Social Partnership in Western Europe: Lesson for the 21st Century* (Oxford: Berghahn Books, 2002), pp. 353-373.
- (31) Georg Menz, “Revisiting the Configurational Theory of Policy Concertation: Analysing the Renaissance of Concertation in Western Europe,” *Perspectives on European Politics and Society*, Vol. 12, 2011, pp. 180-196.
- (32) Sabina Avdagic, “When Are Concerted Reforms Feasible? Explaining the Emergence of Social Pacts in Western Europe,” *Comparative*

- Political Studies*, Vol. 43, no. 5, 2010, pp. 628-657. esp, p. 632.
- (33) Georg Menz, "Revising the Configurational Theory of Policy Concertation," p. 181.
- (34) *Ibid.*.
- (35) *Ibid.*.
- (36) Bernhard Ebbinghaus and Anke Hassel, "The Role of Tripartite Concertation in the Reform of the Welfare State," *Transfer: European Review of Labour and Research*, Vol. 5, 1999, pp. 64-81. esp. pp. 71-74.
- (37) Franz Traxler, "The Metamorphoses of Corporatism: From Classical to Lean Patterns," *European Journal of Political Research*, Vol. 43, 2004, pp. 571-598.
- (38) 竹内順子, "高度成長期の日本と高度成長後の日本: 制度変遷の議論と政策の取組み," 参議院議員会館, "Institutional Change in Advanced Political Economy," *British Journal of Industrial Relations*, Vol. 47, 2009, pp. 471-498; Jacob S. Hacker, "Privatizing Social Risk without Privatizing the Welfare State: The Hidden Politics of Social Policy Retrenchment in the United States," *American Political Science Review*, Vol. 98, 2004, pp. 244-260, esp, p. 248.
- (39) Hugh Compston, "Beyond Corporatism: A Configurational Theory of Policy Concertation," *European Journal of Political Research*, Vol. 42, 2003, pp. 787-809, esp, p. 791.
- (40) *Ibid.*.
- (41) Hugh Compston, "Union Participation in Economic Policy Making in Scandinavia, 1970-1993," pp. 98-115; *idem.*, "Union Power, Policy Making, and Unemployment in Western Europe, 1972-1993," pp. 736-739.
- (42) Hugh Compston, "Beyond Corporatism," p. 788.

- (43) *Ibid.*, p. 796.
- (44) David Narali and Philippe Pochet, "Introduction: The Last Wave of Social Pacts in Europe: Problems, Actors and Institutions," in Philippe Pochet, Maarten Keune and David Narali (eds.), *After the EURO and Enlargement: Social Pacts in the EU* (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire Social Européen (OSE), 2010), p. 17. 株式会社労働組合 David Narali and Philippe Pochet, "The Evolution of Social Pacts in the EMU Era: What Type of Institutionalization?" *European Journal of Industrial Relations*, Vol. 15, no.2, 2009, pp. 147-166, esp. pp. 148-149.
- (45) Hugh Compton, "The Strange Persistence of Policy Concertation," pp. 1-16; *idem.*, "Policy Concertation in Western Europe," pp. 353-373.
- (46) たむらなほみこ 著 Lucio Baecarro, "Policy Concertation in Europe: Understanding Government Choice," *Comparative Political Studies*, Vol. 41, 2008, pp. 1323-1348; Sabina Avdagic, "When Are Concerted Reforms Feasible? Explaining the Emergence of Social Pacts in Western Europe," *Comparative Political Studies*, Vol. 43, no. 5, 2010, pp. 628-657.
- (47) Hugh Compton, "The Strange Persistence of Policy Concertation," pp. 1-16; *idem.*, "Policy Concertation in Western Europe," pp. 353-373.
- (48) Franz Traxler, "National Pacts and Wage Regulation in Europe: A Comparative Analysis," in Giuseppe Fajertag and Philippe Pochet (eds.), *Social Pacts in Europe: New Dynamics 2ed.* (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire Social Européen (OSE), 2000), p. 401.
- (49) Hugh Compton, "The Politics of Policy Concertation in the 1990s," p. 313.
- (50) Stefan Berger, "Social Partnership 1880-1989: The Deep Historical Roots of Divergent Strategies," in Stephan Berger and Hugh Compton

- (eds.), *Policy Concertation and Social Partnership in Western Europe: Lesson for the 21st Century* (Oxford: Berghahn Books, 2002), pp. 335-352. Table 22. 2 (pp. 341-342).
- (51) ホンダの政策論議のコーポラティズムの制度適性について、たむらぎと参考。Walter J. M. Kickert, "Beneath Consensual Corporatism: Traditions of Governance in the Netherlands," *Public Administration*, Vol. 81, 2003, pp. 119-140; Frans van Waarden, "The Societal and Historical Embeddedness of Dutch Corporatism," in Frans van Waarden and Gerhard Lehmbruch (eds.), *Renegotiating the Welfare State: Flexible Adjustment through Corporatist Concertation* (London: Routledge, 2003), pp. 70-96.
- (52) Hugh Compton, "Beyond Corporatism," pp. 787-809.
- (53) *Ibid.*, p.793.
- (54) Georg Menz, "Revisiting the Configurational Theory of Policy Concertation," pp. 180-196.
- (55) Hugh Compton, "Beyond Corporatism," p. 793.
- (56) Cf. Franz Traxler, "The Metamorphoses of Corporatism: From Classical to Lean Patterns," *European Journal of Political Research*, Vol. 43, 2004, pp. 571-598, esp. p. 573.
- (57) この「説話的制度化論(discursive institutionalism)」について、以下を参考。Vivien A. Schmidt, "Taking Ideas and Discursive Seriously: Explaining Change through Discursive Institutionalism as the Fourth 'New Institutionalism,'" *European Political Science Review*, Vol. 2, 2010, pp. 1-25. ちなみにこの「説話的制度化論(discursive institutionalism)」について、V・シムットが「合理的選択派と歴史学派と社会学派に続く」「第四」の「新制度化論」と規定し、そして両言説の相互作用が制度変動の契機となつてゐる点を強調している。
- (58) なお、この言説制度論については、本稿ではより詳細に検討するところではできなかつたので、制度概念を「再考」するうえでも重要な問題提起を孕んでゐる点を指摘するのにとともにしておきたい。以下を参考。Vivien Schmidt, "Institutionalism," in Colin Hay, Michael

- Lister and David Marsh (eds.), *The State: Theories and Issues* (New York: Palgrave Macmillan, 2006), pp. 98-117.
- (65) Georg Menz, "Revisiting the Configurational Theory of Policy Concentration," pp. 180-196.
- (66) *Ibid.* の政策協調をめぐるとのジャンターの由縁性についてを以下を参照。Bernhard Ebbinghaus and Anke Hassel, "The Role of Tripartite Concentration in the Reform of the Welfare State," pp. 76-77.
- (67) *Ibid.* ののフランスの政策協調にかんして、政権交代等による政府内部イデオロギー対立や利益集団の断片化についても指摘した論を以下を参照。Bernhard Ebbinghaus and Anke Hassel, "The Role of Tripartite Concentration in the Reform of the Welfare State," pp. 74-75.
- (68) 以下を参照。David Natali and Philippe Pochet, "The Evolution of Social Pacts in the EMU Era: What Type of Institutionalization?" *European Journal of Industrial Relations*, Vol. 15, no.2, 2009, pp. 147-166; David Natali and Philippe Pochet, "Introduction: The Last Wave of Social Pacts in Europe: Problems, Actors and Institutions," in Philippe Pochet, Maarten Keune and David Natali (eds.), *After the EUIRO and Enlargement: Social Pacts in the EU* (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire Social European (OSE), 2010), pp. 13-43.
- (69) この点を強調した代表的な論を以下を参照。David Natali and Philippe Pochet, "The Evolution of Social Pacts in the EMU Era," pp. 147-166.
- (64) *Ibid.*, pp. 182-183.
- (65) Georg Menz, "Revisiting the Configurational Theory of Policy Concentration," pp. 180-196.
- (66) *Ibid.*, p. 182.
- (67) *Ibid.*.

- (68) この点については、たとえば、イタリヤやアイルランドを中心にしてその資金交渉の制度変化を論じた以下の論考も参照。Pepper D. Culpepper, “The Politics of Common Knowledge: Ideas and Institutional Change in Wage Bargaining,” *International Organization*, Vol. 62, 2008, pp. 1-33.
- (69) Georg Menz, “Revisiting the Configurational Theory of Policy Concentration,” p.182.
- (70) *Ibid.*, pp. 180-196, esp., p.183.
- (71) Anke Hassel, “Policies and Politics in Social Pact in Europe,” *European Journal of Industrial Relations*, Vol. 15, no. 1, 2009, pp. 7-26, esp., p. 10.
- (72) *Ibid.*、#6、この点については、#4、#5を参照。Bernhard Ebblinghaus and Anke Hassel, “The Role of Tripartite Concentration in the Reform of the Welfare State,” pp. 71-78.
- (73) Jelle Visser, “Two Cheers for Corporatism, One for the Market: Industrial Relations, Wage Moderation and Job Growth in the Netherlands,” *British Journal of Industrial Relations*, Vol. 36, no. 2, 1998, pp. 269-292.
- (74) Lucio Baccaro, “What is Alive and What is Dead in the Theory of Corporatism,” *British Journal of Industrial Relations*, Vol. 41, 2003, pp. 683-706. なお、この問題は第四章でより詳しく検討をめぐり、また、イタリヤの事例についてのバッカロの議論については、#4、#5を参照。Lucio Baccaro, “The Construction of ‘Democratic’ Corporatism in Italy,” *Politics and Society*, Vol. 30, 2002, pp. 327-357.
- (75) Georg Menz, “Revisiting the Configurational Theory of Policy Concentration,” p. 183.
- (76) Lucio Baccaro and Sang-Hoon Lim, “Social Pacts as Coalitions of Weak and Moderate: Ireland, Italy and South Korea in Comparative Perspective,” *European Journal of Industrial Relations*, Vol. 13, no. 1, 2008, pp. 27-46.

- (77) Sabina Avdagic, "When Are Concerted Reforms Feasible? Explaining the Emergence of Social Pacts in Western Europe," *Comparative Political Studies*, Vol. 43, 2010, p.648.
- (78) *Ibid.*, pp. 651-652.
- (79) John S. Ahlquist, "Policy by Contract: Electoral Cycles, Parties and Social Pacts, 1974-2000," *Journal of Politics*, Vol. 72, 2010, pp. 572-587.
- (80) たぐよびズルヤ参照 Lucio Baccaro and Marco Simoni, "Policy Concertation in Europe: Understanding Government Choice," *Comparative Political Studies*, Vol. 41, no. 10, 2008, pp. 1323-1348.
- (81) John S. Ahlquist, "Policy by Contract," pp. 572-587.
- (82) Kerstin Hamann and John Kelly, "Party Politics and the Reemergence of Social Pacts in Western Europe," *Comparative Political Studies*, Vol. 40, no. 8, 2007, pp. 971-994; *idem.*, "Varieties of Capitalism and Industrial Relations," in Paul Blyton, Nicolas Bacon, Jack Fiorito and Edmund Heery (eds.), *The SAGE Handbook of Industrial Relations* (London: SAGE Publications, 2008), pp. 129-148; *idem.*, *Party, Elections, and Policy Reforms in Western Europe: Voting for Social Pacts* (London: Routledge, 2011). (1)の政党システムの型に関連については、近年の「多様性論」でも、労使間のコーデイネーション、とくに経営者団体の頂上組織のコーデイネーションと政党システムとのあいだには関連性があり、その歴史的起源を一九世紀末に求めて、コーデイネーションと政党システムの経路依存性を問題にする論調がみられる。たぐよび以下を参照。Cathie Jo Martin and Duane Swank, "Goma Party Like it's 1899: Party System and the Origins of Varieties of Coordination," *World Politics*, Vol. 63, 2011, pp. 78-114; *idem.*, "The Origins of Coordinated Capitalism: Business Organizations, Party Systems and State Structure in the Age of Innocence," *American Political Science Review*, Vol. 102, 2008, pp. 181-198.

- (83) Sabina Avdic, "When Are Concerned Reforms Feasible?" p. 642.
- (84) 「このローギャンブルと比例代表制との関連については、参照。Mette Anthonsen and Johannes Lindvall, "Party Competition and the Resilience of Corporatism," *Government and Opposition*, Vol. 44, no. 2, 2009, pp. 167-187.
- (85) Arend Lijphart, *Thinking about Democracy: Power Sharing and Majority Rule in Theory and Practice* (London: Routledge, 2008), pp. 9-18, 232-265, and 269-281.
- (86) Peter Katzenstein, *Small States in the World Markets: Industrial Policy in Europe* (Ithaca: Cornell University Press, 1985), pp. 136-157, esp. 150-156. なお、本稿の課題を越えようとするのび詳しく触れられながら、多様性論においても選挙制度は近年着目されてきており、このローギャンブル型と比例代表制との関連が指摘されている。たとえば以下を参照。Torben Iversen and David Soskice, "Distribution and Redistribution: The Shadow of Nineteenth Century," *World Politics*, Vol. 61, 2009, pp. 438-486; Cathie Jo Martin and Duane Swank, "Gonna Party Like it's 1899," pp. 78-114.
- (87) Peter Munk Christiansen, Asbjørn Sonne Nørgaard, Hilmar Rommevedt, Torsten Svendsen, Gunnar Thesen, and Per Ola Öberg, "Varieties of Democracy: Interest Groups and Corporatist Committees in Scandinavian Policy Making," *Voluntas*, Vol. 21, 2010, pp. 22-40.
- (88) *Ibid.*, p. 27.
- (89) *Ibid.*
- (90) *Ibid.*
- (91) 政府の委員会よりも、むしろ知識集約型の独立した行政機関という非選出部門が、規制国家においては第三勢力として重要な役割を果たし、それが「テクノクラート国家」を導出するポイントになっている以下を参照。Mark Thatcher, "The Third Force? Independent Regulatory Agencies and Elected Politicians in Europe," *Governance: International Journal of Policy, Administration*, Vol.

- 18, no. 3, 2005, pp. 347-373. 本論文は「非選出部門の台頭が、議会との関係を含めた「民主的正統性」や「権力分立」の問題に重大な影響を与えている」として、本論文を参照。David Coen and Mark Thatcher, "The New Governance of Markets and Non-Majoritarian Regulators," *Governance: International Journal of Policy, Administration, and Institutions*, Vol. 18, no. 3, 2005, pp. 329-346;
- Frank Vibert, *The Rise of the Unelected: Democracy and the New Separation of Powers* (Cambridge, UK: Cambridge University Press, 2007).
- (92) Peter Munk Christiansen, Asbjørn Sonne Nørgaard, Hilmar Rommevedt, Torsten Svansson, Gunnar Thesen, and Per-Ola Öberg, "Varieties of Democracy," pp. 22-40
- (93) ナルキス・グレンとミケル・マインランド, "Dynamic Neo' Corporatism: Regulation Work and Welfare in Denmark," *Transfer: European Review of Labour and Research*, Vol. 12, 2006, pp. 371-387, esp., pp. 373-374. 本論文は「回論では、この論文が「コーポラティズム」を「インフォーマル」な形態として存在している」という主張をなしている。
- (94) たとえば「スウェーデンとデンマークにおける交渉分権化」としては以下を参照。Torben Iversen, "Power, Flexibility, and the Breakdown of Centralized Wage Bargaining: Denmark and Sweden in Comparative Perspective," *Comparative Politics*, Vol. 28, 1996, pp. 399-436; *idem*, *Contested Economic Institutions: The Politics of Macroeconomics and Wage Bargaining in Advanced Democracies* (Cambridge: Cambridge University Press, 1999).
- (95) この点についてはグレンと参照。Lucio Baccaro, "The Construction of 'Democratic' Corporatism in Italy," pp. 327-335.
- (96) Jaap Woldendorp, *The Poller Model: From Disease to Miracle? Dutch Neo-corporatism 1965-2000* (Amsterdam: Thela Thesis, 2005), pp. 11-45.
- (97) *Ibid.*.

- (98) Fritz W. Scharpf, "Institutions in Comparative Research," *Comparative Political Studies*, Vol. 33, no. 6/7, 2000, pp. 769-770, esp., p. 770.
- (99) ヲノ聖とシロトヲタズトヤ参照。 Vivien Lowndes, "Varieties of New Institutionalism: A Critical Appraisal," *Public Administration*, Vol. 74, 1996, pp. 181-197.
- (100) Fritz W. Scharpf, "Institutions in Comparative Policy Research," pp. 762-790.
- (101) *Ibid.*
- (102) Jaap Woldendorp, *The Polder Model*, pp. 11-45.
- (103) Jaap Woldendorp and Hans Keman, "The Polder Model Reviewed: Dutch Corporatism," *Economic and Industrial Democracy*, Vol. 28, 2007, pp. 317-347; *idem*, "The Contingency of Corporatist Influence: Income Policy in the Netherlands," *Journal of Public Policy*, Vol. 26, 2006, pp. 301-329.
- (104) ヲノ聖とシロトヲタズトヤを参照。水島治郎『反転する福祉国家』第二章。
- (105) Jelle Visser, "Two Cheers for Corporatism. One for the Market," pp. 269-292; Martin Rhodes, "The Political Economy of Social Pacts: 'Competitive Corporatism' and European Welfare Reform," in Paul Pierson (ed.), *The New Politics of the Welfare State* (Oxford: Oxford University Press, 2001), pp. 165-194, esp., pp. 180-186; Oscar Molina and Martin Rhodes, "Corporatism: The Past, Present, and Future at a Concept," *Annual Review of Political Science*, Vol. 5, 2002, pp. 305-331.
- (106) Uwe Becker, "An Examination of Competitive Corporatism?" pp. 1078-1102. そのトビツッカーは、ソレトシタオランダのコーポラチヴィスムもまたネオ・リベラリズムに向かっつており、その意味ではネオ・リベラリズムの収斂化の例外ではないとみなしてゐる。以下注一〇六を参照。 Uwe Becker, "Dutch Corporatism Moving Into Liberal Direction: How to Theorize?" paper prepared for the Annual Meetings of American Political Science Association, 2006, pp. 1-23.

- (107) オランダの労組の組織率は、一九七〇年の三六・五%から二〇〇三年には、二二・五%に低下している。以下を参照。Jelle Visser, "Union Membership Statistics in 24 Countries," *Monthly Labor Review*, January 2006, p. 45. また交渉集権化については、さへつかの異なる尺度化がなされていられるけれども、たとえばアイヴァーセンの指標にしたがえば、一九七三年の〇・五二から九三年には〇・三五に低下しており分権化が進んでいる。以下を参照。http://www.people.fas.harvard.edu/~iversen/centralization.htm. この集権化指標のきえ方については以下も併せて参照。Torben, Iversen, *Contested Economic Institutions: The Politics of Macroeconomics and Wage Bargaining in Advanced Democracies* (Cambridge: Cambridge University Press, 1999), pp. 48-57. また、この集権化を集中化やめぐむ議論については以下も参照。桐谷「『国家・コーポラティズム・社会運動』」第二章。
- (108) Jelle Visser, "Two Cheers for Corporatism, One for the Market," p. 269-292.
- (109) Bernhard Ebginghaus and Anke Hassel, "The Role of Tripartite Concentration in the Reform of the Welfare State," p. 78.
- (110) Franz Traxler, "National Pacts and Wage Regulation in Europe," pp. 401-417
- (111) *Idem*, "The Metamorphoses of Corporatism," pp. 571-598.
- (112) たんねびズトを参照。Walter J. M. Kickert, "Beneath Consensual Corporatism," pp. 119-140; Frans van Warden, "The Societal and Historical Embeddedness of Dutch Corporatism," pp. 70-96.
- (113) Martin Rhodes, "The Political Economy of Social Pacts," pp. 180-186. なお、この「競争的コーポラティズム」をめぐむ議論については、新川敏光・井戸正伸・宮本太郎・眞柄秀子「比較政治経済学」(有斐閣、二〇〇六年)第八章を参照。
- (114) たんねびズトを参照。Frans van Warden, "Renegotiating the Welfare State through Corporatist Concentration," pp. 3-30. また、この Policy Coordination in an Age of Globalization," in Frans van Warden and Gerhard Lehmbruch (eds.), *Renegotiating the Welfare State:*

- Flexible Adjustment through Corporatist Concentration* (London: Routledge, 2003), pp. 33-69; Anton Hemerijck, Marc Van Meer and Jelle Visser, "Innovation through Co-ordination: Two Decades of Social Pacts in the Netherlands," in Giuseppe Fajertag and Philippe Pochet (eds.), *Social Pacts in Europe New Dynamics 2ed.* (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire social européen (OSE), 2000), pp. 257-278. ネランダにおける一九六〇年代末までの所得政策については以下を参照。水島治郎『戦後ネランダの政治構造——ネオ・コーポラティズムと所得政策』（東京大学出版会、二〇〇一年）。
- (15) 以下を参照。Anton C. Hemerijck and Mark I. Vail, "The Forgotten Center: State Activism and Corporatist Adjustment in Holland and Germany," in Jonah D. Levy (ed.), *The State after Statism: New State Activities in the Age of Liberalization* (Cambridge, Harvard University Press, 2006), pp. 57-92.
- (16) Martin Rhodes, "The Political Economy of Social Pacts," pp. 180-186.
- (17) Martin Rhodes, "National 'Pacts' and EU Governance in Social Policy and the Labor Market," in Jonathan Zeitlin and David M. Trubek (eds.), *Governing Work and Welfare in a New Economy: European and American Experiments* (Oxford: Oxford University Press, 2003), pp. 129-157.
- (18) Jaap Woldendorp, *The Polder Model*, pp. 63-64.
- (19) *Ibid.*
- (20) Jaap Woldendorp and Hans Keman, "The Polder Model Reviewed: Dutch Corporatism," pp. 341-342.
- (21) *Ibid.*, pp. 339-340.
- (22) この点については、水島治郎『反転する福祉国家』第二章、参照。

第四章 コーポラティズムの総合的理解に向けて——国家—社会関係と政治アリーナの転位

前章でみたように、「政策協調としてのコーポラティズム」の各種の指標の推移を観察する限り、コーポラティズムは八〇年代以降も決して衰退したわけではなく、また九〇年代になって、むしろより積極的なコーポラティズム化がみられる場合もあった。ここでは、そうしたコーポラティズムの衰退・再生・変容を総合的に理解するために、本稿の主題である国家—社会関係の観点から政治アリーナの移行の問題として捉える代替的な解釈図式を提示するつもりである。

第一節 コーポラティズムの衰退と再生をめぐる

コーポラティズム衰退論の多くは、コーポラティズムのパラダイムを構成する二つの属性——すなわち、(A) 利益媒介・利益代表の構造（＝職能領域を代表する組織化された包括的な利益集団の存在と集権的な集団間関係）というシミュミッター的な社会コーポラティズム論と、(B) 政策協調の制度化（＝頂上団体（主として労使代表）の政策過程への参加と三者間の協同行動や政策調整）というレームブルッフ的視点——のうち、(A) の観点から衰退を説明していた。とりわけ、職能領域を代表する利益集団における組織化の低下、ナショナル・センターの分裂などの脱集中化、そして団体交渉の分権化（つまり産別交渉や企業別交渉等の交渉制度のメゾ化やマイクロ化）などがその主たる症候とされた。⁽¹⁾ こうして、たとえばスウェーデンの一九八三年の一部の産業別交渉の開始を交渉分権化の嚆矢とする「ス

ウェーデン・モデルの終焉」や「北欧モデルの危機」が導き出されたのである。⁽²⁾しかし、それと同時に、ここで銘記しておかなければならないことは、(A)の観点にかんして、利益媒介・利益代表の組織間関係の布置構造という制度・構造の次元から、賃金交渉等における集団相互のコーディネーションという行為次元へと照準が移ってきた点である。後者のアクター間の調整行為については、ここではマクロミクロのリンケージを重視した組織間の垂直的・水平的統合の問題⁽³⁾、さらには組織内部での支持の調達や合意の浸透をめぐる調整能力の問題があらためて浮上してきたのである。⁽⁴⁾

そもそも、こうしたコーポラティズム衰退論は、前章まで見てきたような(B)の政労使間の協定や三者協議機関の設置などの政策形成の制度化の次元でのコーポラティズム体制の維持や復権を軽視していた。⁽⁵⁾さらに今世紀に入つて、コーポラティズム論は、たんに(A)の視点から(B)のそれへと視点と比重を移してきただけでなく、この二つの視点を別個のものとして理解すべきことを主張してきた。⁽⁶⁾

しかし、そのようにコーポラティズム概念が次第に二つに分岐して、政策過程の制度化の視点のみに限定されるようになると、より広い社会領域がしばしば看過されるので、たとえばJ・ポイントソンのように、コーポラティズム概念の狭隘化を指摘し、それに代えて「社会市場経済」型など、より広範な制度配置を示す類型に置き換えるべきだという見解も提起されることになった。⁽⁷⁾そしてコーポラティズムに代わる新たな代替概念として「調整型経済(cordinated economy)」等の概念も打ち出された。⁽⁸⁾

しかしながら本章の第一章や第二章で述べたように、コーポラティズム概念は、そもそも集団間関係とりわけ労使間関係の組織化・集中化・集権化を含む利益媒介・代表の体系として、社会統治(ソーシャル・ガバナンス)を含め

たヨリ広範な政治体制を含意していた。換言すれば、コーポラティズム概念は、社会領域における利益媒介・代表といった集団論の地平と、国家領域における政策形成・執行への参画という政策過程論の両地平を包含していた。したがって、政策過程の制度化の側面だけに特化してコーポラティズム概念を規定すること自体が、逆に、コーポラティズムの射程を狭隘化してしまうという別の難題を抱え込むことになる^⑨。では、そうしたコーポラティズム概念を総合的にどのように把握すればよいのであろうか。

第二節 コーポラティズムの変容とその総合的理解に向けて

コーポラティズムの崩壊か復権かをめぐって相反する見解が提示されるなかで、旧来の古典的コーポラティズムの変容とコーポラティズム概念そのものを総合的に理解する議論が展開されることになる。それは、前章の政策協調論のところでもみてきたような、既述の(A)と(B)の二つの属性を切り離して、いずれか一方をコーポラティズムのパラダイムと規定する仕方とは異なっていた。

(一) 構造対過程および集約対熟議

まず第一に、前述の(A)と(B)の両次元に即しつつも、コーポラティズム論における構造対過程の地平と、それに関連した集約対熟議のメカニズムの差異という視点から、コーポラティズムの変容を主張する議論があげられる。L・バックカロによれば^⑩、そもそもコーポラティズム論には、前述のように(A)の利益媒介・利益代表の構造というシミュミタールの視点と、(B)政策協定への関与・合意というレームブルッフ的視点があるとされる。そして(A)が組織間関係の編成を軸においた「構造としてのコーポラティズム」であるのに対して、(B)の政策協調は「過程として

の「コーポラティズム」に属している。従来のコーポラティズム理解は、(A)と(B)を一体のものとして把握するか、あるいは両者が照応関係にあることを想定していた。コーポラティズムの衰退とは、(A)の諸特性の衰退だけを意味し、むしろ(B)のコーディネーションを中心とした政策協調は、維持ないし再生されるか、あるいは「社会協定」の浸透にみられるように拡大する傾向を示している場合もある。そして(B)の政策協調の進展は、イタリアのように(A)における組織構造の断片化や組織間交渉のレベルの分権化と両立可能であるとする。言い換えれば、(A)の退潮は(B)の拡張によって克服されうるとみなしている。したがって、八〇年代末にシュミッターが予示したとは異なり、コーポラティズムは全面的に瓦解したのではない¹¹⁾。むしろ、(A)の衰退と(B)の再生とは相即的に進行了したのである。

さらにバッカロは、そうした(A)から(B)への移行は、集約(aggregation)のメカニズムの低減に代わって、熟議(deliberation)のメカニズムが拡張してきたとみなす。かれによれば、集約のメカニズムは、職能団体の組織間関係の組織化・集中化・集権化といった利益媒介・代表の問題と不可分であったが、これに対して社会協定を含めた政策協調は、言説を媒介とした熟議のメカニズムの発動とされているからである¹²⁾。しかも、その政策協調は、強力な社会民主主義政権が「接着剤」(B・ジェソップ)として存在していなくても、イタリアやアイルランドが典型的であるが、利益集団の断片化と弱い政府とも並存する。むしろ少数内閣や連合政権など政権基盤が弱い政府こそ、議会内外の諸勢力との協力や糾合が要請されるので、政策協調を指向し「社会協定」等を締結する傾向にあるとする¹³⁾。

こうしてコーポラティズムは、社会領域における包括的で集権的な職能団体を通じて利益を集約して政府と対峙しつつ政治的交換を行うことから、国家領域における政労使間の熟議による政策協調を通じて、相互主観性や公共性を

構築することへと変容する。それは、集約のメカニズムの低下による「構造としてのコーポラティズム」が衰退する一方で、熟議のメカニズムの拡大による「過程としてのコーポラティズム」が進展し、そして後者が前者の衰退を補完し、さらに凌駕していく可能性さえ示唆している^④。このことは、旧来のコーポラティズム論では、政策協調にかんじて交渉や妥協や交換の観点は重視されていたが、熟議の観点が希薄であつた点を再認識させたものであるといえる^⑤。

こうした集約対熟議の議論は、前者を利益集団の組織間関係の制度編成という構造の次元に依拠させ、後者を政労使エリート間の相互行為という過程の次元に照応させることによって、二つのコーポラティズム概念を整合的に解釈している。しかし集約対熟議の両次元は、構造対過程のそれと必ずしも照応するわけではない。集約のメカニズムは、社会領域における労使間および労使内部のコーディネートという行為の次元を含んでいる。その調整行為によって組織間や組織内部の垂直的・水平的統合化は左右され、利益の集約化は担保されるからである。また集約メカニズムは、労組や社会民主主義政党といった「権力資源」をどのように動員するのかがというアクター間の政治過程の問題にも逢着する。したがって集約メカニズムを制度・構造次元に還元するのは無理があるといえる。他方、熟議のメカニズムもアクター間の相互行為の問題に限定されない。前章でみたように、政策協調における対話や討論を担保する委員会や審議会等の(準)政府機関の存在や、政策過程における(たとえば入力・出力局面上の)制度的布置の問題など、熟議もまた制度的コンテキストと切り離して論じることができないからである。

本稿の国家—社会関係の視座からいえば、集約のメカニズムの拠点は、第一章でみてきたように社会領域にあり、熟議のそれは、国家領域における政策過程にある。したがって、構造対過程および集約対熟議といった認識方法の地平よりも、どの政治アリーナが主たる拠点となるのかという政治アリーナの移行の観点からコーポラティズムの変容

を考察するほうが簡便であろう。構造対過程と集約対熟議の論議には、アクターの様態が規定されると同時にアクター間の相互行為が展開される場所・拠点・陣地としての「政治アリーナ」という存在論的観点が希薄であるように思われる。

(二) 構造対機能

第二に、旧来のコーポラティズム論は、明示的にせよ暗示的にせよ、構造と機能とが無媒介に一致することを前提に議論を展開していたとして、これを批判し、構造と機能の両次元の区別と両者の関係性という視点からコーポラティズムの変容を捉える議論があげられる。¹⁶⁾

(二一) 古典的コーポラティズム論への批判——構造と機能

F・トラックスラーによれば、従来の正統的なコーポラティズム論は、包括的な利益集団の存在や労使間の団体交渉の集権化などの構造的特性と、種々の機能(すなわち、政策実績や失業率などの経済実績)とが照応していることを想定して議論を展開していたとする。とりわけ機能の点からみてコーポラティズムに期待されていたのは、公共政策とくに所得政策に代表される賃金調整であった。そして、この構造と機能とがつねに照応する「適合説」こそ、「古典的コーポラティズム論」の根底にあったとされる。こうして構造と機能とが調和している限りにおいて、コーポラティズム体制は、長期にわたって存続し有効性をもつとみなされたのである。¹⁷⁾

この適合説は、一方では、構造的条件が変化すれば、その機能もまた自動的に変化するという見解を導いた。その意味で適合説は、いわゆる脱組織化論にも該当する。¹⁸⁾ 脱組織化論もまたサービス部門の拡大といった産業構造の変化が、非市場型の統治諸制度から市場型への転換をもたらし、コーポラティズムの構造的基盤を掘り崩すことになり、

コーポラティズム体制は全般的に退行し、それに代わって規制緩和型のネオ・リベラル型レジームが台頭すると主張していたからである。¹⁹しかし他方で、この適合説は、機能の変化を求める社会的圧力や社会的ニーズがあれば、それが引き金になってコーポラティズムの構造的変化をもたらす——つまり、構造の発展は、社会的ニーズとその変化の反映であるという逆の見解をも生じさせることにもなった。²⁰

しかも構造変化の方向性と機能の変化のそれとは同一であることが想定されているため、各国の構造と機能は、長期的趨勢としてはそれぞれ「収斂化」していくとしばしばみなされる。言い換えれば、構造の問題と機能の問題とを等値する傾向にあった。²¹しかしながら、特定のニーズがあるからといって、それが、その機能を遂行するための構造を必ずしも提供するとは限らないし、また、逆に、構造の変化が直ちに機能の変化に連動するわけでもない。²²この機能主義の論理は、さらに機能的要件からアクターの行動を説明する一種の目的論 (teleology) にもしばしば陥る。行為の目的が常に所与のものとなり、行為の過程と結果はその機能的要件の充足という観点からのみ判断されることになる。²³しかも、その機能は、システムの構造的要件から導き出され、最終的には、構造と機能の一致という予定調和的な循環メカニズムが想定されている。²⁴

このように構造も類似していれば機能も類似しているとする古典的なコーポラティズム論では、一九九〇年代のヨーロッパ諸国におけるコーポラティズムの再生とみられるような「社会協定 (social pacts)」の浸透を説明することはできないとされる。というのも、そうした社会協定は、アイルランドやイタリアなど、その利益媒介の構造が古典的コーポラティズムの型とは異なった国々で主に定着してきたからである。つまり、そうした政策協調による社会協定の締結は、包括的な利益集団の存在や労使間の団体交渉の集権化という古典的コーポラティズムの構造的特性と照応

していない。したがって、ここからコーポラティズムの単なる衰退や復権を導き出すことは早計とみなされる。⁽²⁵⁾

そこでトラックスラーは、それらの非古典的なコーポラティズムは、構造の観点からみて、あくまでも古典的なコーポラティズムの偶発的で例外的な逸脱事例とするのか、それとも、社会のニーズの変化に適応して脱組織化や分権化といった構造変化がもたらされたにもかかわらず、機能は変化せず、むしろ、その機能的等価性のために構造的な多様性が生じたとみるべきなのか、あるいは、機能と構造の両面で独自のコーポラティズムの類型を新たに形成しているとみるべきなのか、といった問題を提起する。そしてコーポラティズムの構造と機能について、それぞれ別の分析の次元としてより詳しく検討していく。⁽²⁶⁾

(二二二) コーポラティズムにおける構造と機能

まず(A)の構造の観点からすると、コーポラティズムとは、主に三つの特性をもった利益媒介の構造とみなされる。すなわち、①団体・結社の諸領域の包括性、②政策形成の集権化、③国家による公認とそれに伴う利益集団の代表性と権限である。⁽²⁷⁾ この三つの特性は、コーポラティズムの既述の(A)社会領域における利益集団の組織化・集権化・集権化の属性と、(B)の政策過程の制度化という属性とは、①と②はほぼ照応しているが、しかし③の政府による公的認可という政府介入の要素を独自に設定している。この③の特性は、通常は(B)の属性に含まれるが、あえてそれを独立させることで、政府の自律性の側面を際立たせているといえる。だが、そのことは、所得政策を念頭に置いたものであるが、後述するように、社会領域における労使間の団体交渉の集権化(交渉集権化)の問題と重複しているので、議論を複雑にしているように思われる。

そこで、まず①の団体・結社の諸領域の包括性についてかれの議論を検討してみるが、それは、より具体的には、

利益集団とくに労使の諸団体がその職能領域においてどの程度組織化されているのか、そして、とくにそのナショナル・センターがどの程度集中化されているのかを示している。トラックスラーはかつてこの労使の頂上団体の組織化にかんして次のように述べていた。すなわち、ビジネスの利益団体の場合、その組織化は、傘下にメンバーをリクルートする能力に依存しているのに対して、労組の場合、種々の諸利害を内部化してメンバーにそれを受諾させる能力によって左右されるとした。⁽²⁸⁾この後者は、後述するように、労組の内部の組織的コーディネーションにも関連している。

それに加えて、①には、社会領域における組織間関係の編成ないし布置構造の側面——すなわち、利益集団間関係の集中化と集権化の問題——も含まれている。⁽²⁹⁾この点にかんしてトラックスラーは、「交渉システム」を構成する二つの要素として、前述の結社の包括性ととも、「交渉集権化」をあげていた。ここでいう交渉システムとは、包括性と集権化の両方を含み、そして「交渉集権化」によってこの両者は把握されるとしていた。つまり、交渉集権化とは、どのレベルで賃金設定が正式に決定されるのかを示すものであり、その集権度が高くなるにつれて、賃金設定の領域は、より一層包摂的になるとみなしていた。⁽³⁰⁾そのうえで、コーポラティズム型の賃金調整の機能をみるにあたっては、交渉システムのほうが、たんなる団体・結社と捉える場合と比べて、賃金規制をめぐる争点にヨリ直接的なかたちで関係していると考えていた。⁽³¹⁾

さらに、かれは、そうした利益集団の組織化と集中化という意味での結社領域の包括性と、組織の意思決定を含む団体交渉の集権化とは、必ずしも相即的であるわけではなく、一部の国々では、非常に対照的でさえあることを指摘する。たとえば、アメリカとイギリスでは、一つの全国労組（それぞれAFL—CIOとTUC）しかなく、その意味では、結社の領域・領域の包摂度が非常に高い。しかし他方で、団体内部の意思決定は相対的にみて分権的である。

逆に、スウェーデンやフィンランドのような国々では、労組の内部は非常に集権的であるが、その一方で、利益集団の配置がより断片的であり、複数の全国組織が共存している⁽²³⁾。したがって、この①は、社会領域における労使の組織化と集中化と集権化の三つを総合したものであるといってもよいであろう。

次に②の政策形成の集権化の問題にかんしてであるが、ここでもまた、政策協調における政労使間交渉のレベルを問題にする際、労使間の交渉集権化の側面——つまり頂上団体の傘下組織に対する拘束性や権限の集中化（集権化）の側面——も含めて把握されていた。言い換えるならば、政策形成の集権化には、政労使の三者間の政策協調のマクロ・メゾ・ミクロというレベルの問題と、労使内部の権限の委譲や意思決定の水準とその傘下への拘束性の問題の二つがあるといえる。

そして最後の③では、政府による利益代表の選別と公認というかたちで、あらためて国家—社会関係に即して政府介入の問題を取り上げている。この国家による認可によって、特定の利益団体が、いわば特権的な公的地位を付与され、ガバナンスの権限も備え、そして内部の構成員と他の諸団体の双方から相対的に独立するようになる⁽²⁴⁾。言い換えれば、政府が種々の法的・行政的措施を通じて特定の利益団体の頂上組織を選別しつつ、労使エリートとして政策過程内部に包摂し、それを制度化することである。

(B) 次に機能の面からみれば、マクロ・コーポラティズムの主たる根拠は、マクロ経済的要請・要件（たとえば雇用や物価の安定など）にたいする賃金調整の機能にあるとされた⁽²⁵⁾。この点をより具体的に言えば、その機能は、ケインズ主義的な古典的なコーポラティズムの場合には、高成長期のインフレ抑制の一環としての労使間の賃金抑制と雇用の交換、あるいは所得政策にみられるような物価上昇の限度内への賃金水準の規制、または、そうした賃金抑制と

引き換えに、政府の財政支出による公共投資や社会賃金（社会支出）の拡大などの形態をしばしばとった。トラックスラーによれば、古典的コーポラティズムでは、賃金調整の機能は、労使間ないし労使内部の組織間調整あるいは国家後見型調整に依存していた。⁽³⁵⁾

しかしながら、一九八〇年代と九〇年代のネオリベラリズム的政策では、賃金抑制は、国際競争の強化と雇用の維持・創出のためのひとつの前提条件として、相対的労働コストの引き下げを中心に行われる。ヨーロッパでは、そうした賃金抑制の課題に寄与するものとして、国家後見型の賃金調整である各種の全国協定（national pacts）が急増した。⁽³⁶⁾ この社会協定の多くは、賃金調整の機能だけでなく、経済全体の調整をも視野に入れたものとされた。⁽³⁷⁾

このようにコーポラティズムの賃金調整の機能は、利益団体の包摂性と交渉集権化の二つの構造的観点のいずれとも必ずしも符号していなかった。しばしば指摘されたことだが、交渉分権化は業界や企業ごとの支払いの能力の差や生産性の格差を反映して、イギリスのように賃金上昇のバラつきをもたらし、それがインフレ抑制につながらない事例もあった。⁽³⁸⁾ また、賃金水準が調整型賃金政策とは対立するレベルになると、労働側は、実際の賃金を確定しようとする企業側に対して無力である場合も多い。⁽³⁹⁾

しかしながら他方で、利益集団の断片化と交渉分権化がみられても、イタリアのスカラ・モビレのような政策協調が、賃金調整の機能を果たした場合もある。⁽⁴⁰⁾ 国家後見型の社会協定という政府の主導性が、その機能を充足していたともいえる。この国家の支援こそ、労働組合が賃金水準を統御する能力を強めるうえで、最も必要なものとされたのである。⁽⁴¹⁾

以上のような古典的コーポラティズムと非古典的なそれとの関係について構造と機能の観点からまとめてみると、

第一に、利益集団の脱組織化・集中化および交渉分権化が賃金調整の機能と結びつく逆説的な事例がみられたことである。その限りでは、異なる構造が機能的な等価性をもち、機能に対する構造的多様性を示唆しているともいえるが、しかしイギリスのように、交渉分権化が賃金調整の機能の低下を招くケースもあるので、構造変化は、各国によっては賃金調整機能を分岐させているともいえる。

第二に、そうした構造と機能との逆説的な関係の結節点として、構造面での国家の後見性という政府介入の問題があったことである。この国家後見型は古典的コーポラティズムでもみられた政府介入の型であり、その意味では新旧コーポラティズムには連続性や類似性もあったが、非古典的なコーポラティズムでは社会協定等のかたちをとった政府主導の政策協調であった点は銘記されてよいであろう。そして「結果としてのコーポラティズム」という点からみれば、利益集団の脱組織化や交渉分権化にもかかわらず、賃金調整では等価な機能をもたらしたといえる。

第三に、コーポラティズムの賃金調整の機能は新旧連続している面もあるが、非古典的な場合には、競争や雇用も含めたより広範な経済の調整の一環として賃金調整の機能があり、調整機能がむしろ拡張しているとみなすこともできる。

したがって、この非古典的なコーポラティズムは、古典的コーポラティズムとは断絶した異質な体制とはいえず連続性をもっている。しかし、それは、古典的な型の単純な再生産であるとはいえない。そして利益集団の脱組織化・集中化および交渉分権化と、賃金調整との逆説的結びつきを説明するひとつの手がかりは、政府の役割や国家―社会関係を考慮することにあると思われる。それを踏まえたうえでトラックラーのいう構造と機能の両者を総合した「ガバナンス」という視点から理解する必要がある。つまり、その新たな逆説は、古典的コーポラティズムの「集権的」

ガバナンスとは異なるメカニズムによって左右されうる可能性があるという点について検討することが課題となる。⁽⁴²⁾そこで、そうしたコーポラティズムの断続と連続の両者を意識しながら、コーポラティズムの変容についてみてみよう。

(二一三) コーポラティズムの変容

(二一三一) 「供給サイド・コーポラティズム」——政策変化と政府の役割

トラックスラーは、八〇年代から九〇年代にかけてのオーストリアをケースにして、政策目的の変化とくに財政政策の変化とそれに伴う政府能力の変容という観点からコーポラティズムの変容を論じている。かれによれば、従来のケインズ主義的政策における政府の需要重視の財政政策を、労組は分配闘争のひとつのターゲットとみなしていた。とりわけ、その政府支出は、分配の資源として政治交換のひとつの対象とされていたとする。⁽⁴³⁾そしてケインズ主義型の積極的な財政出動が困難になり、それに代わって緊縮財政へと転換してきたにせよ、コーポラティズムが衰退するわけではない。国際化と競争の激化がもたらした新たな社会ニーズによって規制緩和や民営化等々が遂行されたが、そうした市場では公共財の供給がうまくいかず不確実性を減少させることは困難になった。そこで、公共財の供給主体として再び政府の役割が重視されることになる。⁽⁴⁴⁾たとえば、オーストリアでも、公共部門の民営化やエージェンシー化が行われ、またそれに伴って公営企業にもNPMが導入され経営スタイルの変化がみられた。しかし、ここでは労使協調への指向は変わらず、労組参加の経営協議会も増加した。⁽⁴⁵⁾

こうしてオーストリアでは、コーポラティズムが、政労使間の協調と信頼に基づく安定した社会的パートナーシップを通じて社会変動に適應したとみなされる。そのなかで、労働内部の公私間の葛藤も生じ、社会的パートナーシッ

プからの政治的労組の排除もみられたが、しかし、緊縮型財政政策においては、社会福祉を含めた公共財の供給主体として政府の能力がヨリ一層問われることになったのである。かつての社会的ニーズという入力が必要とみなしそれに政府が受動的に対応するという政策指向から、公共財を供給する主体として、さらに経済調整の主体として政府は、その政策指向を変化させた。こうした政府介入の変化を踏まえて、トラックスラーはその新たな形態を「供給サイド・コーポラティズム」と呼んだのである。⁽⁴⁶⁾

(二一三二)「リーン・コーポラティズム」——ネットワーク型ガバナンス

こうした政府の役割変化も含めて、さらに前述の構造と機能の関連の議論に依拠しながら、トラックスラーはコーポラティズムの変容を「リーン・コーポラティズム」とみなした。⁽⁴⁷⁾それは、比喩的にいえば、構造的には痩せ細ったが、他の補完的な行為やルールによって、機能が連続性や拡張性を帯び、それが構造面にも環流して、構造もヨリ引き締まったものになったというわけである。

かれによれば、古典的コーポラティズムの構造は、すでに述べたように、中央レベルでの賃金交渉と集権的なガバナンスに依存している。この集権的な交渉構造では、賃金調整の機能は、国家後見型ないし組織間コーディネーションの形態を往々にしてとっていた。これに対しリーン・コーポラティズムの構造は、賃金交渉の脱集権化がみられ、セクター別交渉やパタン交渉等の分権型交渉へとしばしば変貌する。あるいは政府による労使代表の選別・包摂という意味での「国家認可」を伴わない制度・構造的配置をとる場合もみられた。しかも、この交渉分権化と脱・国家認可型の双方が共にみられるケースもあった。しかしながら、分権型交渉にたいしては、積極的な政府介入を伴う国家後見型が照応することもあり、時にはアドホックなかたちで強制的な政府介入を伴う国家賦課型が対応することもあつ

た。また逆に、集権型交渉には、脱国家認可型が対応する場合もけつして少なくはなかった⁽⁴⁸⁾。したがって交渉集権化と国家後見型とは必ずしも等値されるものではなく、むしろ両者は捻れたかたちで結びつくことも多かった。そしていずれの場合でも、賃金設定をめぐる組織間コーディネーションは、古典的コーポラティズムと比べてより一層重要となり、さらに、賃金抑制だけでなく経済全体にたいする調整機能も強まったとされる⁽⁴⁹⁾。

こうしてガバナンスは、「集権的・位階制型」から「ネットワーク型」へと変容する。ここでいうネットワークとは、主として政府—利益集団間とくに政府—職能代表間の組織間関係のことを指すが、それだけにとどまらず、分権化された各レベルでの労使間の組織間調整や、頂上組織内部の組織間関係の調整にも係わる⁽⁵⁰⁾。したがって労使の頂上組織よりも、その下位レベルの傘下組織のほうが、コーディネーションにおいて先導することもありうるのである⁽⁵¹⁾。この「ネットワーク型」ガバナンスについて、トラックスラーは、構造面での脱組織化・集中化と交渉分権化という瘦身化を補充するものとして、それほど明示的に述べているわけではない。私見では、それにかんして、かれは、行為やルールや制度をあわせて三つほど考えていると思われる。すなわち①調整行為⇨コーディネーション、②適用範囲、③政府介入及び法—形式的規制とその法的ガバナビリティである。

①組織間調整—コーディネーションの重要性

トラックスラーは、コーポラティズムの構造・制度次元で脱組織化や脱集権化が進行することへのいわば代償として、行為次元でのコーディネーションがより一層重要になるとみなしている。この調整行為は、いわば偶発的で状況依存的なものであるが、団体交渉を左右するものとして把握されている。この組織間調整のうち、労使間の水平的調整よりも労使内部の垂直的調整のほうが決定的であるとみなされた。後者の労使の各領域内部の組織間関係の垂直的

な調整は、指導部対一般組合員(ランク・アンド・ファイル)つまりエリート対マスの関係をどのように統合していくかに係わり、前者に比べて団体交渉の帰趨においてより重大であるとされる。⁽⁵²⁾このことは、利益媒介構造が分権化する、頂上レベルでの労使間の協調行動に伴い、エリート対ランク・アンド・ファイルとのあいだの亀裂が深刻になることを示唆している。前述のオランダ・モデルにあっては、労組と経営者団体との間のコーディネーションだけでなく、労組内部の調整の双方が重要である点を指摘していたことも想起される。⁽⁵³⁾

こうしたコーディネーションに於いて、かつてトラックスラーは賃金抑制の問題に関連して、それを集合行為の次元に属するものとして把握し、そして水平的ないし垂直的な交渉による調整行為は、団体交渉の及ぶ範囲である「適用範囲」、主として賃金形成をめぐる団体交渉の集権化、さらにはそうした交渉システムの統治可能性(governability)といった交渉の制度的特性とは峻別されるべきことを強調していた。⁽⁵⁴⁾しかし、ここでは調整行為の概念は「適用範囲」の概念と次元が異なるものとして区別されているが、以下にみるように、調整行為の代理変数として把握される場合もあった。この適用範囲の概念は多面的である。労使の組織化や包摂性の代替概念とみなされることもあれば、また労使間の交渉ルールや、さらには政府の法—形式的規制にも関連して把握されることもあった。次に、この適用範囲の問題についてみてみよう。

②適用範囲——その多面性

適用範囲の概念は、トラックスラー自身、労使が団体交渉等による労使間協定にどの程度包括され拘束されるのかという点に着目し、労使間の協定が拡張・浸透している程度を「適用範囲(coverage)」として捉えていた。⁽⁵⁵⁾この概念は、通常は、団体交渉が影響を及ぼす労働者の範囲として規定されるが、団体協約を締結する資格をもっていない被

用者も含めて労働者全体のなかで団体協約が適用される割合としてもしばしば指標化された。⁶⁶⁾

a. コーディネーションの代理変数

前述のように調整行為は、いわば偶発的で状況依存的であり、交渉による調整という行為が次元に属するとみなされていた。トラックスラーは、そのなかでもエリート対マスのコーディネーションのあり方に団体交渉は左右されるとみていた。そして、この労使の各領域内部の垂直的な組織間関係の調整の代理変数として「適用範囲」を把握した。それは、労使両エリート間の水平的調整による決定事項が一般組合員に対してどの程度浸透・拘束し、いわば上からコントロールしているのか、そしてそれに対する下からの支持がどの程度のものであるかを含意していた。しかも、そうした垂直的調整の強弱と資金交渉の集権化・分権化とを組み合わせるガバナビリティの問題として捉えていたのである。⁶⁷⁾

b. 労組の組織率の代替変数

適用範囲の概念は、労働者を包摂する程度を示すものとして、労組組織率の代替概念としてもしばしば活用された。⁶⁸⁾ この場合、適用範囲は、組織率に代表されるような労働側の権力資源ではなく、労使間協定への労働側の参加・包摂の程度やその交渉結果の拘束性や浸透度をも含意している。言い換えると、労働の権力資源の大きさが必ずしも労働の労使関係への参加・包摂の大きさには連動しないということでもある。

たとえば、フランスが好例であるが、労組の組織率が低くても、職場での労使協議の制度化の程度や団体交渉の結果等が労働側に拡張して適用される範囲が大きいケースがある。このような事例では、権力資源の観点から労組の組織率を中心にみていけば、弱い労働ということになるが、労使間交渉の結果や拘束力が労働側に影響を及ぼす度合は

高く、その意味では労使間の調整行為における協調度は低いとは決して言えず、むしろ労使間交渉の制度化の高さを示しているといえる。また逆に、労働の組織率が高くても、交渉レベルの分権化や交渉単位の個別化が進行していることもありうる。その場合には、交渉結果の労働全体への浸透度や波及効果は、個別のセクター等の枠内にとどまり、その意味では、労使間交渉の制度化の度合は高いとはいえない。⁽⁵⁶⁾

こうして「適用範囲」の概念は、組織率と並んで、あるいはそれに取って代わるかたちで、賃金形成において用いられることになった。⁽⁶⁰⁾トラックスラーらは、スウェーデン、デンマーク等の北欧諸国やドイツ、オランダ、スイス等の中欧諸国、そしてフランスなどは、労使間の協定の適用範囲が広範囲に拡張され非常に安定している「包摂型」であり、またカナダ、イギリス、アメリカ、日本のように、労使間の協定の適用範囲の拡張がほとんど皆無で、ほぼ労組組織率とほぼ同じものを「排除型」として類型化していた。⁽⁶¹⁾

c. 法的規制の枠組

さらに適用範囲の概念は、政府による法的枠組の設定にも関連している。トラックスラーらは、公共部門と民間部門等の違いに考慮して、適用範囲を三つに類型化した。第一は、(A) 団体協約が、交渉権をもった被用者数全体のうち、どのくらいの割合をカバーしているのかという限定的な領域での適用範囲を表わすものである。第二は、(B) 民間部門というアリーナでの団体交渉の適用範囲である。第三は、(C) 被用者が団体協約を締結する資格があるかどうかに関わりなく、被用者全体のなかで団体協約がどの程度適用されるのかという非限定的な広範なアリーナでの適用範囲を示している。⁽⁶²⁾

このうち (B) は、トラックスラーらによれば、市場での競争に晒され、市場動向に敏感な民間部門と、使用者側

がそうした競争に規定されないでむしろ比較的安定しているとみなされる公共部門との相違を意識したものである⁽⁸³⁾。こうして団体協約が、社会領域における民間部門と国家領域における公共部門といった各政治アリーナにおいてどの程度、労使を拘束するのか、さらには労働者全体へとの程度拡張されるのが弁別されたが、それ以上にここで重要なのは、この三つの類型は、いずれも当該国の法的枠組 (legal framework) に依拠している点であった。⁽⁸⁴⁾

(二—三—三) 法—形式的統治可能性 (Legal-Formal Governability) —— 政府介入の問題

リン・コーポラティズムを補完する第三番目の項目として政府の手続き的な介入がある。これは、前述の「国家—認可」の問題にも関連している。まず、法的に根拠づけられた労組への強制加入と、政策参加への利益代表の独占とが、しばしば国家—認可における労使関係への法的規制の典型例としてあげられる。さらに政府は、①団体協約 (collective agreements) の法的拘束力 (legal enforceability) や、②その団体協約の有効期間中の (労使間の) 平和義務という二つの制度的ルールを設定することによって、その法的な統治可能性を高めようとすることもある⁽⁸⁵⁾。また、それに加えて、労使関係の法・制度的ルールとして職場でのスト権の独占やスト権そのものの規制なども政府介入の例としてあげている⁽⁸⁶⁾。

さらに補足すれば、分権化された企業レベルでの労使間対立にたいしても、政府は紛争解決のための種々の施策を講じる。前述のように労働側がストライキに訴えることを法令上制約される場合には、労使協議機関がしばしばその代償制度としての意味合いをもつ。この労使協議機関は、労働側にとっては経営側の意思決定の権限に対抗する手段ともなる。しかし共同決定権によって労働側が経営側の諸決定にたいして拒否権を行使する場合には、政府は、その労使対立の打開にむけて、斡旋、調停、仲裁や裁定などの権限をもった各種委員会を公的または準公的機関として設

置し、それらを通じて分権型の労使関係を規制するのである。⁽⁹⁷⁾

以上のようにリーン・コーポラティズムは、第一に、単なるコーポラティズムの復活や再現ではなく、構造変化を伴っており、そのなかで賃金調整という機能的等価性をもった「構造の多様性」もまた確認された。それに加えて、第二に、構造変化を補完する諸々の諸制度や行為が、古典的コーポラティズムと比べてより顕在化し、その意義もより大きくなったといえる。とくに①コーディネーションと②それを補足する適用範囲の問題が重要である。その適用範囲は多面的であり、(i)単なるコーディネーションだけを含意するだけでなく、(ii)組織能力を補完し代替し、さらには(iii)法的枠組にも準拠した制度的ルールに依拠する側面を併せもっている。第三に、そうした法—形式的枠組の設定にかんして政府介入の問題があらためて浮き彫りになった。その政府介入は、労使関係を規定する政府の法的規制という制度的ルールの設定を中心に展開され、法的ガバナビリティを高めることをめざしていた。そしてこの三つに加えて、分権化されたミクロ・レベルでの労使間への政府介入が、それらと相互に保証しあっている。こうしてリーン・コーポラティズムは、賃金調整という機能を維持し古典的コーポラティズムとの連続性や同一性をもちつつも、さらにコーディネーション、適用範囲、政府の法的規制等によって重層的に規定されることで独自の修正型へと変容していったといえる。

第三節 国家—社会関係と政治アリーナの転位——代替的な構図

(三—一) 政治アリーナ——存在論的視点

これまで構造対過程や構造対機能という視座からコーポラティズムの変容を理解する議論をみてきたが、この二つ

の議論は、利益集団対政策協調の両次元を、構造対相互行為という軸に照応させて、新たなコーポラティズムの形態への変容を説明していたといえる。バックカロの場合は集約の構造と熟議の行為というかたちで、トラックスラーは、構造と調整行為（コーディネーション）というかたちでそれを了解しようとしていた。だが、いずれの議論も、そうした相互行為過程が展開される場所・拠点となる「政治アリーナ」の存在への配慮は希薄であった。もちろん、トラックスラーは、その適用範囲の概念に関連して公共対民間の部門間の差異に着目していたが、それも構造対機能の構図のなかに解消されてしまい、そうした政治アリーナの区別を主題的に取り扱っていたわけではなかった。このように政府と利益集団等のアクターを取り巻く政治的コンテクストという存在論的地平が閑却されていたといえる。

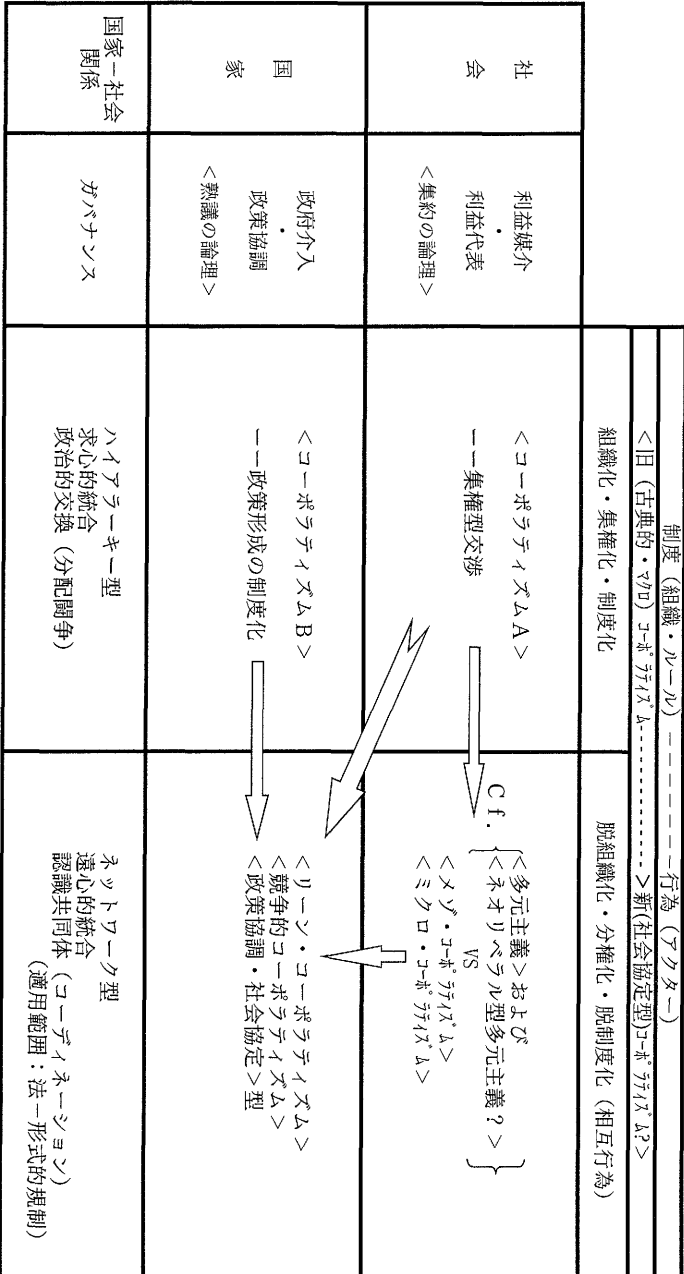
そこで本稿では、国家―社会関係のなかで国家と社会という政治アリーナを弁別し、そのなかでアクターそれ自体が埋め込まれている組織間関係の配置構造（集中化や集権化など）を「制度」とみなし、そうした存在論的観点から新旧コーポラティズムの代替的な構図を描く^⑧。そして古典的コーポラティズムから新たな修正コーポラティズムへの変容は、その拠点となる政治アリーナの国家領域への移行とする試論を提示する。

そこで（図表17）のように、（X）政治アリーナの区別と、（Y）アリーナの制度化の度合という二つの軸をたてる。前者は、国家―社会関係における政治アリーナを区別したものであり、後者は、制度化―脱制度化という観点から制度から行為への軸足の移動を示したものである。

（X）政治アリーナの区別——国家―社会関係

こうして政治アリーナを区別することによって利益集団の組織編成や行動における拠点と、政策協調が展開される舞台とを国家―社会関係のなかに位置づけることができる。この区別によって、前述のバックカロのいう集約対熟議の

図表一七 コーポラティズムの構図 (国家一社会関係と政治アリーナ)



図式は、社会領域での利益の組織化・集中化・集権化の程度と、国家領域での政策協調における言説を通じての相互主観性の確立として読み替えることができる。そして彼のいうコーポラティズムの変容は、その拠点となる政治アリーナが、社会領域から国家領域へと移行した点でもある点により明確になるように思われる。また、このことは、前述のトラックスラーの三つ構造的特性のうち結社性（集団の組織化とその包摂性）と交渉集権化は、社会領域における制度化の問題として、そして国家認可という政府介入は国家領域を拠点としていると捉え返すこともできる点を示している。さらに、そのことは、社会領域における自己組織化と、国家による社会領域の統合として「ガバナンス」を把握すべきことをも示唆している。それに加えて、コーディネーションが、社会領域の自己組織化を促す行為であるだけでなく、とくに国家領域での政策協調における政労使のエリート間協力を示す行為次元に属するものである点もより明瞭になると思われる。

既述のトラックスラーのリーン・コーポラティズム論では、法的ガバナリティを中心とした政府介入を組上にして国家—社会関係の視角を取り入れているが、三つの構造的特性は、社会領域と国家領域の二つの政治アリーナの両者が含まれている。また適用範囲にかんじて公共対民間という政治アリーナの区別をしているが、その観点をここではより明示的にしている。トラックスラーの適用範囲の概念は、すでに検討したように、多面的であり、社会領域での労使の交渉の波及性や拘束性という側面と、政府規制の補完的なルールという国家領域に依拠した視点とが混在していたからである。

(Y) 制度化と脱制度化の問題から行為（コーディネーション）の観点へ

本稿では、構造対過程や構造対機能という議論を踏まえて、利益集団間関係の布置構造の制度化を組織化・集中化・

集権化の観点から把握したもう一つの軸を設定する。これは、前述のように、アクターが埋め込まれている組織間関係の編成のあり方に力点を置くという意味で「制度」を捉えている。したがって、こうした制度概念を「構造主義」のなかに一括する傾向とは一線を画している。⁽⁶⁶⁾なぜならば、新制度論は構造対アクターという二元論を克服し、少なくとも、その両者を媒介する中間的な存在領域に、制度を指定してきたことに注意する必要があるからである。⁽⁷⁰⁾その意味でも、構造と制度との両次元の区別は明確にするべきであり、アクターの構造的位相からアクターを取り巻く制度編成が直ちに機能的に導出されるわけでもなければ、調整行為が導出されるわけでもない。つまり、各セクターおよびそこにおける労働者の位置と、その労働者が属する組織およびその組織間関係の布置(労組の組織率や集権化等々)とを同一のカテゴリーで括ることは適切ではないと考えられる。そもそも新制度論は、構造主義にしばしば伴う「機能主義」の論理へのひとつの対抗として登場してきた点に留意すべきであるからである。⁽⁷¹⁾

したがって、ここでは構造をより緩やかな制度というかたちに置き換え、そして過程や調整機能を行為次元に属するものとする。とくに機能は目的論的側面が強いので調整を機能でなく行為次元として明確に把握する。かつてB・ジェソップが力説したように、コーディネーションの概念は、その調整の主体を明確にし、実体としてのアクターの能力という観点をも含意しているとみなすべきであって、「主体無き調整」というような構造―機能主義的な観点とは異なるということである。⁽⁷²⁾もちろん、コーディネーション概念は多義性を帯びている点はたびたび指摘されることである、同概念をめぐっては、いくつかの議論の整理がおこなわれてきた。たとえば、G・ピーターズは、コーディネーション概念の多様さと曖昧さを指摘したうえで、それが、意図的で合目的な自発的な行為を重視する場合と、組織に対するコントロールを強調する場合とに弁別している。そして前者を最小限主義的な規定、後者を最大限主義

的な規定としている。⁽³⁾これは、個人等による主体的な行為と、組織間の協調行動とを弁別したものと見えるが、しかし、いずれもアクターの調整能力およびアクター間の調整行為という行為や過程の次元に属するとみなしていることは明らかである。

バックカは、既述のように、集約を構造にそして熟議を過程に位置づけているが、しかし集約は構造に還元できない。集約の論理は、社会領域における利益の組織化(利益表出)や、労使間交渉や労使内部のコーディネートなど利益媒介の諸過程を含む「行為の次元」にまで及んでいるからである。また、トラックラーの議論では、機能とパフォーマンスと調整行為の三つが重なりあい議論を複雑にしている。たとえば機能を、調整行為の目的とする合目的性や、行為の結果としてのパフォーマンスと等値しているところもあり、機能主義的な説明がみられる。そのために、合目的性と結果とパフォーマンスの三者の関係が錯綜しており、理解が難しいところがある。コーディネーション概念は、前述のジェソップのいうように、行為次元に属するのであって、機能や構造に先験的なたちで照応させたり、機能やパフォーマンスと互換的に用いたりすべきではないと思われる。むしろ、コーディネーションは、国家領域における政策協調でも、また社会領域における組織間関係でも展開される点にこそ留意すべきである。

このように新たなコーポラティズムは、全体として主たる政治アーリーナが社会から国家へと移動しつつ、その制度化がより柔軟化しコーディネーションという行為次元の重要性が高まっている。その意味で制度からアクターへという移行形態を示しているといえる。言い換えれば、アクターのルール制約性や存在拘束性が弱まり、偶発的で状況依存的な(contingent)調整行為や協調行動の比重が高まってきているといえる。このことは、社会における自己組織化がより弱体化し、国家による統合化の必然性が高まっているとも改釈できる。その限りでいえば、政府介入の余地

やひいては国家の相対的な自律性もまた拡大する可能性があることをも示唆している。

(三二二) ガバナンスと国家―社会関係

ガバナンスの概念は、認識論の側面では、組織間の相互協調や調整行為のあり方、そして組織内の自主的統治等を含む組織間・組織内部の制御可能性のあり方を含意している。ガバナンスは、諸々のアクター・諸組織・構造の複合体であり、それらの相互連関のあり方を指し示している。

また「政府 (government) から統治 (governance) へ」という標語が象徴するように、存在論的にみれば、ガバナンスの概念は、政策の定式化や執行の局面を包摂した一連の政策過程について、狭義の国家Ⅱ政府レベルだけでなく、広く国家―社会関係のあり方を射程に入れている。⁽²⁶⁾したがってガバナンスは、狭義の政府の領域を超えた、公的セクターと私的・自発的セクターとの相互作用をも包含しており、その意味で国家―社会関係全般に及んでいると考えるよいであろう。

こうしたガバナンスについては、トラックスラーはそれほど厳格な意味で使っているわけではない。そこで本稿では、ガバナンスを、公私両アクターのコーディネートションが展開される政治アリーナとその制度編成に着目しながら、国家―社会関係の統合のメカニズムを含意する「社会的統治 (social governance)」として理解する。⁽²⁷⁾

以上の二つの軸を設定し直したうえで、図表 7 のように新旧のコーポラティズムを位置づけてみると、第一に、古典的コーポラティズム論は、コーポラティズム (A) と (B) を不可分のものとして捉えており、その内実は、社会領域における組織化・集中化という位階制的秩序と国家領域における集権的な政策協調の諸制度とが一体化していたといえる。これに対し、修正型コーポラティズムは、その国家と社会の両次元の照応関係にズレが生じる。一方で

社会領域における脱組織化や脱集権化が進行し利益媒介・集約メカニズムが分権化して、それが多元主義化もしくはセクター化(メゾ・コーポラティズム化)を促進する。他方、国家領域で展開される政策協調は、社会協定にみられるように合意の制度化が低くなることもあるとはいえ、その規模と範囲を(イギリス等を除いて)維持し、さらに第三章でもみたように、政策領域を拡大する場合もある。その限りでいえば、政策協調としてのコーポラティズムは、外形的には、古典的コーポラティズムと同型性を帯びるか、より広範囲なものにみえると思える。

第二に、政労使の三者間の各種のコーディネーションについては、古典的コーポラティズムでは、組織間関係の水平的・垂直的調整の双方において、労使の組織力とその集権化といった権力資源を背景にして、物質的利益をめぐる分配闘争やそのなかでの雇用と賃金あるいは利益譲歩と政策参加など、「政治的交換」の論理が貫いていたといえるのに対して、非古典的コーポラティズムでは、言説を通じての政策目標や危機認識の共有をめざす認識共同体の形成といった「構築主義」の論理が台頭している。

第三に、ガバナンスの観点からすると、古典的コーポラティズムが、社会領域における位階制化と国家領域における集権的な政策協調とが相まって「求心的」統合化に向かうのに対して、修正コーポラティズムでは、社会領域においては利益団体の布置連関の分権化などの脱制度化が進み、いわば遠心化の力学が働き、それを政府主導の政策協調によって制御する「遠心的」統合化に向かう。言い換えれば、ガバナンスは、中心化から脱中心化への流れのなかで、政策協調を通じて社会領域の多中心化を統御することをめざしている。トラックスラーが、非古典的な社会協定型のガバナンスを「ネットワーク」型と命名した所以もそこにあると思われる。

このようにして「政策協調としてのコーポラティズム」のガバナンスは、バックカロ流に言えば、熟議の論理を通じ

て認識共同体の構築と相互主観性の確立につとめ、またトラックス流に言えば、法的枠組に依拠する適用範囲の拡大や法的規制などの政府介入を通じてガバナビリティ(統治可能性)を向上させようとするのである。そしていずれにせよ、そこには政府の主導性やひいては国家領域の自律性を高める必然性があるといえる。

第四節 政治的安定性の問題

すでに述べたように、「競争的コーポラティズム」は、従来の社会中心的なコーポラティズムと比べて、労使の社会パートナーシップが制度的に弱体で、協議体制から離脱する退出コストがより低いので、政府主導で、国家後見型の協議体制(concertation)を維持・強化する必要性があった。⁽⁷⁸⁾ こうして新たな形態のコーポラティズムでは、社会における自己組織化がより弱体化することによって、国家による統合化の必要性が高まり、そこに政府介入の余地やさらには国家の相対的な自律性も拡大する可能性があることも前述の通りである。

そして政労使の三者間の政策協調を中心とした交渉型デモクラシーとして「コーポラティズム」を捉えるならば、「そうした協調行動には、組織構造や資源そして政治的コンテクストにかんする多くの条件が前提とされている」⁽⁷⁹⁾。そもそも旧来のコーポラティズムにおいても、政府の政策定式過程への職能代表の包摂化だけでなく、政策執行に関連する政府介入が、職能領域の統合化に影響を及ぼす可能性が指摘されていた。すなわち、労働代表は、他の職能代表や官僚層が織りなす政治アリーナに制度的に包摂されることによって、政労使エリートの協調体制が確立されるようになる。コーポラティズムは、エリート・モデルの一亜種になる。こうして職能代表の抱き込みによって、政府介入は円滑化し積極化するが、そのことは、同時に、労働内部のランク・アンド・ファイルと指導部とのあいだの距離

が拡大していくことにつながる。そして労組指導部が、自己の職能領域内部の統合化や代表性の問題よりも、政労使間の均衡点の発見を重視するようになると、労働組合内部では、意思決定の効率性と手続きの公正さとのあいだに齟齬が生じ、組織面での寡頭制化がもたらされることになる。W・シュトリークが、R・ミヘルスにならって「寡頭制支配の鉄則」と呼んだ所以でもある。⁽⁸⁰⁾

ここでは、本章の締めくくりとして、そうした政治的コンテクストの諸条件を吟味しながら、競争的コーポラティズムやリーン・コーポラティズムなど、様々な呼称のある新たな形態のコーポラティズムが抱える政治的不安定性について論じていくことにする。やや結論を先取りしていえば、政治的条件をみる限り、この新たなコーポラティズムの不安定性の条件は、そのままかつての古典的コーポラティズムの脆弱性の条件に重なる部分も多く、その意味では新旧コーポラティズムの連続性が示唆されているといえる。しかし、その脆弱性の程度は、新たなコーポラティズムのほうが、組織化・包摂性の低下や交渉分権化や脱制度化の進展などを反映してより高くなっているように思われる。そのことについて、以下、(一) 交叉階級連合の変化——権力ブロックないし統治階級連合の問題、(二) ランク・アンド・ファイルの反乱——コーデイナーションの危機と脆弱性、(三) 結社性の問題の再考と社会協定の限界(四) 政府介入への制約と競争的コーポラティズムの「不均等の制度化」、(五) 新サンディカリズムや社会運動的組合主義なども含めた労働運動の新たな展開という観点から述べる。

(四一) 交叉階級連合——統治連合と権力ブロックの変化

「競争型コーポラティズム」における政労使間の政策協調にかんして、これまでの本稿の議論では、政労使三者間の協力・協働の側面に焦点をあてて論をすすめてきたが、政労使間の三者の勢力バランスや力関係にかんしては若

干言及したものの不問に付してきた。ここであらためて政策協調を担う統治連合の内実に着目すると、そこには政権の党派性やとくに労使内部の階級間亀裂を横断した「交差階級連合」における連続性と変容とが看取できる。もちろん、旧来のコーポラティズムにおける政労使のエリート協調も、労働―資本の構造的亀裂を交差した政治的な階級連合であったことは確かである⁽⁸¹⁾。しかし、この新しいコーポラティズムにおける政労使の交差階級連合では、その三者間の権力のバランスが時間とともに変化している点が指摘されている⁽⁸²⁾。したがって、この統治連合の内部の力関係やパートナーシップにおけるヘゲモニー問題に触れずに三者間の協調的側面を過大評価したり、あるいは政労使エリート間の共通認識の構築や相互主観性の確立にのみ着目するのは一面的であろう⁽⁸³⁾。

こうした交差階級連合の変容にかんして、M・ブースメヤーは、七〇―八〇年代の古典的コーポラティズムの統治連合が、労働と政府の両アクターがビジネスの権力を馴化する試みとして理解できるが、九〇年代以降は、次第に、その統治連合の枠組自体が、新たな社会変動に適応するために、労働者の諸利害を抑制し包摂する道具になっていったとする⁽⁸⁴⁾。すなわち、競争的コーポラティズムは、福祉国家の拡大よりもむしろ、国際競争力の維持をめざしており、そのために労働市場の規制緩和や民営化そして年金をはじめとする福祉政策の縮減を通じて、また特殊ヨーロッパの事情であるが通貨統合によって緊縮財政を指向する⁽⁸⁵⁾。こうして交差階級連合も、福祉国家の縮減に反対する労働者の動きを鎮静化するための連合へと変容していく⁽⁸⁶⁾。

M・ブースメヤーは、ドイツの職業訓練等の労働市場政策の事例を基にして、そうした交差階級連合の新たな二種類の型を提示する。ひとつは①保守型であり、もうひとつは②分割型・部分型・セグメンタリスト(segmentalist)型である。①の保守型では、労使間の組織間関係の分権化(メゾ化・ミクロ化)に応じて、労組と経営者が、企業を基

盤とした職業訓練の領域に政府が干渉することに対抗する交叉階級連合である。この連合は、ドイツのような調整型経済の分極化や労働市場の階層化への背後にある原動力とみなされる。②の分割・区画型では、社会民主主義政府とビジネスが、労組の協調派と連携しつつ労組の反対派に抗して、システム全体の分極化を通じての漸進的な柔軟化を促進する交叉階級連合である。ドイツの場合、この二つの交叉階級連合が交互に入れ替わったが、いずれも分極化に対抗する諸勢力の社会大への拡大を阻止し、労使の組織間関係のコーポラティズムのメゾ化・マイクロ化を支えていたとされる。⁽⁸⁷⁾ こうして新たなリーマン型になったコーポラティズムでは、労働内部の亀裂と交叉階級連合の交叉性の軸が変化し、政府の政策に反対する政治的労組や労組反対派を排除することで、新たな交叉階級連合の形成がなされたいえる。

(四一三) ランク・アンド・ファイルの反乱——コーディネーションの危機と脆弱性、

第二に、そうした政策協調型のコーポラティズムによって、労働領域は、その頂上団体が国家領域に吸収されることによって、社会領域における労組の一般組合員（ランク・アンド・ファイル）との接点を失っていく。そうなるると労組の一部は、コーポラティズムの前提をなす協調型から抵抗型へとその基本的な立場を変えていく。つまりネオ・コーポラティズムに対抗する労働者となる。後述するような底辺レベルでの組合主義の新たな形態が台頭する所以である。⁽⁸⁸⁾

こうした底辺レベルでの反乱は、かつてのコーポラティズム論議に関連していえば、利益集団の集中化や交渉集権化への反措定としての抵抗が顕在化するという議論と重なってくる。たとえばストライキ行動それ自体が、労働内部での非公認ストなどのランク・アンド・ファイルの反乱をも含み、そして労働側内部の代表関係におけるギャップを

浮き彫りにする。⁽⁸⁹⁾ 八〇年代以降の労使関係の「分権化」の過程では、労使関係をめぐる紛争が、そうした労働内部の「垂直的亀裂」を拡大化する方向に進み、「労働者対労働者、企業対企業、労組対労組、「産別・全国レヴェルでの」労組対労組」といった「組織間紛争」の色彩を帯びるようになったといえる。⁽⁹⁰⁾ 社会領域における利益集団の断片化が進行することは、底辺での抵抗の度合を高めていくことにつながる。それでは社会領域とくに職能領域の労組の結社のあり方はどのようなものであろうか。次に、この点について述べていく。

(四一三) 結社性の再考と社会協定の限界

新たなリーン型の「競争的コーポラティズム」が、コーポラティズムの利益媒介と政策協調という二つの属性の逆説的な結合であったことは、これまでも繰り返し述べてきた通りである。換言すれば、社会領域における利益集団の組織間関係の断片化や分権化と、政府領域における政労使のエリート協調との「接合」であった。こうしたかたちでのコーポラティズムの制度化が進展する場合、あらためて問題となる政治的条件は、①社会における利益集団のもつ結社のあり方(結社性)、そして②政府介入の制約性ないし政府の自律性、さらに③国家領域における政労使の政策協調に際しての政権の安定性(強い政府か弱い政府か)、といった諸点である。

この政策協調型のリーン・コーポラティズムの奏功の条件を考えるうえで重要な示唆を与えてくれるひとつの事例として、社会協定によるコーポラティズムが瓦解したギリシャのケースがある。もちろん、七〇年代初頭まで権威主義体制でありEUの通貨統合にも周辺的に参入した同国と、大陸ヨーロッパの相対的中心部を構成する諸国とをただちに比較することには留保が必要であることは確かであるが、この失敗の経験からはリーン型コーポラティズムの不安定性を浮き彫りにする諸要因をあらためて確認できると思われる。

何よりも重大なのは、利益集団の結社性の脆弱さである。この点についてC・A・イオノウが力説するのは、包括的労組の不在であった。⁽⁹⁾ かがが問題にするのは、たんに組織化の度が低い(二〇〇二年時点で七%)ということだけではなかった。かれは、M・オルソンの議論を引き合いに出して、包括的利益集団の場合、公共財の提供に影響を与える包括性と、包括的な広い利害関心やインセンティブをもつものに対し、ギリシャの労組のように低組織率で小規模集団の場合、その利害関心が極めて限定的で狭くなるという点を指摘する。⁽¹⁰⁾ このことは、利益集団の過度の断片化もまた、社会領域における合意の調達と政策の浸透の双方において機能不全に陥ることを示唆している。旧来のコーポラティズムにおける労組の組織化と包摂化が集権化につながり、それが前述のシュトリークのいう「寡頭制支配」に陥りやすくなるのとは対照的に、利益代表の欠如やリーダーシップの弱さもまた、利益の媒介性や集約性を停滞させ、合意形成だけでなく職能領域の統合の危機をも招く。また、そのことは、同時に、政策執行の実効性や政策実施の浸透性をも低下させることにもつながる。その結果、政策内容への反応も、非組織的な(無定形な)抵抗や反発となり、ストリート・デモクラシーという形態をとって散発的に表出することになる。

さらに重要なのは、そこで指摘されているのは、各労組が自らの狭い職能領域における利害関心しかもたない「同業組合的段階」に留まること、ないしそれを乗り越えることができないというインセンティブや政治意識の問題である。⁽¹¹⁾ このことは、結社の発展段階の問題にも関連するが、職能領域における結社性の弱さが、個別集団のメンバーに自己の個別利益を超えた「普遍的階級」の意識を持ちにくくしている点を示唆している。このように利益集団の組織化のあり方という意味での「結社性」は、構成員のインセンティブの違いにも影響を及ぼす可能性をもつ。

こうしてみるとリーント型コーポラティズムにおける政労使のエリート間の政策協調は、社会領域における結社性が

乏しい場合、国家と社会をつなぐ回路も極めて少なくなり、政治的安定化につながらないことが明らかになったといえる。やはり利益集団の包括性が欠落していると、社会協定の定着度や有効性を低下させ、それが政府主導の政策協調の破綻の要因になると考えられる。また、それは、リーマン型コーポラティズムにおける利益代表と政策協調との逆説的結合のもつ限界をも示唆している。さらにいえば、市民社会における結社的世界(「ソーシャル・キャピタル」)こそ、国家の政策形成の「土台」を構成しているのではないかという問題をも投げかけている。⁹³⁾

(四一四) 政府介入への制約と政府の自律性

そうした市民社会における断片的な利益集団の布置構造とその組織間調整を、政府介入を通じて統合化していくことが、新たな政策協調としてのコーポラティズムに期待されていたことであった。だが、ギリシャのようなEUへの後発的な参入をした周辺部の国々は、そうした政府介入にいくつかの大きな制約が課せられていた。ただし、この政府介入の制約のいくつかは、EU周辺部だけでなく中心部の諸国においても、政策の定式化における準拠すべき規準であった。

対外的圧力と政府介入の制約——政府の自律性の弱さ(その一)

EU通貨統合が加盟国の社会協定を促す契機になったという議論は、第三章でみたように、必ずしも加盟国に一樣に妥当するわけではなかった。しかし、その国際的圧力は、とくにEUの弱い環である周辺部諸国にとっては、緊縮財政を厳しく強いられるなど、政策手段や政府能力に制約を加えられ、政策選択の範囲が狭められることになった。このことは、政府にとってみれば国内の政治課題を解決するにあたって裁量の余地が極めて限られていることを意味した。このために、たとえ国家領域で政労使のエリート間で危機意識が共有され社会協定が締結されたにしても、そ

の政策内容が、社会領域で要請される問題解決の方向性とは異なる場合もたびたびあった。その結果として、政府と社会とのギャップが拡大するだけでなく、政策フィードバックの局面においては社会領域での利害対立が激化する。こうしてEU域内の東欧諸国の多くを含む周辺部諸国では、社会協定型のコーポラティズムは、利益集団の断片的な布置構造と、その頂上団体の利益代表性の欠如という結社性の問題とも連動して、「幻想としてのコーポラティズム」(ハッセル)に陥りやすい。⁵⁵⁾

第三者調停者の不在——政府の自律性の弱さ(その二)

社会領域における利益の集約には、前述のバックカローが指摘したように利益集団の布置構造における集権性や、トラックスラーが強調したように職能領域を代表して組織間関係の調整を担うリーダーシップの存在が不可欠であったが、しかし、包括的な利益集団が不在でその組織間関係が断片的である場合には、利害対立を調停する契機に乏しく、紛争が無定形になりがちである。そこで政府が第三者調停者としての役割を期待されるわけであるが、ギリシヤのような「弱い政府」の場合、政府が労使間紛争を仲裁・調停する第三者として主導性を発揮することが困難であった。⁵⁶⁾ここでいう「弱い」政府とは、少数内閣や連合政権などの政権形態だけでなく、政権の不安定性をも含意している。不安定な連合政権の場合、拒否権プレイヤーの相対的な力が強いだけでなく、その拒否権の発動が、政権の連合パートナーの交代というよりも、むしろ政権の樹立そのものをしばしば困難にする。とりわけ連合政権内部の政策距離やイデオロギー距離が大きい場合には、政策の一貫性を維持しにくいので、政府が、社会領域の紛争に巻き込まれやすく、社会からの相対的自律性も保持し難い。したがって政府介入も体系性をもたずにアドホックなものになりやすいといえる。

こうしたかたちでの「弱い」政府は、前述のバックカロが例示したイタリアなどのケースとは異なっている。バックカロが、弱い政府こそ、一方で政権基盤の拡大のために与党間や与野党間の合意調達をはかり、他方で社会領域における断片的な利害を糾合する必要性に迫られ、その梃子として社会協定を活用する点を強調したことは既述の通りである⁽²⁷⁾。しかし、政権の存立自体が不安定に陥りがちな「弱い」政府では、そうした政府の自律的で戦略的な介入は難しくなるのである。

(四一五) 競争的コーポラティズムの「不均等的制度化」の問題

このように競争的コーポラティズムの政治的安定のためには、まず第一に、何よりも社会領域においては組織間関係のコーディネートシヨンを円滑にするうえで、そのリーダーシップを担う包括的な利益集団の存在や、結社型の組織間関係の布置が必要とされる。これは、利益集団の組織化・集中化と集団間関係の集権化を必ずしも含意するわけではない。また労使間の団体交渉などの利益媒介制度の「分権化」を、ただちにコーポラティズムの衰退と等値すべきでもない。しかし、労働組合が「同業組合的段階」に留まっていて職能領域を超えた公共意識をもたないまま分散的に存在している場合には、そうした新たなコーポラティズムは制度的に定着しない。第二に、国家領域における政労使エリート間の政策協調が展開されるためには、政府の社会からの相対的な自律性と政府の主導性を維持することが要請される。それには、政権の形態もさることながら、政権の安定性と政策の一貫性が重要となる。

第三に、それ以上に決定的なのは、社会領域における利益媒介と国家領域における政策協調とのあいだに均衡点を見いだせるかどうかであり、それが社会協定型のリーン・コーポラティズムの安定化にとつての鍵となると思われる。政労使エリート間で政策協調がなされ社会協定が締結されても、社会における利益媒介構造との接点が少なければ、

政策の実効性は弱まるし、また政府による社会統合も低くなる。逆に、社会における利益のある程度の包括性や代表性が確保されていたにしても、政府がイニシアチブを発揮できなければ、あるいはそうした主導的役割を果たすだけの条件がなければ、政策協調は継続的に展開できないことになる。こうして政労使間の社会協定の試みは、利益媒介と政策協調との懸隔があつたり、あるいは国家—社会関係の回路が乏しかったりする場合には、成功と転落つまり制度化和脱制度化を繰り返す「シジフォスの営為」となり、その制度化も不均等的に発展することになる。⁽³⁸⁾

(四一六) 結社性の新たな展開——労働運動の転換？

このように新たな政策協調型のリーン・コーポラティズムの政治的安定の諸条件をみてきたが、市民社会の職能領域における利益集団の包摂性の低下や、組織間関係の垂直的コーディネーションの危機やその布置構造の分権化に抗して、あるいはその傾向への代案として、労働運動は、どのような新たな結社的な世界を構築してきたのか、あるいはしようとしているのか。ここでは、主として結社性の新たな形態に着目し、そして実験的要素を含めた代案モデルの試みにも言及するつもりである。この代替的な結社モデルは、すでに述べたようにシュミッターはじめ、古典的なコーポラティズム論のなかでも論じられてきたものもある。ここでは新たな形態のリーン型のコーポラティズムへと変容を遂げるなかで、一部は継承ないし顕在化したものであるが、さらに新たな要素も加わったものもあるので、それについても検討していくことになる。

(四一六—一) 合併運動とその限界

第一に、労組のなかには、組織率の低下への対応として合併活動を促進し、それによって組織基盤を拡大する機会と捉える動きが生まれた。というのもナショナル・センターにとつてみれば、ホワイトカラーなどの中心部の労組や、

移民労働者などの周辺部の諸組織を包摂化することは、新たな形態をもった組織再編をおこなう契機になるからである。とくに大規模な労組が、種々の小規模のローカル労組を吸収・合併を通じて組合員数を確保しようとする活動がみられた。たとえば、七〇年代末から八〇年代において労組の組織率の低下が顕著になるなかで、アメリカではAFL-CIO(労働総同盟・産業別組合会議)がイニシアチヴをとってそうした合併戦略を積極的にとろうとしたし、またイギリスではTUC(労働組合会議)は仲介者という立場を維持しながら、分散化している諸労組の合併を促進しようとしたことがあった。⁽⁹⁾

しかし、その場合、旧来の集権型統制といった画一的ないわゆる官僚制化の方向では、代表性の面でも管理運営の面でも有効性が低下し、あらためて労組間の協力関係の枠組を再構築するという問題が提起されることになった。⁽¹⁰⁾なぜならば、異質な利害を種々の労組が、ナショナルなレベルの組合間関係の内部に編入されるので、従来の位階制的な秩序化は、むしろ不安定性をもたらすことになるからである。これは、ローカルな支部との関係においても、さらには職場のなかにも、そうした統合の危機がもちこまれることを意味する。たとえば、職場委員の組織が官僚制化して位階制的秩序に組み入れられると、代表と構成員とのあいだの関係が、構成員のための統制から構成員に対する統制へと転化し、動員がトップダウンの性格を帯びる。そしてナショナルセンター支部、各単産支部、職場委員代表は、意思決定の基礎的単位としては、もはや一般の個々の労働者の代表とはみなし難くなる場合もある。ナショナル・センターが打ち出す方針は、傘下の各労組のリクルートメント戦略、組合員へのサービスやリサーチに依存し、また職場のフレキシビリティの個別事情に左右される以上、前述のように、一般の労働者とそれらの代表との距離の増大はその実効性を低下させ、代表関係を不確実なものにし、画一的な指導をしばしば困難にする。⁽¹¹⁾

こうしたことは、新たなリーマン型コーポラティズムでも引き続いての課題になっているといえる。たとえば八〇年代から九〇年代におけるドイツの労組の組織率の低下に関連してA・ハッセルは、リクルートメントの問題を取り上げて、コーポラティズム型の労働組合が独占的地位を占め、職場レベルでも一般労働者の加入を独占しようとすることは、逆に新しい集団のリクルートメントの障害にもなる点を指摘している。⑩またB・エビングハウスも、労組の合併等によって巨大化したナショナル・センターは、下からの不満に対して、それを吸収しつつ上からコントロールすることが難しくなっていることを述べている。⑪こうしてナショナル・センターの独占的地位や巨大化は、逆に、それに対抗する個別労組の自立化や労組の組織間関係それ自体の多元化を促す契機にもなっていることが示唆されている。(四一六—) 新しいサンディカルリズム?

第二に、前述のように、シュミッターらがかつてコーポラティズムの代案のひとつとして挙げた「サンディカルリズム」の議論が検討の俎上に再びのせられるべきものになったように思われる。コーポラティズム型の利益媒介の集権化や利益代表の独占化は、その反措定として底辺レベルでの水平的な結社を促進する「政治的機会構造」を併せもつという議論は、かつての論議の延長線上にあるものである。さらに、労働の組織間関係の分権化もまた、底辺レベルでの組織間関係の垂直的調整による統合から水平的ネットワーク化への転換を促す契機になるという指摘は、従来の議論に新たな要素を付け加えるものである。とりわけインセンティブや組織形態においては異なる面をもつた新しい労働運動が展開されてきたが、この運動の特徴について、たとえばD・デラポルタは以下の諸点を指摘している。⑫

第一に、労組が、コーポラティズム型の協動的労組から抵抗型へと変化し、コーポラティズム化に異議を唱える労働者を組織化しつつあること、それがとりわけ「ランク・アンド・ファイル・ユニオニズム」ともいうべき末端での

組合運動である点である。第二に、そうした運動の担い手たちのインセンティブが、従来の物質的利益をめぐるものから、「アイデンティティ」をめぐるものへと変化している。これは、たとえば、グローバル正義などの社会運動への労働組合運動への参加に端的に表れている。こうした動きは、後述するように、政府レベルでの政策協調による種々の政策内容に対して異議を申し立てる政治主義的な労働運動も含めて、労組が社会運動型へと変貌してきていることを例示するものである。第三に、したがって、組織形態もまた、旧来の職能利益の同質性に基づいた形態から、そうした社会運動との接合をはかるネットワーク型の形態を指向する。こうして労働運動自体が、異質な利益やアイデンティティが交錯するいわば複合的アクターとなる。第四に、こうして運動のレパトリーも多様な媒体を活用し、いわば硬軟・清濁織り交ぜた多面的な手段に訴える運動になる¹⁶⁾。

それでは、こうした新たな労働運動は、より具体的にどのような方向性をもつて展開されているのであろうか。その萌芽的なものや実験的な試みも含めて以下の三つの方向性を暫定的に示しておきたい。

a. 地域コミュニティ指向——ローカリズム

利益媒介構造の分権化を踏まえて、地域へのコミュニティへの指向をもち、ローカル・レベルでの労働を中心とした新たな組織間関係の編成を模索する運動がある。たとえば、J・ロジャースらは労組の代替戦略モデルについて次のような主張を展開している。つまり、従来のモデルは、自己の労組員の要求に応答するかたちの「サービスモデル」であり、それは、地域における企業を中心にしており、政治的党派性からも独立していなかった。そして、その労組員の要請の実現に向けて地方政府の政策過程への参加——包摂もめざしてきた。しかし、地域で要請されるのは、そうした労組員へのサービスの供給ではなく、コミュニティの住民の支持である。そのためには、地域の少数派労組

との連合も含めて、草の根レベルでの各種の集団との多様な連携を視野に入れた「交叉労組協調（cross-union coordination）」の戦略が重要であるとされた。^⑩ こうした組織間関係の形態は、「多中心的」なものを志向することになる。

b. 社会運動的組合主義——政治主義

政策協調が、国家を拠点とした政府主導性を帯びると、争点それ自体が政治化する傾向にあり、それに応じて労働運動も政治化する。とくに労働市場政策における規制緩和や年金等の社会保障費の削減や公共部門の民営化などは、政治争点化しやすく、また政権の党派性の問題も絡む。したがってストライキ行動等の労組の抵抗運動も、経済的な物質的利益をめぐる分配闘争から、政策的な争点をめぐる政治闘争の様相を呈し、政治的ストライキの再生を促すことになるといえる。^⑪ こうして政策協調は、その政策範囲を拡大すればするほど、たとえば反グローバリズム運動やグローバル正義運動といった一国を超えた社会運動との接点をもつ機会を労働運動に与え、労組の政治化をさらに加速化させる可能性がある。またそのことは、労組にとって組織再編の梃子として作用し、労組の再生戦略の一環として社会運動的組合主義が台頭し、その組織形態もますます水平的なネットワーク型になる。^⑫ このように労組の政治主義化は、政策協調の所産でもあり、単にシュミッター流の利益集団の集権—分権の軸からだけでは導きだされるものではないといえる。

c. 組織内民主主義と新たな政策参加型モデルの模索

第三に、前述の組織内部のコーディネーションにも関連するが、労働運動内部の熟議（デリベレーション）の問題が提起される。たとえばF・ポレッタは、いくつかの事例研究を踏まえて、労働運動も含めた社会運動内部でのデリ

ベレーションが重視されていないことを指摘する。そして運動内部での連帯感や「フレンドシップ」による自由闊達な議論や「終わりなき対話」こそ、運動内部の民主主義を保証するうえで重要であり、また上からの後見的・指導的なデリベレーションを克服する要諦でもある点を主張している。⁽⁹⁾

さらに、そうした組織内民主主義の問題から、政策過程へのランク・アンド・ファイルのより直接的な参加を求めるDDP (Directly-Deliberative Polity) の議論が登場したのである。⁽¹⁰⁾それは、実験的要素も多く含んでいるが、基本的には下部の発言をいかに担保するのかに重点を置いた制度設計であり、そのうえで各レベルを重層化する「マルチ・レベル・ガバナンス」を企図したものである。⁽¹¹⁾こうしたガバナンス論を踏まえ、R・ダールのポリアーキーの議論も参照しながら、A・フアングは、参加型討議民主主義 (pDD: Participatory-Deliberative Democracy) のモデルを提示している。このモデルは、下位レベルでの種々の争点ごとに、専門家も含めた当事者間の直接的な参加や対話による熟議を通じて、弾力的で裁量的な政策執行に向けての制度刷新を求めている。それは、政策執行に力点を置いてはいるが、しかし供給サイド(出力局面)だけでなく需要サイド(入力局面)の要求や、また政策執行に直接関与する下位部門の要請を、政策執行に生かしつつプラグマティックに問題解決を図ることをめざす。そして、このような熟議型民主主義を指向する戦略を拡張すれば、それは行政改革や政策形成全体の制度再編に向けての代案にもなるとされる。⁽¹²⁾この熟議は、いうまでもなく、エリート間の政策協調におけるような調整的言説ではなく、第三章で言及したが、ランク・アンド・ファイルとの「コミュニケーション的言説」を意味している。

こうした新たな動向についていえば、それらが現実的な拡張性や具体的な適用可能性をもつかどうかを論じることが本稿の課題を超えるので、むしろ、そうした種々の動きが、一方では、新たな形態のコーポラティズムの制度化が

「進行することに伴う一種の反作用であると同時に、他方では、既述のトラックスラーの「ネットワーク型ガバナンス」に「適応」する側面を併せもっていることをここでは指摘するにとどめておきたい。

(小括)

以上、本章では、コーポラティズムの変容を考えるにあたって、従来の構造対過程や構造対機能という図式から、アクターの存在論的差異に着目し、相互行為の拠点や場所としての「政治アリーナ」を峻別する必要性を主張した。そして政治アリーナを国家—社会関係に依拠して区分し、さらに、両アリーナの関連性を探求してきた。そのなかで、政策協調を基軸とした「競争的コーポラティズム」ないし「リーン・コーポラティズム」への変容は、主たる政治アリーナが社会領域から国家領域へと「転位」したことを含意する点を指摘した。

最後に、この新たなコーポラティズムのもつ不安定性を概観してきたが、ここでは以下の三点を指摘しておきたい。第一に、ネオ・コーポラティズムの(A)社会領域における利益集団の組織化・集中化・集権化の次元と、(B)政府レベルでの政策過程の制度化の両次元の関係をまったく切り離して理解することは困難であり、両次元の「接合」の型とその均衡点を見いだすことが重要である点があらかじめ確認できる。とりわけリーン・コーポラティズム論のいう交渉レベルのセクター化(メゾ・コーポラティズム化)にもなつて、組織力等の権力資源が縮減するなかでの組織間コーディネーションの問題だけでなく、市民社会における結社の問題が浮き彫りになったといえる。それに対して、法的枠組みに準拠した「適用範囲」の拡張を図っても、それは労働者の包摂化を促進するとはいえず、やはりは限界があり、政治的脆弱性を抱えているといえる。

第二に、そうしたコーポラティズムの脆弱性の観点からみると、新旧コーポラティズムは連続性と同一性を保って

いるといえるが、しかし、新たな面もみられる。それは、政策協調への労使エリートへの参加の制度化が、争点を政治化し、それに応じて労働運動も「利益からアイデンティティ」へと転換して社会運動化し、さらに利益媒介の分権化も相俟って、ネットワーク型の組織形態をもった運動がより促進されたことである。

第三に、それに加えて、重要なのは、労働の組織化や包摂性の低下、そして労使間および労働内部の組織間関係の分権化に即応した新たなネットワーク型結社が構築されつつあること、とくに市民社会の結社の世界としての「ソーシャル・キャピタル」の形成があらためて浮上していること、そして、そうした市民社会のネットワーク型結社に適應した新たな政策参加のモデルがローカル・レベルで実験的に試みられたり、あるいは多次元的なガバナンスのモデルが模索されたりしている点である。

〈注〉

- (1) Lucio Baccaro, "What is Alive and What is Dead in the Theory of Corporatism," *British Journal of Industrial Relations*, Vol. 41, 2003, pp. 683-706.
- (2) この点にかんしては多くの議論があるが、たとえば以下を参照。Lucio Baccaro, "The Construction of 'Democratic' Corporatism in Italy," *Politics and Society*, Vol. 30, 2002, pp. 327-357, esp., pp. 327-335, を参照。また以下の拙稿も参照。桐谷仁「先進諸国におけるコーポラティズムの変容―「情況」第4巻2号―一九九三年―一二二―一二三頁。
- (3) Alexander Hicks and Lane Kenworthy, "Cooperation and Political Economic Performance in Affluent Democratic Capitalism," *American Journal of Sociology*, Vol. 103, 1998, pp. 1631-1672.

- (4) Franz Traxler and Bernard Kittel, "The Bargaining System and Performance: A Comparison of 18 OECD Countries," *Comparative Political Studies*, Vol. 33, 2000, pp.1154-1190.
- (5) Lucio Baccaro, "What is Alive and What is Dead in the Theory of Corporatism," pp. 683-706; Franz Traxler, "The Metamorphoses of Corporatism: From Classical to Lean Patterns," *European Journal of Political Research*, Vol. 43, 2004, pp. 571-598; Anke Hassel, *Wage Settings, Social Pacts and the Euro: A New Role for the State* (Amsterdam: Amsterdam University Press, 2006), ch. 3; Lucio Baccaro, "Policy Concertation in Europe: Understanding Government Choice," *Comparative Political Studies*, Vol. 41, no. 10, 2008, pp. 1323-1348.
- (6) Lucio Baccaro, "The Construction of 'Democratic' Corporatism in Italy," pp. 327-335.
- (7) Jonas Pontusson, "Whither Northern Europe?" in Leonard Silk and Mark Silk with Robert Heilbroner, Jonas Pontusson, and Bernard Wasow, *Making Capitalism Work* (New York: New York University Press, 1996), pp. 119-146, esp. p. 214; *idem*, *Inequality and Prosperity: Social Europe vs. Liberal America* (Ithaca: Cornell University Press, 2005), pp. 15-31; cf., David Rueda and Jonas Pontusson, "Wage Inequality and Varieties of Capitalism," *World Politics*, Vol. 52, 2000, pp. 350-383. やさしい日本語版「コーポラティズム論から『資本主義の多様性論』へ」というかたちで両者の「断絶」に力点を置く議論へと転回されていく契機のひとつをなしていたように思われる。そのことについては、桐谷仁「コーポラティズム論から『資本主義の多様性論』へ——リベラル・デモクラシーの政治経済体制をめぐる一考察」『慶應義塾一五〇周年記念法学部論文集（政治学）』（慶應義塾大学出版会、二〇〇八年）一三三―一六〇頁、を参照。
- (8) Torben Iversen and Jonas Pontusson, "Comparative Political Economy: A Northern European Perspective," in Torben Iversen, Jonas Pontusson, and David Soskice (eds.), *Unions, Employers, and Central Banks: Macroeconomic Coordination and Institutional Change in Social Market Economies* (Cambridge: Cambridge University Press, 2000), pp. 1-37; David Soskice, "Divergent Production Regimes:

- Coordinated and Uncoordinated Market Economies in the 1980s and 1990s," in Herbert Kirchelt, Peter Lange, Gary Marks, and John D. Stephens (eds.), *Continuity and Change in Contemporary Capitalism* (Cambridge: Cambridge University Press, 1999), pp. 101-134.
- (9) 以下を参照。桐谷仁「先進諸国における制度の補完性と調整行為——ネオ・コーポラティズム論と資本主義の多様性論」『法政研究』(静岡大学法政学会)第九巻三号、二〇〇四年、一—一三三頁、同「ネオ・コーポラティズム論における制度と行為の問題——調整行為・集中化・集権化・適用範囲の諸概念とインサイダー対アウトサイダーの観点」『法政研究』(静岡大学法経学会)第八巻三・四号、二〇〇四年、一—七九頁。
- (10) Lucio Baccaro, "What is Alive and What is Dead in the Theory of Corporatism," p. 700.
- (11) Cf., Philippe C. Schmitter, "Corporatism is Dead! Long Live Corporatism!" *Government and Opposition*, Vol. 24, 1989, pp. 54-73.
- (12) 以下の点については Lucio Baccaro, "The Construction of 'Democratic' Corporatism in Italy," pp. 327-335.
- (13) Lucio Baccaro and Sang-Hoon Lim, "Social Pacts as Coalitions of Weak and Moderate: Ireland, Italy and South Korea in Comparative Perspective," *European Journal of Industrial Relations*, Vol. 13, no. 1, 2008, pp. 27-46.
- (14) Lucio Baccaro, "What is Alive and What is Dead in the Theory of Corporatism," p. 700.
- (15) この熟慮型民主主義をマンシホーナイヤンゴムラシニーロネラティズムとの関連にうつせば、前掲の以下の論考を参照。Lucio Baccaro, "Civil Society Meets the State: Towards Associational Democracy?" *Socio-Economic Review*, Vol. 4, 2006, pp. 185-208. また以下も参照。桐谷仁『国家・コーポラティズム・社会運動——制度と集合行動の比較政治学』東信堂、二〇〇二年、第二・三章。
- (16) Franz Traxler, "The Metamorphoses of Corporatism," pp. 571-598.
- (17) *Ibid.*
- (18) *Ibid.*

- (19) Scott Lash and John Urry, *The End of Organized Capitalism* (Cambridge, UK: Polity Press, 1987), pp. 161-195, 196-209, and 232-284.
- (20) Franz Traxler, "The Metamorphoses of Corporatism," pp. 571-598.
- (21) Franz Traxler, "Corporatism(s) and Pacts: Changing Functions and Structures under Rising Economic Liberalism and Declining Liberal Democracy," in Philippe Pochet, Maarten Keune and David Natali (eds.), *After the Euro and Enlargement: Social Pacts in the EU* (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire Social Européen (OSE), 2010), pp. 45-82, esp. pp. 67-68.
- (22) *Ibid.*
- (23) Theda Skocpol, *State and Social Revolutions: A Comparative Analysis of France, Russia, and China* (Cambridge: Cambridge University Press, 1979), p. 31.
- (24) これぞ、政治システム論に在る機能主義の論理と重なる。この機能主義への批判的論評として、たよるべきは参照。Peter Leslie, "General Theory in Political Science: A Critique of Easton's System Analysis," *British Journal of Political Science*, Vol.2, 1972, pp.171-172; Daniel J. Kriek, "David Easton and Analysis of Political Structure," *Journal of Theoretical Politics*, Vol.7, 1995, pp.29-39.
- (25) Franz Traxler, "The Metamorphoses of Corporatism," pp. 571-598.
- (26) *Ibid.*
- (27) *Ibid.*
- (28) Franz Traxler, "Business Associations and Labor Unions in Comparison: Theoretical Perspectives and Empirical Findings on Social Class, Collective Action and Associational Organizational Organizational Organizational Organizational," *British Journal of Sociology*, Vol. 44, 1993, pp. 673-691. 註4、この組織対比による対照的考察。Erik Olin Wright, "Working-Class Power, Capitalist-Class Interests, and Class Compromise," *American Journal of Sociology*, Vol. 105, 2000, pp. 957-1002.

- (29) コーポラティズム論における集中化と集権化をめぐる論議についてはこちらを参照。Miriam Golden, "The Dynamics of Trade Unionism and National Economic Performance," *American Political Science Review*, Vol. 87, 1993, pp. 439-454. 以下の点をめぐる論争を踏まえて組織間関係の布置を「相対的集中化」と「絶対集中化」に区別した以下の拙稿も参照。桐谷仁「国家・コーポラティズム・社会運動」第二章。
- (30) Franz Traxler and Bernard Kiesel, "The Bargaining System and Performance," pp. 1154-1190.
- (31) Franz Traxler, "The Metamorphoses of Corporatism," pp. 571-598.
- (32) *Ibid.*
- (33) *Ibid.*, p. 574.
- (34) *Ibid.*, p. 573.
- (35) *Ibid.*
- (36) *Ibid.*, p. 582.
- (37) *Ibid.*, p. 588.
- (38) この点についてはたとえば以下を参照。Paul Teague and John Grahl, "Institutions and Labour Market Performance in Western Europe," *Political Studies*, Vol. 46, 1998, pp. 1-18; Paul Teague, "Reshaping Employment Regimes in Europe: Policy Shifts Alongside Boundary Change," *Journal of Public Policy*, Vol. 19, 1999, pp. 33-62.
- (39) Franz Traxler, "The Metamorphoses of Corporatism," p. 582.
- (40) イタリヤについては、たとえば以下を参照。Ida Regalia and Marino Regini, "Collective Bargaining and Social Pacts in Italy," in Harry C. Katz, Wonduck Lee, and Joohee Lee (eds.), *The New Structure of Labor Relations: Tripartism and Decentralization* (Ithaca: Cornell

- University Press, 2004), pp. 59-83; Lucio Baccaro, "The Construction of 'Democratic' Corporatism in Italy," pp. 327-357.
- (41) Franz Traxler, "The Metamorphoses of Corporatism," p. 574.
- (42) *Ibid.*, pp. 571-598.
- (43) Franz Traxler, "From Demand-side to Supply-side Corporatism? Austria's Labour Relations and Public Policy," in Colin Crouch and Franz Traxler (eds.), *Organized Industrial Relations in Europe: What Future?* (Aldershot UK: Ashgate Publishing, 1995), pp. 271-286, esp., pp. 278-282.
- (44) *Ibid.*
- (45) *Ibid.* またマロランダにおける経営協議会 (works council) の有効性については、たとえ以下を参照。Annete van den Berg, Yolanda Griff, and Arjen van Wittenloostuijn, "Managerial Perceptions of Works Councils in the Netherlands," *Industrial Relations*, Vol. 50, no. 3, 2011, pp. 497-513.
- (46) Franz Traxler, "From Demand-side to Supply-side Corporatism?" pp. 278-282.
- (47) *Idem.*, "The Metamorphoses of Corporatism," pp. 571-598.
- (48) *Ibid.*, p. 573.
- (49) *Ibid.*, p. 588.
- (50) *Ibid.*, pp. 571-598.
- (51) *Ibid.*
- (52) *Idem.*, "The Contingency Thesis of Collective Bargaining Institutions," *CESifo DICE Report: Journal for Institutional Comparisons*, Vol. 1, No. 2, 2003, pp. 34-39.

- (33) Jelle Visser, "Two Cheers for Corporatism, One for the Market: Industrial Relations, Wage Moderation and Job Growth in the Netherlands," *British Journal of Industrial Relations*, Vol. 36, no. 2, 1998, pp. 269-292.
- (34) Franz Traxler and Bernard Kittel, "The Bargaining System and Performance," p. 1158.
- (35) Franz Traxler, "Collective Bargaining and Industrial Change: A Case of Disorganization? A Comparative Analysis of Eighteen OECD Countries," *European Sociological Review*, Vol. 12, 1996, pp. 271-287; *idem*, "Collective Bargaining: Levels and Coverage," pp. 167-191.
- (36) 佐々木繁雄° Franz Traxler, "Collective Bargaining and Industrial Change," pp. 271-287.
- (37) 村上公雄° Franz Traxler, "The Contingency Thesis of Collective Bargaining Institutions," pp. 34-39.
- (38) *Idem*, "The State in Industrial Relations: A Cross-National Analysis of Developments and Socioeconomic Effects," *European Journal of Political Research*, Vol. 36, 1999, p. 77; Franz Traxler, Sabine Blaschke, and Bernhard Kittel, *National Labour Relations in Internationalized Markets: A Comparative Study of Institutions, Change, and Performance* (Oxford: Oxford University Press, 2001), p. 196.
- (39) Franz Traxler, "Collective Bargaining and Industrial Change," pp. 271-287; *idem*, "Collective Bargaining: Levels and Coverage," pp. 167-191.
- (40) Ochel Wolfgang Ochel, "Collective Bargaining Coverage in the OECD from the 1960s to the 1990s," *CESSifo Forum*, 2 (4), 2001, p. 63; Ronald G. Ehrenberg and Robert S. Smith, *Modern Labor Economics: Theory and Public Policy*, 8ed. (Boston: Addison Wesley, 2003), p. 425; Lawrence M.Kahn, "Wage Inequality, Collective Bargaining, and Relative Employment from 1985 to 1994: Evidence from Fifteen OECD Countries," *The Review of Economics and Statistics*, Vol. 82, 2000, pp. 564-579, 佐々木繁雄°
- (41) Franz Traxler, "Collective Bargaining and Industrial Change," pp. 275-279.
- (42) Franz Traxler, Sabine Blaschke, and Bernhard Kittel, *National Labour Relations in Internationalized Markets*, pp. 195-210.

- (63) *Ibid.*, p. 195.
- (64) *Ibid.*, pp. 195-210; Franz Traxler, "Collective Bargaining and Industrial Change," pp. 275-279; Steen Scheuer, "Collective Bargaining Coverage under Trade Unionism: A Sociological Investigation," *British Journal of Industrial Relations*, Vol. 35, 1997, pp. 65-86.
- (65) Franz Traxler and Bernd Brandl, "Collective Bargaining, Inter-Sectoral Heterogeneity and Competitiveness: A Cross-National Comparison of Macroeconomic Performance," *British Journal of Industrial Relations*, Vol. 50, no. 1, 2012, pp. 73-98.
- (66) Franz Traxler, "The State in Industrial Relations," p. 77. なお、スウェーデンの法的曲約については以下を参照。Franz Traxler, "The State in Industrial Relations: A Cross National Analysis of Developments and Socioeconomic Effects," *European Journal of Political Research*, Vol. 36, 1999, pp. 55-85, esp. p. 59.
- (67) この点については、たとえば以下を参照。Joel Rogers and Wolfgang Streek, "The Study of Work Councils: Concepts and Problems," in Joel Rogers and Wolfgang Streek (eds.), *Work Councils: Consultation, Representation, and Cooperation in Industrial Relations* (Chicago: The University of Chicago Press, 1995), pp. 22-23. また、この点については以下を参照。桐谷仁「先進諸国における制度の補完性と調整行為」一—二三頁。
- (68) 制度論における存在論的観点については以下を参照。Christoph Knill and Andrea Lenschow, "Seek and Ye Shall Find! Linking Different Perspectives on Institutional Change," *Comparative Political Studies*, Vol. 34, 2001, pp. 187-215. また、制度の「存在論的差異」に着目した拙稿（桐谷仁）「国家中心のアプローチをめぐる——アクターから制度へ」『法経論集』（静岡大学法経短期大学部）第七五・七六号、一九九六年、三七—七八頁。）や、そうした議論を踏まえて存在論的な制度論について議論を展開した以下の拙稿も併せて参照。桐谷仁「先進諸国における制度の補完性と調整行為」一—二三頁。
- (69) Fritz W. Scharpf, *Games Real Actors Play: Actor-centered Institutionalism in Policy Research* (Boulder: Westview, 1987); André Lecours,

- “New Institutionalism: Issues and Questions,” in *idem.* (ed.), *New Institutionalism: Theory and Analysis* (Toronto: University of Toronto Press, 2005), pp. 3-25, esp., pp. 9-10; Paul Pierson, “The Limits of Design: Explaining Institutional Origins and Change,” *Governance: An International Journal of Policy and Administration*, Vol. 13, 2000, pp. 475-499.
- (70) Cf., Colin Hay and Daniel Wincott, “Structure, Agency and Historical Institutionalism,” *Political Studies*, Vol. 46, 1998, pp. 951-957.
- (71) Peter Hall, “Patterns of Economic Policy: An Organizational Approach,” in Stephan Bornstein, David Held, and Joel Krieger (eds.), *The State in Capitalist Europe: Casebook Series on European Politics and Society*, No. 3 (Winchester: George Allen & Unwin; Center for European Studies, Harvard University, 1984), pp. 21-43. 本点については以下も参照。桐谷仁「新制度論をめぐって」考察——行動論ならびに機能主義との関連を中心として」法政研究（静岡大学法経学会）第三巻、一九九九年、一—三四頁。
- (72) Bob Jessop, “The Regulation Approach, Governance and Post-Fordism: Alternative Perspectives on Economic and Political Change?” *Economy and Society*, Vol. 24, 1995, pp. 307-333.
- (73) Guy Peters, “Managing Horizontal Government: The Politics of Co-ordination,” *Public Administration*, Vol. 76, 1998, pp. 295-311.
- (74) このちやうどガブリエル論における調整行為や制御可能性という点については以下を参照。Andrew Dunshire, “Mode of Governance,” in Jan Kooiman (ed.), *Modern Governance: New Government-Society Interaction* (London: SAGE Publications, 1993), pp. 21-34.
- (75) R. A. W. Rhodes, Understanding Governance: Policy Networks, Governance, Reflexivity and Accountability (Maidenhead, UK: Open university Press, 1997), pp. 9-13; Anne Mette Kjaer, *Governance* (Cambridge, UK: Polity Press, 2004), pp. 19-58.
- (76) こうしたガブリエル論については以下を参照。R. A. W. Rhodes, “Governance and Public Administration,” in Jon Pierre (ed.), *Debating Governance* (Oxford: Oxford University Press, 2000), pp. 54-90; *idem.*, *Understanding Governance*, pp. 9-13.
- (77) Cf. Jan Kooiman, “Societal Governance: Levels, Modes, and Orders of Socio-Political Interaction,” in Jon Pierre (ed.), *Debating Governance*

- (Oxford: Oxford University Press, 2000), pp. 138-164.
- (82) Martin Rhodes, "The Political Economy of Social Pacts", pp. 180-186. 本論文を参照。Martin Rhodes, "National 'Pacts' and EU Governance in Social Policy and the Labor Market," in Jonathan Zeitlin and David M. Trubek (eds.), *Governing Work and Welfare in a New Economy: European and American Experiments* (Oxford: Oxford University Press, 2003), pp. 129-157.
- (83) Klaus Armingeon, "The Effect of Negotiation Democracy: Comparative Analysis," *European Journal of Political Research*, Vol. 41, 2002, pp. 81-105; esp., p. 84. この論文では、交渉型コマンニティーシップ「多様な利益団体のコマンニティー」コーポラティズムの「相互権限化」による「交渉型」の三つの類型化を行っている。
- (84) 本論文を参照。Wolfgang Streeck, "Editorial Introduction to Special Issue on Organizational Democracy in Trade," *Economic and Industrial Democracy*, Vol. 9, 1988, pp. 307-318.
- (85) 交渉階級連合の「交渉」のあり方を再概念化を提唱したP・スウェンソンの論文の1冊の著書や論文を参照。Peter Swenson, *Fair Shares: Unions, Pay, and Politics in Sweden and Germany* (Ithaca: Cornell University Press, 1989); *idem*, "Labor and Limits of Welfare State: The Politics of Intra-class Conflict and Cross-Class Alliances in Sweden and Germany," *Comparative Politics*, Vol. 23, 1991, pp. 379-399; *idem*, "Bringing Capital Back In or Social Democracy Reconsidered: Employer Power, Cross-Class Alliances, and Centralization of Industrial Relations in Denmark and Sweden," *World Politics*, Vol. 43, 1991, pp. 513-545; *idem*, "Managing the Managers: The Swedish Employers' Confederation, Labor Scarcity, and the Suppression of Labor Market Segmentation," *Scandinavian Journal of History*, Vol. 16, 1991, pp. 335-356.
- (86) Marius R. Busemeyer, "Varieties of Cross-Class Coalitions in the Politics of Dualization: Insights from the Case of Vocational Training in Germany," *MPFG Discussion Paper*, 11/13, 2011, pp. 1-31.

- (83) *Ibid.*, p. 23.
- (84) *Ibid.*
- (85) Oscar Molina and Martin Rhodes, "Corporatism: The Past, Present, and Future at a Concept," *Annual Review of Political Science*, Vol. 5, 2002, pp. 305-331.
- (86) このことは、また、今や古典的な議論になった感があるが、「権力ブロック」(プーランザス)における「ンゲモニー階級」の構成変化や「歴史的ブロック」(グラムシ)におけるやンゲモニーの所在の変化をも示唆していると同時に、そうした古典的概念を再考する契機をも示していると思われる。「ンゲモニー階級」等の概念についてはよりあきま以下を参照。Nicos Poulantzas, *Political Power and Social Classes* (London: Verso, [1968] 1982)〔ニコス・プーランツァス(田口富久治ほか訳)『資本主義国家の構造——政治権力と社会階級(Ⅰ・Ⅱ)』未来社、一九七九・八〇年〕；アントニオ・グラムシ(石堂清倫編訳)『獄中ノート』三一書房、一九七七年。
- (87) Marius R. Busemeyer, "Varieties of Cross-Class Coalitions in the Politics of Dualization," pp. 1-31
- (88) Donatella della Porta, "From Corporatist Unions to Protest Unions? On the (Difficult) Relations between Organized Labour and New Social Movements," in Colin Crouch and Wolfgang Streeck (eds.), *The Diversity of Democracy: Corporatism, Social Order and Political Conflict* (Cheltenham, UK: Edgar Elgar, 2006), pp. 71-96.
- (89) Leo Panitch, *Working Class Politics in Crisis: Essays on Labor and the State* (London: Verso, 1986), Ch.5, 6, 7; Brian Towers, *The Representation Gap: Change and Reform in the British and American Workplace* (New York: Oxford University Press, 1997), pp. 38-39, pp.62-93. ミント・マンダ・ファイルの反乱についての分析については以下を参照。Walter Korpi, "Workplace Bargaining, the Law and Unofficial Strikes: the Case of Sweden," *British Journal of Industrial Relations*, Vol.16, 1978, pp. 355-367. 一九七〇年代のスマーナーへの事例については以下を参照。Walter Korpi, "Unofficial Strikes in Sweden," *British Journal of Industrial Relations*, Vol.36, 1981,

- pp.66-86、また、桐谷仁『「国家・コーポラティズム・社会運動」』第四・五章も併せて参照。
- (90) この点についてはたゞさね以下を参照。Miriam Golden, “Conclusion: Current Trends in Trade Union Politics,” in Miriam Golden and Jonas Pontusson (eds.), *Bargaining for Change: Union Politics in North America and Europe* (Ithaca: Cornell University Press, 1992), p.308.
- (91) Christos A. Ionnou, “Odysseus or Sisyphus? Revisited: Failed Attempts to Conclude Social-Liberal Pacts in Greece,” in Philippe Pochet, Maarten Keune and David Natali (eds.), *After the Euro and Enlargement: Social Pacts in the EU* (Brussels: European Trade Union Institute (ETUI) and Observatoire social européen (OSE), 2010), pp. 83-108.
- (92) *Ibid.*、またM・ホルンンの議論については以下を参照。Mancur Olson, “A Theory of the Incentives Facing Political Organization: Neocorporatism and the Hegemonic State,” *International Political Science Review*, Vol. 7, 1986, pp. 165-189; *idem.*, “An Appreciation of the tests and Criticisms,” *Scandinavian Political Studies*, Vol. 9, 1986, pp. 65-85; *idem.*, *The Rise and Decline of Nations: Economic Growth, Stagnation, and Social Rights* (New Haven: Yale University Press, 1982) [マンサー・ホルンン(加藤寛隆訳)『国家興亡論』PHP文庫所、一九九一年]。
- (93) この「同業組合的段階」や「ハゲモニー段階」については以下を参照。アントニオ・グラムシ「獄中ノート」。
- (94) この「ソーシヤル・キャピタル」が労組の組織化と正の相関関係にある点を、ヨーロッパ二〇ヶ国の比較研究から析出した近年の研究として、以下のB・エビングハウスの論考を参照。Bernard Ebbinghaus, Claudia Göbel and Sebastian Koos, “Social Capital, ‘Ghent’ and Workplace Contexts Matter: Comparing Union Memberships in Europe,” *European Journal of Industrial Relations*, Vol. 17, 2011, pp. 107-124.
- (95) Anke Hassel, “Policies and Politics in Social Pact in Europe,” *European Journal of Industrial Relations*, Vol. 15, no. 1, 2009, pp. 7-26.

ただし、この論考でA・ハッセルは、東欧諸国の社会協定型コーポラティズムをヨーロッパにおける中心—周辺とという構図のなかで必ずしも論じているわけではなく、利害関心における政策対権力という観点から議論している。

- (96) Christos A. Ioannou, "Odysseus or Sisyphus' Revisited," pp. 83-108.
- (97) Lucio Baccaro and Sang-Hoon Lim, "Social Pacts as Coalitions of Weak and Moderate," pp. 27-46; Lucio Baccaro and Marco Simoni, "Policy Concentration in Europe," pp. 1339-1341.
- (98) Christos A. Ioannou, "Odysseus or Sisyphus' Revisited," pp. 83-108. 「リビエール」[リヒトホルツ]と「グロウゼ」[グロウゼ]の両国は、リヒトホルツがコーポラティズムの問題性について論じた際の参考国。
- (99) 「この合併問題について」たてまつる文庫。Gary N. Chaison, *Union Mergers in Hard Times: the View from Five Countries* (Ithaca: ILR Press of Cornell University, 1996), pp. 2-16, 18-50, and 79-110; George Strauss, "Issues in Union Structure," *Research in the Sociology of Organizations*, Vol. 12, 1993, pp. 36-42; Charles Heckscher, "Organizations, Movements, and Networks," *New York Law School Law Review*, Vol. 50, 2006, pp. 313-336.
- (100) Paul Willman and Alan Cave, "The Union of the Future: Super-Unions or Joint Venture," *British Journal of Industrial Relations*, Vol. 32, 1994, pp. 395-412; Gary N. Chaison, *Union Mergers in Hard Times*, pp.153-166; Mark James Gobeyn, *Corporatist Decline in Advanced Capitalism* (Westport: Green Wood Press, 1993), pp. 105-106.
- (101) 「この地帯に起こる労働者の権利と労働者の権利」Victor Perez-Diaz, "Unions' Uncertainties and Workers' Ambivalence: The Various Crises of Trade Union Representation and Their Moral Dimensions," *International Journal of Political Economy*, Vol.17, 1987, pp.108-138; Charles Sable, "The Internal Politics of Trade Unions," in Susane Berger (ed.), *Organized Interests in Western Europe: Pluralism, Corporatism, and the Transformation of Politics* (New York: Cambridge University Press, 1985), pp. 209-244.

- (102) Anke Hassel, "The Curse of Institutional Security: The Erosion of German Trade Unionism," *Industrielle Beziehungen*, Vol. 14, 2007, pp. 176-191.
- (103) Bernard Ebbinghaus, "Ever Larger Unions: Organizational Restructuring and its Impacts of Union Confederations," *Industrial Relations Journal*, Vol. 34, no. 5, 2003, pp. 446-460.
- (104) Donatella della Porta, "From Corporatist Unions to Protest Unions? On the (Difficult) Relations between Organized Labour and New Social Movements," in Colin Crouch and Wolfgang Streeck (eds.), *The Diversity of Democracy: Corporatism, Social Order and Political Conflict* (Cheltenham, UK: Edgar Elgar, 2006), pp. 71-96.
- (105) *Ibid.*
- (106) Joel Rogers, "A Strategy for Labor," *Industrial Relations*, Vol. 34, 1995, pp. 367-381. また「アメリカにおける階級交叉連合」とやらにそれを人種問題と関連させた「階級的人種交叉連合」について言及した論考として以下を参照。篠田徹「現代アメリカ労働運動の歴史的課題——未完の階級的人種交叉連合」新川敏光・篠田徹編著『労働と福祉国家の可能性——労働運動再生の国際比較』ミネルヴァ書房、二〇〇九年、八一—九六頁。
- (107) そうした労組の組織間関係と政治ストとの関係についての最近の経験的な比較研究として、たとえば以下を参照。Johannes Lindvall, "Union Density and Political Strikes," *World Politics*, Vol. 65, no. 3, 2013, pp. 536-569. そのなかで労組の組織化と政治ストの頻度とのあいだにはノンブ型（逆U字型）の関係があることが指摘されている。
- (108) この点については以下を参照。Jane Parker, "Reaching out for Strength within? 'Social Movement Unionism' in a Small Country Setting," *Industrial Relations Journal*, Vol. 42, no. 4, 2011, pp. 392-403; Charles Heckscher, "Organizations, Movements, and Networks," *New York Law School Law Review*, Vol. 50, 2006, pp. 313-336. 社会運動コミュニティについての労働運動における政治的位置付けに

については以下を参照。新川敏光「二十一世紀型労働運動を展望する」新川敏光・篠田徹編著『労働と福祉国家の可能性——労働運動再生の国際比較』シネルヴァ書房、二〇〇九年、八一—一頁。

- (10) Francesca Polletta, *Freedom is an Endless Meeting: Democracy in American Social Movements* (Chicago: The University of Chicago Press, 2002), pp. 12-21, 34-54, 168-175, 212-230.
- (11) Josua Cohen and Charles F. Sabel, "Directly-Deliberative Polyarchy," *European Law Journal*, Vol. 3, 1997, pp. 313-342.
- (11) Charles F. Sabel and Jonathan Zeitlin, "Learning from Difference: The New Architecture of Experimentalist Governance in the EU," *European Law Journal*, Vol. 14, 2008, pp. 271-327.
- (12) Archon Fung, *Empowered Participation: Reinventing Urban Democracy* (Princeton: Princeton University Press, 2004), pp. 2-30, and 221-242.

終章——今後の課題

(一) 本稿のまとめ

本稿では、まず西欧諸国において政治体制の趨勢が、英米を中心とするネオ・リベラル型多元主義と、大陸ヨーロッパでは社会協定型ネオ・コーポラティズムに分極化しているが、いずれも、大きな焦点の一つになっているのは、主として政府介入のあり方をめぐる国家の自律性の問題や国家—社会関係の再編であることを指摘した。それは、前者

の多元主義論では「規制国家」の問題として、後者のコーポラティズム論では「政策協調」や「社会協定」における政府の主導性の問題として浮上した。そして本稿では、後者のネオ・コーポラティズム論議を対象を絞って、その議論の展開のなかで国家をどのように位置づけてきたのかを中心に論点を整理した。この点は、前半部分の第一章と第二章で、(A) 社会中心的道具主義的な視点——シミュッター流の利益集団関係の利益代表に力点を置く社会コーポラティズム論の系譜と、(B) 国家中心的な観点——レームブルッフ流の国家領域における政労使の三者協議の制度化を重視する政策協調論の系譜とに分けて議論を進めた。とくに第二章では、政策協調に関連して、政府内部が政策領域によって分岐していること、また労組の組織間関係において公共部門と民間部門（保護部門と競争部門）という国家領域と社会領域ではセクター・レベルでその制度化の位相が異なるメゾ・コーポラティズム化あるいはセクター・コーポラティズム化が観察されること、さらに、そのなかで労組における公共—民間のセクター間の葛藤の対立を取り上げ、ここでも労働における国家—社会関係が顕在化している点を確認した。しかも、公私いずれもセクター・レベルでの組織間関係の集中度が八〇年代以降上昇している点に着目し、国家—社会関係を基軸とするメゾ・コーポラティズム化の問題を示唆した。

後半部の第三章では、近年のコーポラティズムの衰退と再生をめぐる論議を念頭に起きつつ、前述の(B)の政策協調をめぐる種々の議論を、政策参加、①政策参加②政策領域、③合意の制度化の程度、④政策形成過程における定式化（入力局面）と執行（出力局面）の区別、⑤政府の役割という観点から再検討した。そして、こうした「政策協調としてのコーポラティズム」について、いくつかの指標化を試みて、それらの経験的尺度から判断すると、政策協調としてのコーポラティズムは衰退しているとは決していえないこと、むしろ社会協定にみられるように活性化され

ていること、そして各国におけるその軌道には多様性がみられることを指摘した。

第四章では、こうしたコーポラティズムの変容をめぐる議論について、従来の構造対過程の区別そして構造対機能の区別と連関からする説明を批判的に検討したうえで、国家対社会という「政治アリーナ」の区別という存在論的差異の重要性を提起した。そして国家―社会関係の観点からする代替的な説明を提示し、コーポラティズムの変容とは、そうした政治アリーナの社会領域から国家領域への移行であることを主張した。それに加えて、そうした新たな形態のコーポラティズムのもつ政治的脆弱性についても言及し、それが旧来の古典的コーポラティズムと同一性をもちつつも、不安定性をより強めていること、それと同時に、市民社会の結社性が重要であること、さらにそうした新たなコーポラティズムの制度化に抗する「反システム運動」も台頭しているが、それとともに新たな政策参加型のモデルも模索されることなどを指摘した。

以上のように、本稿では、コーポラティズム論には社会中心の観点と国家中心の観点の両面があり、それが国家論にも反映されてきたこと、したがってコーポラティズムは単に衰退の一途を辿ったわけでもなければ、また単純なかたちで復権したわけでもなく、連続性をもちつつも、政策協調を中心とするものに変容を遂げてきたと考えるのが妥当であること、そして、その変容については、協調と紛争を含む「交渉」の主たる「政治アリーナ」が、社会領域から国家領域へと「転位」してきたと理解するのがより適切であること、それに加えて、この新たなコーポラティズムは、国家と社会との懸隔がより拡大し、政治的脆弱性をより抱えていること、その意味でも、政府介入の社会包摂性と市民社会の結社性といった国家―社会関係とそこにおける「国家の自律性」が問われている点を強調してきた。

(二) 今後の課題

最後に、本稿では十分に論じきれなかった課題について簡単に述べておくことにする。第三章では、相対的に自律した政府による戦略的介入としてコーポラティズムを把握する見解を俎上にのせた。ここでは、第三者調停の観点も摂取して国家の側からの労使間関係への関与を取り込んで、国家の自律性の問題の一端を明らかにした。しかし、政府介入をそうしたアクター中心の視点からだけではなく、適用範囲や法的ガバナビリティなどの要素も含めた、より制度的な観点を取り入れた政府介入の問題を主題的に扱うことはしなかった。したがって今後の課題の第一として、よりトータルなかたちで政府介入の役割や機能を検討することが要請される。このことは、社会における利益媒介の構造と、政策協調におけるアクター間のコーディネーションとのあいだのギャップを理解するうえでも重要である。

第二に、そうした政府介入の政策領域としてあらためて所得政策を再検討することが必要となる。所得政策は、七〇年代のネオ・コーポラティズム論の登場の際における政策協調の原点でもあり、また既述の近年の政策協調における重大の政策領域であった。所得政策こそ「社会協定の鍵をなす争点」とされる所以でもある。七〇年代の古典的コーポラティズムの所得政策の主眼が、自発的な賃金抑制を通じてのインフレや失業の抑制とその補償にあつたのに対して、九〇年代の社会協定型の所得政策においては「一見類似した自発的な賃金抑制が、緊縮財政とマネタリスト的金融政策という異なる政策課題への「転用」だけでなく、それにリンクさせるかたちで雇用問題や福祉・年金問題へと「拡張」されていったとも考えられるからである。このことは、①新旧コーポラティズムの連続性と断絶性のみならず、②第二章で述べた「政策リンケージ」の要のひとつとして所得政策が位置づけられうること、そして③一見古い制度が新たな政策転換への梃子となる「制度転用」の問題や、④第四章のトラックスラーの議論の際に言及した「構

造的多様性と機能的等価性」という構造と機能との関連、などを考察するうえで、あらためて所得政策を取り上げる必然性を示唆していると思われる。

第三に、コーポラティズムの周期性にかんしてである。本稿の序においてコーポラティズムの復権・再生に関連して紹介し、また第四章のリーン・コーポラティズムや競争的コーポラティズムを議論した際にも若干言及したけれども、詳しく論じることのできなかつた課題として、政策協調や社会協定の論点に関連したコーポラティズムの「周期説」の検討がある^③。第二次大戦後のコーポラティズム体制の制度化についていえば、たとえばW・シュトリックが指摘するように、一九六〇年代の高成長期は、ネオ・コーポラティズムへの参入期にあたり、七〇年代には「成長産業」となったが、八〇年代以降には「ネオ・リベラル的転回」が生じて、コーポラティズムはいわば「乗り越えられる」かたちになった^④。しかし、九〇年代になると、政策協調が復活しただけでなく、社会協定の増大に代表されるように、コーポラティズムは新たなピークを示しているとされ、そこからコーポラティズムは「社会協定」に「移行」したとみられることにもなった^⑤。

このようなコーポラティズムの「衰退説対復活説」あるいは「断絶説対連続説」といった二つの著しく対立する見解を、「周期説(cyclical thesis)」を前面に押し出すことよっていわば総合しようとする第三の試みが、シュミッターらにより提示された。周知のように、シュミッターは、七四年に「二〇世紀はいまだコーポラティズムの世紀なのか」という問題提起をした、ネオ・コーポラティズム論登場の牽引者であり、そして八九年には「コーポラティズムの死」を宣告した当事者でもあった^⑥。さらに九〇年代末になると、今度は、かれはコーポラティズムのいわば「死と再生」を、一定の周期をもって繰り返す「シジフォス」の営為になぞらえて「コーポラティズムのシジフォス(Corporatist

「Sisyphus）」という周期説を新たに提起したのである⁽⁷⁾。

シミュッターらによれば、政策協調としてのコーポラティズムは、ヨーロッパにおいて消滅したのではなく、広く第二次大戦後、七〇年代、九〇年代と大きな国際環境の変化や社会構造の変動に応じて厳しい転変に晒され、一定の周期をもって現出する。そして、そうした政労使の三者間の政策協調の制度化に向けての努力が、結果的には、登頂と転落とが反復される「シジフォスの営為」であるとしたのである。このように彼らは、コーポラティズムの制度化を「アクターの指向性」の観点から説明しようとした。その際、かれらは、A・ハーシュマンがかつて「失望」を軸に「離脱対発言」メカニズムを捉えた議論を援用しながら、私的消費志向と公的生活志向との「振り子運動」として、その「シジフォス」性を把握した⁽⁸⁾。しかし、私自身としては、この問題は、前述の政府介入や利益媒介の分権化などより広い制度的コンテクストで捉えるべきものと考えている。いずれにせよ、この周期性の議論を再考することも残された大きな課題であることを最後に申し述べておきたい。

〈注〉

- (一) Anke Hassel, "Government and Wage: A Theoretical Framework," in *idem*, *Wage Settings, Social Pacts and the Euro: A New Role for the State* (Amsterdam: Amsterdam University Press, 2006), pp. 37-60.
- (二) Anke Hassel, "The Politics of Social Pacts," *British Journal of Industrial Relations*, Vol. 41, 2003, pp. 707-726.
- (三) たとえば以下を参照。Lucio Baecaro, "Policy Concertation in Europe: Understanding Government Choice," *Comparative Political Studies*, Vol. 41, no. 10, 2008, pp. 1323-1348; Franz Traxler, "The Metamorphoses of Corporatism: From Classical to Lean Patterns," *European*

- Journal of Political Research*, Vol. 43, 2004, pp. 571-598.
- (4) Wolfgang Streeck, "The Study of Organized Interests: Before 'The Century' and After," in Colin Crouch and Wolfgang Streeck (eds.), *The Diversity of Democracy: Corporatism, Social Order and Political Conflict* (Cheltenham, UK: Edgar Elgar, 2006), pp. 3-45.
- (5) Colin Crouch, "Neo-Corporatism and Democracy," in Colin Crouch and Wolfgang Streeck (eds.), *The Diversity of Democracy: Corporatism, Social Order and Political Conflict* (Cheltenham, UK: Edgar Elgar, 2006), pp. 46-70. また、コーポラティズムの制度化の形態をめぐる討論史の展開について、歴史的背景を踏まえて長期的な観点を議論したのが、このように、たよるべき点や参照。Gerda Falkner, "Collective Participation in the European Union: The 'Euro-Corporatism' Debate," in Colin Crouch and Wolfgang Streeck (eds.), *The Diversity of Democracy: Corporatism, Social Order and Political Conflict* (Cheltenham, UK: Edgar Elgar, 2006), pp. 223-247.
- (6) Philippe C. Schmitter, "Corporatism is Dead! Long Live Corporatism!" *Government and Opposition*, Vol.24, 1989, pp. 54-73, esp., pp. 70-71; Wolfgang and Philippe C. Schmitter, "From National Corporatism to Transnational Pluralism: Organized Interests in the Single European Market," *Politics and Society*, Vol. 19, 1991, pp. 133-164. この点をめぐる議論については、以下の拙稿を併せて参照。桐谷仁「先進諸国におけるコーポラティズムの変容」『情況』第4巻2号、一九九三年、一一二—一二三頁。
- (7) Philippe C. Schmitter and Jürgen R. Grote, "The Corporatist Sisyphus: Past, Present and Future," *EUI(European University Institute) Working Paper SPS*, No. 97/4, 1997; Jürgen Grote and Philippe Schmitter, "The Renaissance of National Corporatism: Unintended Side-Effect of European Economic and Monetary Union, or Calculated Response to the Absence of European Policy?" in Frans van Waarden and Gerhard Lehmbruch (eds.), *Renegotiating the Welfare State: Flexible Adjustment through Corporatist Concertation* (London: Routledge, 2003), pp. 279-302; Jürgen R. Grote and Philippe C. Schmitter, "The Renaissance of National Corporatism: Unintended Side-effect of European Economic and Monetary Union or Calculated Response to the Absence of European Social Policy?" *Transfer: European Review*

of Labour and Research, Vol. 5, 1999, pp. 34-63. また、こうしたシミュッターの「コーポラティズムの復権」の議論や団体交渉制度の変化については以下も参照。井戸正伸「コーポラティズムの復権」宮本太郎編『比較福祉政治——制度転換のアクターと戦略』早稲田大学出版部、二〇〇六年、一七五—二〇五頁。

- (8) Philippe C. Schmitter and Jürgen R. Grote, "The Corporatist Sisyphus." なお、ここで援用されたハーシュマンの議論については以下を参照。アルバート・O. ハーシュマン(佐々木毅・杉田敦訳)『失望と参画の現象学——私的利益と公的行爲』法政大学出版局、一九八八年。また、併せて以下も参照。A. O. ハーシュマン(矢野修一訳)『離脱・発言・忠誠——企業・組織・国家における衰退への反応』ミネルヴァ書房、二〇〇五年。

〔付記〕本稿は、独立法人日本学術振興会・科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金(基盤研究(C))..課題番号..24530131)による研究成果の一部である。

<付録図表1-1> 対外競争セクターの労組の集中度

国名/時期	1985-87	1988-90	1991-93	1994-96	1997-99	2000-2002	
<社会民主主義=マクロ>							
デンマーク	Den	34.97	33.46		32.72	33.70	58.65
フィンランド	Fin	23.24	21.51	19.98	21.63	24.64	25.08
ノルウェー	Nor	25.03	37.09	36.34	35.11	34.94	39.05
スウェーデン	Swe	27.84	27.58	26.92	26.96	27.67	28.19
平均		27.77	29.91	27.75	29.11	30.24	37.74
<キリスト教民主主義=メゾ>							
オーストリア	Aus	21.46	20.36	19.81	19.42	19.46	20.33
ベルギー	Bel	29.38	29.00	30.10	33.73	27.98	29.69
フランス	Fra	20.63	19.30	17.62	16.86	17.07	
ドイツ	Ger	44.95	47.59	41.74	41.81	47.31	49.04
イタリア	Ita	28.13	29.83	27.61	27.47		25.77
オランダ	Net	29.90	27.70		33.16	38.27	40.02
スイス	Swi						
平均		29.08	28.96	27.38	28.74	30.02	32.97
<リベラル=市場=ミクロ>							
カナダ	Can	20.28	21.07	20.68	21.65	22.59	21.39
アイルランド	Ire						
日本	Jap	11.17	25.95	27.11	27.67	28.00	28.79
イギリス	UK	33.89	34.90	35.14	35.12	34.36	34.02
アメリカ	US	15.76	13.64		16.43	12.96	12.58
オーストラリア	Au l	13.88	11.93		25.01	25.48	24.42
ニュージーランド	NZ	18.64	18.43	23.68	29.61	28.20	30.85
平均		18.94	20.99	26.65	25.92	25.27	25.34

<図表- 続き>

国名/時期	1985-87	1988-90	1991-93	1994-96	1997-99	2000-2002	
<組織調整型>							
オーストリア	Aus	21.46	20.36	19.81	19.42	19.46	20.33
ベルギー	Bel	29.38	29.00	30.10	33.73	27.98	29.69
デンマーク	Den	34.97	33.46		32.72	33.70	58.65
フィンランド	Fin	23.24	21.51	19.98	21.63	24.64	25.08
ドイツ	Ger	44.95	47.59	41.74	41.81	47.31	49.04
オランダ	Net	29.90	27.70		33.16	38.27	40.02
ノルウェー	Nor	25.03	37.09	36.34	35.11	34.94	39.05
スウェーデン	Swe	27.84	27.58	26.92	26.96	27.67	28.19
平均		29.60	30.54	29.15	30.57	31.75	36.26
<自由市場型>							
カナダ	Can	20.28	21.07	20.68	21.65	22.59	21.39
アイルランド	Ire						
スイス							
イギリス	UK	33.89	34.90	35.14	35.12	34.36	34.02
アメリカ	US	15.76	13.64		16.43	12.96	12.58
オーストラリア	Au l	13.88	11.93		25.01	25.48	24.42
ニュージーランド	NZ	18.64	18.43	23.68	29.61	28.20	30.85
平均		20.49	19.99	26.50	25.56	24.72	24.65
<政府主導型>							
フランス	Fra	20.63	19.30	17.62	16.86	17.07	
イタリア	Ita	28.13	29.83	27.61	27.47		25.77
日本	Jap	11.17	25.95	27.11	27.67	28.00	28.79
平均		19.98	25.03	24.11	24.00	22.54	27.28

(出典) Franz Traxler and Bernd Brandl,

"Collective Bargaining, Macroeconomic Performance, and the Sectoral Composition of Trade Unions," *Industrial Relations*, Vol. 49, 2010, Table 1 (pp. 94-95).

<付録図表 1-2> 公共部門労組の集中度

国名/時期	1985-87	1988-90	1991-93	1994-96	1997-99	2000-2002	
<社会民主主義=マクロ>							
デンマーク	Den	15.14	15.32	15.69	16.84	17.44	17.53
フィンランド	Fin	26.78	28.30	25.27	25.71	25.25	23.51
ノルウェー	Nor	37.03	43.65	46.35	49.43	50.93	53.70
スウェーデン	Swe	37.25	37.67	38.08	37.89	38.43	38.55
	平均	29.05	31.24	31.35	32.47	33.01	33.32
<キリスト教民主主義=メゾ>							
オーストリア	Aus	30.57	31.50	31.78	33.06	34.47	35.19
ベルギー	Bel	15.21	14.32	14.14	13.98	14.24	15.98
フランス	Fra		30.66	30.53	30.07	29.18	
ドイツ	Ger	25.83	25.75	28.74	29.06	28.96	16.06
イタリア	Ita	25.67	25.92	20.34	20.30	19.55	19.40
オランダ	Net	33.69	34.00	33.48	33.57	36.55	36.87
スイス	Swi						
	平均	26.19	27.03	26.50	26.67	27.16	24.70
<リベラル=市場=ミクロ>							
カナダ	Can	34.08	35.62	36.76	36.56	33.28	33.20
アイルランド	Ire						
日本	Jap	48.62	21.81	20.34	20.23	20.62	21.22
イギリス	UK	16.99	18.63	22.62	26.68	27.16	27.49
アメリカ	US	12.96	13.98	14.63	15.81	22.95	25.11
オーストラリア	Au l	7.02	14.73				22.92
ニュージーランド	NZ		25.62	31.30	39.27	42.56	38.75
	平均	23.93	21.73	25.13	27.71	29.31	28.12

<図表一 続き>

国名/時期	1985-87	1988-90	1991-93	1994-96	1997-99	2000-2002	
<組織調整型>							
オーストリア	Aus	30.57	31.50	31.78	33.06	34.47	35.19
ベルギー	Bel	15.21	14.32	14.14	13.98	14.24	15.98
デンマーク	Den	15.14	15.32	15.69	16.84	17.44	17.53
フィンランド	Fin	26.78	28.30	25.27	25.71	25.25	23.51
ドイツ	Ger	25.83	25.75	28.74	29.06	28.96	16.06
オランダ	Net	33.69	34.00	33.48	33.57	36.55	36.87
ノルウェー	Nor	37.03	43.65	46.35	49.43	50.93	53.70
スウェーデン	Swe	37.25	37.67	38.08	37.89	38.43	38.55
	平均	27.69	28.81	29.19	29.94	30.78	29.67
<自由市場型>							
カナダ	Can	34.08	35.62	36.76	36.56	33.28	33.20
アイルランド	Ire						
スイス	Swi						
イギリス	UK	16.99	18.63	22.62	26.68	27.16	27.49
アメリカ	US	12.96	13.98	14.63	15.81	22.95	25.11
オーストラリア	Au l	7.02	14.73				22.92
ニュージーランド	NZ		25.62	31.30	39.27	42.56	38.75
	平均	17.76	21.72	26.33	29.58	31.49	29.49
<政府主導型>							
フランス	Fra		30.66	30.53	30.07	29.18	
イタリア	Ita	25.67	25.92	20.34	20.30	19.55	19.40
日本	Jap	48.62	21.81	20.34	20.23	20.62	21.22
	平均	37.15	26.13	23.74	23.53	23.12	20.31

(出典) Franz Traxler and Bernd Brandl,

“Collective Bargaining, Macroeconomic Performance, and the Sectoral Composition of Trade Unions,” *Industrial Relations*, Vol. 49, 2010, Table 1 (pp. 94-95).

<付録図表1-3> 競争部門/公共部門の集中度比

国名/時期	1985-87	1988-90	1991-93	1994-96	1997-99	2000-2002
<社会民主主義=マクロ>						
デンマーク Den	2.31	2.18		1.94	1.93	3.35
フィンランド Fin	0.87	0.76	0.79	0.84	0.98	1.07
ノルウェー Nor	0.68	0.85	0.78	0.71	0.69	0.73
スウェーデン Swe	0.75	0.73	0.71	0.71	0.72	0.73
平均	1.15	1.13	0.76	1.05	1.08	1.47
<キリスト教民主主義=メゾ>						
オーストリア Aus	0.70	0.65	0.62	0.59	0.56	0.58
ベルギー Bel	1.93	2.03	2.13	2.41	1.96	1.86
フランス Fra		0.63	0.58	0.56	0.58	
ドイツ Ger	1.74	1.85	1.45	1.44	1.63	3.05
イタリア Ita	1.10	1.15	1.36	1.35		1.33
オランダ Net	0.89	0.81		0.99	1.05	1.09
スイス Swi						
平均	1.27	1.19	1.23	1.22	1.16	1.58
<リベラル=市場=ミクロ>						
カナダ Can	0.60	0.59	0.56	0.59	0.68	0.64
アイルランド Ire						
日本 Jap	0.23	1.19	1.33	1.37	1.36	1.36
イギリス UK	1.99	1.87	1.55	1.32	1.27	1.24
アメリカ US	1.22	0.98		1.04	0.56	0.50
オーストラリア Au l	1.98	0.81				1.07
ニュージーランド NZ		0.72	0.76	0.75	0.66	0.80
平均	1.20	1.03	1.05	1.01	0.91	0.93

<図表一 続き>

国名/時期	1985-87	1988-90	1991-93	1994-96	1997-99	2000-2002
<組織調整型>						
オーストリア Aus	0.70	0.65	0.62	0.59	0.56	0.58
ベルギー Bel	1.93	2.03	2.13	2.41	1.96	1.86
デンマーク Den	2.31	2.18		1.94	1.93	3.35
フィンランド Fin	0.87	0.76	0.79	0.84	0.98	1.07
ドイツ Ger	1.74	1.85	1.45	1.44	1.63	3.05
オランダ Net	0.89	0.81		0.99	1.05	1.09
ノルウェー Nor	0.68	0.85	0.78	0.71	0.69	0.73
スウェーデン Swe	0.75	0.73	0.71	0.71	0.72	0.73
平均	1.23	1.23	1.08	1.20	1.19	1.56
<自由市場型>						
カナダ Can	0.60	0.59	0.56	0.59	0.68	0.64
アイルランド Ire						
スイス Swi						
イギリス UK	1.99	1.87	1.55	1.32	1.27	1.24
アメリカ US	1.22	0.98		1.04	0.56	0.50
オーストラリア Au l	1.98	0.81				1.07
ニュージーランド NZ		0.72	0.76	0.75	0.66	0.80
平均	1.45	0.99	0.96	0.93	0.79	0.85
<政府主導型>						
フランス Fra		0.63	0.58	0.56	0.58	
イタリア Ita	1.10	1.15	1.36	1.35		1.33
日本 Jap	0.23	1.19	1.33	1.37	1.36	1.36
平均	0.66	0.99	1.09	1.09	0.97	1.34

(出典) Franz Traxler and Bernd Brandl,

“Collective Bargaining, Macroeconomic Performance, and the Sectoral Composition of Trade Unions,” *Industrial Relations*, Vol. 49, 2010, Table 1 (pp. 94-95).

<付録図表-2> 政策形成の型：全国レベル（Siaroff指標）：1965-1995年

国名/	時期	1965s	1975s	1985s	1995s
<社会民主主義=マクロ>					
デンマーク	Den	4.00	4.00	2.67	3.67
フィンランド	Fin	3.00	4.00	4.33	4.33
ノルウェー	Nor	4.33	4.33	4.33	4.33
スウェーデン	Swe	4.67	4.67	4.33	4.33
	平均	4.00	4.25	3.92	4.17
<キリスト教民主主義=メゾ>					
オーストリア	Aus	4.67	4.67	4.67	4.67
ベルギー	Bel	4.00	4.00	2.67	2.67
フランス	Fra	1.00	1.00	1.67	1.67
ドイツ	Ger	4.00	4.00	4.00	4.00
イタリア	Ita	2.00	2.00	2.67	2.67
オランダ	Net	4.33	3.67	4.00	4.00
スイス	Swi	4.67	4.67	4.67	4.67
	平均	3.52	3.43	3.48	3.48
<リベラル=市場=マイクロ>					
カナダ	Can	1.67	1.67	1.67	1.67
アイルランド	Ire	2.67	2.67	2.67	2.67
日本	Jap	3.00	3.00	3.67	3.67
イギリス	UK	2.33	2.33	2.00	2.00
アメリカ	US	1.67	1.67	1.67	1.67
オーストラリア	Au l	2.67	2.67	3.67	3.00
ニュージーランド	NZ	2.00	2.00	2.00	2.00
	平均	2.29	2.29	2.48	2.38

<図表- 続き>

国名/時期		1965s	1975s	1985s	1995s
<組織調整型>					
オーストリア	Aus	4.67	4.67	4.67	4.67
ベルギー	Bel	4.00	4.00	2.67	2.67
デンマーク	Den	4.00	4.00	2.67	3.67
フィンランド	Fin	3.00	4.00	4.33	4.33
ドイツ	Ger	4.00	4.00	4.00	4.00
オランダ	Net	4.33	3.67	4.00	4.00
ノルウェー	Nor	4.33	4.33	4.33	4.33
スウェーデン	Swe	4.67	4.67	4.33	4.33
	平均	4.13	4.17	3.88	4.00
<自由市場型>					
カナダ	Can	1.67	1.67	1.67	1.67
アイルランド	Ire	2.67	2.67	2.67	2.67
スイス	Swi	4.67	4.67	4.67	4.67
イギリス	UK	2.33	2.33	2.00	2.00
アメリカ	US	1.67	1.67	1.67	1.67
オーストラリア	Au l	2.67	2.67	3.67	3.00
ニュージーランド	NZ	2.00	2.00	2.00	2.00
	平均	2.52	2.52	2.62	2.52
<政府主導型>					
フランス	Fra	1.00	1.00	1.67	1.67
イタリア	Ita	2.00	2.00	2.67	2.67
日本	Jap	3.00	3.00	3.67	3.67
	平均	2.00	2.00	2.67	2.67

(出典) Alan Siaroff,

“Corporatism in 24 Industrial Democracies: Meaning and Measurement,” *European Journal of Political Research*, Vol. 36, 1999, pp. 175-205. Table 4a (p. 190); Table 4b (p. 191); Table 4c (p. 192); Table 4d (p. 193) より作成

＜付録図表3＞ 労組の政策参加度（Kenworthy指標：1980-97年）

年	1980s	1985s	1990s	1995s	1997
＜社会民主主義諸国＞					
デンマーク Den	9.83	5.20	4.90	7.10	8.00
フィンランド Fin	7.00	6.80	6.60	7.10	7.00
ノルウェー Nor	6.83	5.10	7.50	9.00	9.00
スウェーデン Swe	5.50	9.20	8.50	5.60	6.50
平均	7.29	6.58	6.88	7.20	7.63
＜キリスト教民主主義諸国＞					
オーストリア Aus	10.00	10.00	9.10	9.00	9.00
ベルギー Bel	5.33	4.10	5.50	5.00	5.00
フランス Fra	3.67	3.80	2.40	3.00	3.00
ドイツ Ger	5.00	3.60	3.30	4.90	5.00
イタリア Ita	5.33	7.30	6.60	8.00	8.00
オランダ Net	6.00	5.50	6.40	6.30	7.00
スイス Swi	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00
平均	6.19	6.04	5.90	6.31	6.43
＜リベラル型諸国＞					
カナダ Can	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
アイルランド Ire	7.33	5.00	6.80	7.20	7.50
日本 Jap	1.00	1.00	1.00	4.60	5.00
イギリス UK	3.00	2.00	1.30	1.00	1.00
アメリカ US	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
平均	2.67	2.00	2.22	2.96	3.10

＜図表一 続き＞

年	1980s	1985s	1990s	1995s	1997
＜組織調整型＞					
オーストリア Aus	10.00	10.00	9.10	9.00	9.00
ベルギー Bel	5.33	4.10	5.50	5.00	5.00
デンマーク Den	9.83	5.20	4.90	7.10	8.00
フィンランド Fin	7.00	6.80	6.60	7.10	7.00
ドイツ Ger	5.00	3.60	3.30	4.90	5.00
オランダ Net	6.00	5.50	6.40	6.30	7.00
ノルウェー Nor	6.83	5.10	7.50	9.00	9.00
スウェーデン Swe	5.50	9.20	8.50	5.60	6.50
平均	6.94	6.19	6.48	6.75	7.06
＜自由市場型＞					
カナダ Can	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
アイルランド Ire	7.33	5.00	6.80	7.20	7.50
スイス Swi	8.00	8.00	8.00	8.00	8.00
イギリス UK	3.00	2.00	1.30	1.00	1.00
アメリカ US	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
平均	4.07	3.40	3.62	3.64	3.70
＜政府主導型＞					
フランス Fra	3.67	3.80	2.40	3.00	3.00
イタリア Ita	5.33	7.30	6.60	8.00	8.00
日本 Jap	1.00	1.00	1.00	4.60	5.00
平均	3.33	4.03	3.33	5.20	5.33

(データ出所) <http://www.u.arizona.edu/~lkenwor/asr02.htm>

<付録図表5-1> 政労使三者協議機関：委員会：事前型（政策定式過程）

	1960s	1970s	1980s	1985s	1990s	1995s	2000s	2005s
デンマーク 委員会数	298	311	270	168	79	85	90	45
デンマーク 利益代表参加 参加比率(%)	153	156	188	117	59	51	54	39
デンマーク 参加比率(%)	51.3%	50.2%	69.6%	69.6%	74.7%	60.0%	60.0%	86.7%
ノルウェー 委員会数			116	57	54	38	39	20
ノルウェー 利益代表参加 参加比率(%)			68	36	35	23	28	12
ノルウェー 参加比率(%)			58.6%	63.2%	64.8%	60.5%	71.8%	60.0%
スウェーデン 委員会数	83	86	83		74	131	73	114
スウェーデン 利益代表参加 参加比率(%)	27	21	16		6	17	11	13
スウェーデン 参加比率(%)	32.5%	24.4%	19.3%		8.1%	13.0%	15.1%	11.4%

<付録図表5-2> 政労使三者協議機関：委員会：執行型（政策執行過程）

	1960s	1970s	1980s	1985s	1990s	1995s	2000s	2005s
デンマーク 委員会数	324	329	155	149	125	151	197	159
デンマーク 利益代表参加 参加比率(%)	186	212	110	113	97	113	131	127
デンマーク 参加比率(%)	57.4%	64.4%	71.0%	75.8%	77.6%	74.8%	66.5%	79.9%
ノルウェー 委員会数			285	275	260	228	193	133
ノルウェー 利益代表参加 参加比率(%)			213	204	183	150	129	82
ノルウェー 参加比率(%)			74.7%	74.2%	70.4%	65.8%	66.8%	61.7%
スウェーデン 委員会数	49	77	125		100		83	
スウェーデン 利益代表参加 参加比率(%)	16	34	59		57		31	
スウェーデン 参加比率(%)	32.7%	44.2%	47.2%		57.0%		37.3%	
独立機関 スウェーデン 委員会数	34	54	72		90		74	
独立機関 スウェーデン 利益代表参加 参加比率(%)	19	32	46		57		49	
独立機関 スウェーデン 参加比率(%)	55.9%	59.3%	63.9%		63.3%		66.2%	
総合 スウェーデン 委員会数	83	131	197		190		157	
総合 スウェーデン 利益代表参加 参加比率(%)	35	66	105		114		80	
総合 スウェーデン 参加比率(%)	42.2%	50.4%	53.3%		60.0%		51.0%	

(出典) Peter Munk Christiansen, Asbjørn Sonne Nørgaard, Hilmar Rommetvedt, Torsten Svensson, Gunnar Thesen, and PerOla Öberg, "Varieties of Democracy: Interest Groups and Corporatist Committees in Scandinavian Policy Making," *Voluntas*, Vol. 21, 2010, Table 1 (p. 31) および Table 2 (p. 32) より作成。

＜付録図表6＞ オランダ：所得政策におけるコーポラティズム度

型	1965		1966		1967		1968		1969		1970		1971		1972		1973		1974		1975			
	初期	帰結	初期	帰結	初期	帰結	初期	帰結	初期	帰結	初期	帰結	初期	帰結	初期	帰結	初期	帰結	初期	帰結	初期	帰結		
パートナーシップ型	年	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975												
	初期	0.33	0.25	0.33	0.33	0.17	0.75	0.33	0.50	0.50	0.25	0.50												
	帰結	0.67	0.33	0.33	0.17	0.17	0.50	0.08	0.08	0.25	0.33	0.50												
	年	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985													
	初期	0.25	0.50	0.25	0.17	0.50	0.33	0.17	0.33	0.25	0.33													
	帰結	0.33	0.50	0.50	0.25	0.33	0.17	0.33	0.25	0.25	0.17													
	年	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995													
	初期	0.08	0.50	0.25	0.50	1.00	0.17	0.17	0.67	0.17	0.25													
	帰結	0.08	0.67	0.25	0.30	0.67	0.50	0.08	0.67	0.75	0.25													
	年	1996	1997	1998	1999	2000																		
初期	0.50	0.50	0.50	0.67	0.50																			
帰結	0.50	0.50	0.50	1.00	0.50																			
政府介入型	年	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975												
	初期	0.25	0.17	0.67	0.67	0.33	0.50	0.67	0.33	0.33	0.17	0.33												
	帰結	0.50	0.67	0.33	0.17	0.33	1.00	0.08	0.08	0.17	0.67	0.33												
	年	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985													
	初期	0.17	0.33	0.17	0.33	0.33	0.25	0.17	0.25	0.25	0.67													
	帰結	0.67	0.33	0.33	0.17	0.67	0.33	0.67	0.25	0.25	0.17													
	年	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995													
	初期	0.08	0.33	0.17	0.33	0.75	0.33	0.08	0.50	0.33	0.17													
	帰結	0.08	0.50	0.17	0.33	0.50	0.33	0.08	0.50	0.50	0.17													
	年	1996	1997	1998	1999	2000																		
初期	0.33	0.33	0.33	0.50	0.33																			
帰結	0.33	0.33	0.33	0.75	0.33																			

(出典) Jaap Woldendorp and Hans Keman, “The Polder Model Reviewed: Dutch Corporatism,” *Economic and Industrial Democracy*, Vol. 28, 2007, pp. 341-342 (Table A1), より筆者が算出。

* 表の括弧内の数値は、本文中にあるように、二つの指標を掛けた最大値12で除したものである。